

土木工事現場必携

所 属	
氏 名	

令和 8 年 1 0 月

富山県土木部

富山県土木部 土木工事現場必携 (R08.10)

目 次

1	富山県土木工事施工管理基準	1-1-1
1)	出来形管理基準	
	目 次	1-2-1
	第1編 共 通 編	1-3-1
	第3編 土木工事共通編	1-3-8
	第5編 河 川 編	1-3-94
	第6編 河川海岸編	1-3-100
	第7編 砂 防 編	1-3-107
	第8編 ダ ム 編	1-3-112
	第9編 道 路 編	1-3-117
	第10編 下 水 道 編	1-3-138
	出来形管理図・測定表	1-3-145
	雪寒施設施工管理基準表 (参考資料)	1-3-148
2)	品質管理基準	
	目 次	1-4-1
	品質管理基準	1-5-1
	ロックボルトの引抜試験 (N A T M) 参考資料	1-5-59
	テストハンマーによる強度推定調査・ひび割れ調査 参考資料	1-5-61
3)	塗膜厚施工管理基準	1-7-1
<参考資料>		
2	富山県土木部建設工事監督要領	2-1-1
	工事監督におけるワンデーレスポンスの手引き	2-2-1
3	富山県建設工事検査技術基準	3-1-1
4	レディーミクストコンクリート単位水量測定・管理要領	4-1-1
5	提出書類一覧表、工事書類の簡素化試行要領 (案)	5-1-1
6	労働災害防止 関係資料	6-1-1
	工事現場における作業主任者の選任の徹底について	6-2-1
	悪天候時における労働災害防止対策の徹底について	6-3-1
	事故発生から工事事故報告書提出まで	6-4-1
7	テストハンマーによるコンクリート圧縮強度検査	7-1-1

* 公表用の土木工事現場必携には、以下の資料は付けていません。

6 事故発生から工事事故報告書提出まで

土 木 工 事 施 工 管 理 基 準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-28「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

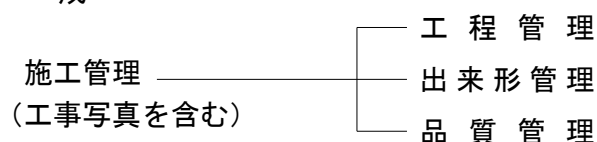
1. 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、富山県土木部が発注する土木工事について適用する。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、**施工管理計画**及び**施工管理担当者**を定めなければならない。
- (2) **施工管理担当者**は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の**請求**に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持管理等の当初工事計画が困難な工事内容については省略できるものとする。

なお、工事の種別、規模を問わずすべての工事について実施するものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。測定基準におい

て測定箇所数「〇〇につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

なお、工事の種別、規模を問わずすべての工事について実施するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

(4) 写真管理

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を土木工事写真撮影要領により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

6. 施工管理基準及び規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。ただし、既設構造物又は関連する他の工種により制約を受けるものと認められる場合等は、この限りではない。

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			1-3-1
	1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			1-3-1
	1-2-3-2	3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			1-3-2
	1-2-3-3	1	盛土工			1-3-3
	1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			1-3-3
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ） 壁工法		1-3-4
				多数アンカー式補強土 工法		1-3-4
				ジオテキスタイルを用 いた補強土工法		1-3-4
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		1-3-4
	1-2-3-6		堤防天端工			1-3-4
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			1-3-5
	1-2-4-2	2	掘削工（面管理の場合）			1-3-5
	1-2-4-3	1	路体盛土工			1-3-6
	1-2-4-3	2	路体盛土工 （面管理の場合）			1-3-6
	10-1-3-6	1	路床盛土工			1-3-6
	1-2-4-4	2	路床盛土工 （面管理の場合）			1-3-6
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		1-3-7
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			1-3-7

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形 管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-1-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮 設は除く）	鋼矢板		1-3-8
				軽量鋼矢板		1-3-8
				コンクリート矢板		1-3-8
				広幅鋼矢板		1-3-8
				可とう鋼矢板		1-3-8
	3-1-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		1-3-8
	3-1-3-6		小型標識工			1-3-8
	3-1-3-7		防止柵工	立入防止柵		1-3-9
				転落（横断）防止柵		1-3-9
	10-1-3-6			車止めポスト		1-3-9
	3-1-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		1-3-9
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		1-3-9
	3-1-3-9		区画線工			1-3-10
	3-1-3-10		道路付属物工	視線誘導標		1-3-10
				距離標		1-3-10
	3-1-3-11		コンクリート面塗装工			1-3-10
	3-1-3-12	1	プレション桁製作工（購入工）	けた橋		1-3-11
		2	プレション桁製作工（購入工）	スラブ桁		1-3-11
	3-1-3-13	1	ボーステンション桁製作工			1-3-12
		2	プレキャストメント桁製作工	（購入工）		1-3-12
	3-1-3-14		プレキャストメント主桁組立工			1-3-12
	3-1-3-15		PCボックス製作工			1-3-13
	3-1-3-16	1	PC箱桁製作工			1-3-13
		2	PC押出し箱桁製作工			1-3-14
	3-1-3-17		根固めブロック工			1-3-14
	3-1-3-18		沈床工			1-3-15
	3-1-3-19		捨石工			1-3-15
	3-1-3-22		階段工			1-3-15
	3-1-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		1-3-15
		2	伸縮装置工	鋼製フィッジョイント		1-3-16
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		1-3-16
	3-1-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		1-3-16
		2	多自然型護岸工	かごマット		1-3-16
	3-1-3-27	1	羽口工	じゃかご		1-3-17
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		1-3-17
	3-1-3-28		プレキャストカバー工	プレキャストボックス工		1-3-17
				プレキャストパイプ工		1-3-17
	3-1-3-29	1	側溝工	プレキャスト型側溝		1-3-18
				L型側溝工		1-3-18
				自由勾配側溝		1-3-18
				管渠		1-3-18
		2	側溝工	場所打水路工		1-3-18
		3	側溝工	暗渠工		1-3-18
	3-1-3-30		集水井工			1-3-19
	3-1-3-31		現場塗装工			1-3-19

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形 管理基準	頁
第4節 基礎工	3-1-4-1		一般事項	切込砂利		1-3-19
				砕石基礎工		1-3-19
				割ぐり石基礎工		1-3-19
				均しコンクリート		1-3-19
	3-1-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		1-3-19
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		1-3-20
	3-1-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		1-3-20
				鋼管杭		1-3-20
				H鋼杭		1-3-20
		2	既製杭工	鋼管パイロット杭		1-3-20
	3-1-4-5		場所打杭工			1-3-20
	3-1-4-6		深礎工			1-3-21
	3-1-4-7		オープンケーソン基礎工			1-3-21
	3-1-4-8		ニューマチック管基礎工			1-3-21
	3-1-4-9		鋼管矢板基礎工			1-3-22
第5節 石・ブロック 積（張）工	3-1-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		1-3-22
				コンクリートブロック張り		1-3-22
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		1-3-22
	3-1-5-4	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		1-3-23
			緑化ブロック工			1-3-23
第6節 一般舗装工	3-1-5-5		石積（張）工			1-3-23
	3-1-6-6		橋面防水工			1-3-23
	3-1-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		1-3-24
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		1-3-25
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-3-26
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工） （面管理の場合）		1-3-27
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-3-28
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工） （面管理の場合）		1-3-29
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-3-30
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）		1-3-31
		9	アスファルト舗装工	基層工		1-3-32
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		1-3-33
		11	アスファルト舗装工	表層工		1-3-34
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		1-3-35
	3-1-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1-3-35
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		1-3-36
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-3-36
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工） （面管理の場合）		1-3-37
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-3-37
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工） （面管理の場合）		1-3-38
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-3-38
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		1-3-39

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形 管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-1-6-8	9	半たわみ性舗装工	基層工		1-3-39
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		1-3-40
		11	半たわみ性舗装工	表層工		1-3-40
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		1-3-41
	3-1-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1-3-41
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		1-3-42
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-3-42
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工） （面管理の場合）		1-3-43
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-3-43
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工） （面管理の場合）		1-3-44
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-3-44
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）		1-3-45
		9	排水性舗装工	基層工		1-3-45
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		1-3-46
		11	排水性舗装工	表層工		1-3-46
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		1-3-47
	3-1-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1-3-48
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		1-3-48
		3	透水性舗装工	表層工		1-3-49
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		1-3-49
	3-1-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-3-50
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）		1-3-50
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		1-3-51
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		1-3-51
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		1-3-52
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		1-3-52
	3-1-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		1-3-53
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		1-3-53
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		1-3-54
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		1-3-54
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		1-3-55
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		1-3-55
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		1-3-56
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		1-3-56
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		1-3-57
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		1-3-57
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		1-3-58
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工） （面管理の場合）		1-3-58
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		1-3-59
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工） （面管理の場合）		1-3-59
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		1-3-60
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		1-3-60

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形 管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-1-6-12	17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層) (面管理の場合)		1-3-61
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		1-3-61
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		1-3-62
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		1-3-62
	3-1-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		1-3-63
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		1-3-63
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-3-64
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-3-64
		5	薄層カラー舗装工	基層工		1-3-64
	3-1-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		1-3-65
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		1-3-65
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		1-3-66
	3-1-6-14	4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-3-66
		5	ブロック舗装工	基層工		1-3-66
	3-1-6-15	1	路面切削工			1-3-67
		2	路面切削工 (面管理の場合)			1-3-67
	3-1-6-16		舗装打換え工			1-3-67
	3-1-6-17	1	オーバーレイ工			1-3-68
		2	オーバーレイ工 (面管理の場合)			1-3-68
第7節 地盤改良工	3-1-7-2		路床安定処理工			1-3-69
			置換工			1-3-69
	3-1-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		1-3-69
		2	表層安定処理工	ICT施工の場合		1-3-70
	3-1-7-5		バイルネット工			1-3-70
	3-1-7-6		サンドマット工			1-3-70
			バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		1-3-71
				ベーパードレーン工		1-3-71
				袋詰式サンドドレーン工		1-3-71
	3-1-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションバイブル工		1-3-71
	3-1-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		1-3-71
				高圧噴射攪拌工		1-3-71
				スラリー攪拌工		1-3-71
				生石灰バイブル工		1-3-71
				スラリー攪拌工		1-3-71
		2	固結工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合		1-3-71-(2)
				中層混合処理工		1-3-72
	3-1-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		1-3-72
				鋼矢板		1-3-72
		2	土留・仮締切工	アンカー工		1-3-72
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		1-3-72
		4	土留・仮締切工	締切盛土		1-3-72
第10節 仮設工	3-1-10-5	5	土留・仮締切工	中詰盛土		1-3-73
		3-1-10-9	地中連続壁工 (壁式)			1-3-73
		3-1-10-10	地中連続壁工 (柱列式)			1-3-73
		3-1-10-22	法面吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	3-1-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形 管理基準	頁
第12節 工場製作工 (共通)	3-1-12-1	1	一般事項	鋳造費 (金属支承工)		1-3-74
		2	一般事項	鋳造費 (大型ゴム支承工)		1-3-75
		3	一般事項	仮設材製作工		1-3-76
		4	一般事項	刃口金物製作工		1-3-76
	3-1-12-3	1	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合 シミュレーション仮組検査を実施する場合		1-3-77 1-3-77
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		1-3-79
		3	桁製作工	鋼製えん堤製作工 (仮組立時)		1-3-80
	3-1-12-4		検査路製作工			1-3-82
	3-1-12-5		鋼製伸縮継手製作工			1-3-82
	3-1-12-6		落橋防止装置製作工			1-3-82
	3-1-12-7		橋梁用防護柵製作工			1-3-82
	3-1-12-8		アンカーフレーム製作工			1-3-83
	3-1-12-9		プレビーム用桁製作工			1-3-83
	3-1-12-10		鋼製排水管製作工			1-3-84
3-1-12-11		工場塗装工			1-3-84	
第13節 橋梁架設工	3-1-13		架設工 (鋼橋)	クレーン架設		1-3-85
				ケーブルクレーン架設		1-3-85
				ケーブルエレクション架設		1-3-85
				架設桁架設		1-3-85
				送出し架設		1-3-85
	3-1-13		架設工 (コンクリート橋)	トラベラークレーン架設		1-3-85
				クレーン架設		1-3-86
				架設桁架設		1-3-86
				架設工支保工		1-3-86
				固定		1-3-86
第14節 法面工 (共通)	3-1-14-2	1	植生工	移動		1-3-86
				片持架設		1-3-86
				押出し架設		1-3-86
				種子散布工		1-3-86
				張芝工		1-3-86
		2		筋芝工		1-3-86
				市松芝工		1-3-86
				植生シート工		1-3-86
				植生マット工		1-3-86
				植生筋工		1-3-86
	3-1-14-3		人工張芝工		1-3-86	
			植生穴工		1-3-86	
			植生基材吹付工		1-3-87	
			客土吹付工		1-3-87	
3-1-14-4	1	法枠工	コンクリート		1-3-88	
			モルタル		1-3-88	
	2		現場打法枠工		1-3-89	
			現場吹付法枠工		1-3-89	
3-1-14-6		アンカー工	プレキャスト法枠工		1-3-89	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 擁壁工 (共通)	3-1-15-1		一般事項	場所打擁壁工		1-3-90
	3-1-15-2		プレキャスト擁壁工			1-3-90
	3-1-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		1-3-91
				多数アンカー式補強土工法		1-3-91
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1-3-91
	3-1-15-4		井桁ブロック工			1-3-91
第16節 浚渫工 (共通)	3-1-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1-3-92
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船		1-3-92
				バックホウ浚渫船		1-3-92
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		1-3-92
第18節 床版工	3-1-18-2		床版工			1-3-93

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 軽量盛土工	5-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 地盤改良工	5-1-4-2		表層安定処理工		3-1-7-4表層安定処理工	1-3-69
	5-1-4-3		パイルネット工		3-1-7-5パイルネット工	1-3-70
	5-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-1-7-7バーチカルドレーン工	1-3-71
	5-1-4-5		締固め改良工		3-1-7-8締固め改良工	1-3-71
	5-1-4-6		固結工		3-1-7-9固結工	1-3-71
第5節 護岸基礎工	5-1-5-3		基礎工		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19
	5-1-5-4		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
第6節 矢板護岸工	5-1-6-3		笠コンクリート工		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19
	10-1-3-6		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
第7節 法覆護岸工	5-1-7-3		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	5-1-7-4		護岸付風物工			1-3-94
	5-1-7-5		緑化ブロック工		3-1-5-4緑化ブロック工	1-3-23
	5-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	5-1-7-7		石積（張）工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23
	5-1-7-8		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
	5-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
				巨石積み	3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
				かごマット	3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
	5-1-7-10		吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	5-1-7-11		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-87
	5-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	1-3-4
	5-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
			かご枠	3-1-3-27羽口工	1-3-17	
			連節ブロック張り	3-1-5-3連節ブロック張り	1-3-22	
第8節 擁壁護岸工	5-1-8-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	5-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90
第9節 根固め工	5-1-9-3		根固めブロック工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	5-1-9-5		沈床工		3-1-3-18沈床工	1-3-20
	5-1-9-6		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	5-1-9-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第10節 水制工	5-1-10-3		沈床工		3-1-3-18沈床工	1-3-20
	5-1-10-4		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	5-1-10-5		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
	5-1-10-8		杭出し水制工			1-3-94
第11節 付帯道路工	5-1-11-3		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	5-1-11-5		アスファルト舗装工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24
	5-1-11-6		コンクリート舗装工		3-1-6-12コンクリート舗装工	1-3-53

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	5-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
	5-1-11-8		ブロック舗装工		3-1-6-14ブロック舗装工	1-3-65
	5-1-11-9		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	5-1-11-10		集水樹工		3-1-3-30集水樹工	1-3-19
	5-1-11-11		縁石工		3-1-3-5縁石工	1-3-8
	5-1-11-12		区画線工		3-1-3-9区画線工	1-3-10
第12節 付帯道路施設工	5-1-12-3		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
	5-1-12-4		標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8
第13節 光ケーブル配管工	5-1-13-3		配管工			1-3-94
	5-1-13-4		ハンドホール工			1-3-95
第2章 浚渫（川）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	5-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-1-16-3浚渫船運転工	1-3-92
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	5-2-4-2		浚渫船運転工		3-1-16-3浚渫船運転工	1-3-92
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	5-2-5-2		浚渫船運転工		3-1-16-3浚渫船運転工	1-3-92
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	5-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 地盤改良工	5-3-4-2		固結工		3-1-7-9固結工	1-3-71
第5節 樋門・樋管本体工	5-3-5-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-3-5-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-3-5-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-3-5-6	1	函渠工	本体工		1-3-95
		2	函渠工	ヒューム管		1-3-95
				P C管		1-3-95
				コルゲートパイプ		1-3-95
				ダクタイル鋳鉄管		1-3-95
			P C函渠	3-1-3-28プレキャストカルバート工		1-3-17
	5-3-5-7		翼壁工			1-3-96
	5-3-5-8		水叩工			1-3-96
第6節 護床工	5-3-5-3		根固めブロック工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	5-3-5-5		沈床工		3-1-3-18沈床工	1-3-20
	5-3-6-6		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	5-3-6-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第7節 水路工	5-3-7-3		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	5-3-7-4		集水樹工		3-1-3-30集水樹工	1-3-19
	5-3-7-5		暗渠工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
	5-3-7-6		樋門接続暗渠門		3-1-3-28プレキャストカルバート工	1-3-17
第8節 付属物設置工	5-3-8-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	5-3-8-7		階段工		3-1-3-22階段工	1-3-15
第4章 水門						
第3節 工場製作工	5-4-3-3		桁製作工		3-1-12-3桁製作工	1-3-77

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	5-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-3-82
	5-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-1-12-6落橋防止装置製作工	1-3-82
	5-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-1-12-10鋼製排水管製作工	1-3-84
	5-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	1-3-82
	5-4-3-9		仮設材製作工		3-1-12-1仮設材製作工	1-3-76
	5-4-3-10		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第5節 軽量盛土工	5-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第6節 水門本体工	5-4-6-4		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-4-6-5		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-4-6-7		床版工			1-3-96
	5-4-6-8		堰柱工			1-3-96
	5-4-6-9		門柱工			1-3-96
第6節 水門本体工	5-4-6-10		ゲート操作台工			1-3-96
	5-4-6-11		胸壁工			1-3-96
	5-4-6-12		翼壁工		5-3-5-7翼壁工	1-3-96
第7節 護床工	5-4-6-13		水叩工		5-3-5-8水叩工	1-3-96
	5-4-7-3		根固めブロック工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	5-4-7-5		沈床工		3-1-3-18沈床工	1-3-20
	5-4-7-6		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	5-4-7-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第8節 付属物設置工	5-4-8-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	5-4-8-8		階段工		3-1-3-22階段工	1-3-15
第9節 鋼管理橋上部工	5-4-9-4		架設工（クレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-7		架設工（架設桁架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-8		架設工（送出し架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-10		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
第10節 橋梁現場塗装工	5-4-10-2		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
第11節 床版工	5-4-11-2		床版工		3-1-18-2床版工	1-3-93
第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	5-4-12-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-16
	5-4-12-4		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128
	5-4-12-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	5-4-12-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	5-4-12-7		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第14節 コンクリート管理橋上部工（P C橋）	5-4-14-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-1-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1-3-11

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋 上部工（P C 橋）	5-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-1-3-13ポストテンション 桁製作工	1-3-12
	5-4-14-4		プレキャストセグメ ント桁製作工（購入 工）		3-1-3-12プレキャストセグ メント桁製作工（購入工）	1-3-11
	5-4-14-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-1-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	1-3-12
	5-4-14-6		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	5-4-14-7		架設工（クレーン架 設）		3-1-13架設工（コンクリ ート橋）	1-3-86
	5-4-14-8		架設工（架設桁架設）		3-1-13架設工（コンクリ ート橋）	1-3-86
	5-4-14-9		床版・横組工		3-1-18-2床版工	1-3-93
	5-4-14-10		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
第15節 コンクリート管理橋 上部工（P C ホロー スラブ橋）	5-4-15-3		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	5-4-15-4		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
	5-4-15-5		P C ホロースラブ製 作工		3-1-3-15 P C ホロースラブ 製作工	1-3-13
第16節 橋梁付属物工（コン クリート管理橋）	5-4-16-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
	5-4-16-4		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128
	5-4-16-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	5-4-16-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	5-4-16-7		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第18節 舗装工	5-4-18-5		アスファルト舗装工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24
	5-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-1-6-8半たわみ性舗装工	1-3-35
	5-4-18-7		排水性舗装工		3-1-6-9排水性舗装工	1-3-41
	5-4-18-8		透水性舗装工		3-1-6-10透水性舗装工	1-3-48
	5-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-1-6-11グースアスファルト 舗装工	1-3-50
	5-4-18-10		コンクリート舗装工		3-1-6-12コンクリート舗装 工	1-3-53
	5-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
	5-4-18-12		ブロック舗装工		3-1-6-14ブロック舗装工	1-3-65
第5章 堰						
第3節 工場製作工	5-5-3-3		刃口金物製作工		3-1-12-1刃口金物製作工	1-3-76
	5-5-3-4		桁製作工		3-1-12-3桁製作工	1-3-77
	5-5-3-5		検査路製作工		3-1-12-4検査路製作工	1-3-82
	5-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-1-12-5鋼製伸縮継手製作 工	1-3-82
	5-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-1-12-6落橋防止装置製作 工	1-3-82
	5-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-1-12-10鋼製排水管製作工	1-3-84
	5-5-3-9		プレビーム用桁製作 工		3-1-12-9プレビーム用桁製 作工	1-3-83
	5-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-1-12-7橋梁用防護柵製作 工	1-3-82
	5-5-3-12		アンカーフレーム製 作工		3-1-12-8アンカーフレーム 製作工	1-3-83

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	5-5-3-13		仮設材製作工		3-1-12-1仮設材製作工	1-3-76
	5-5-3-14		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第5節 軽量盛土工	5-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第6節 可動堰本体工	5-5-6-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-5-6-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-5-6-5		オープンケーソン基 礎工		3-1-4-7オープンケーソン基 礎工	1-3-21
	5-5-6-6		ニューマチックケー ソン基礎工		3-1-4-8ニューマチックケー ソン基礎工	1-3-21
	5-5-6-7		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-5-6-8		床版工		5-4-6-7床版工	1-3-96
	5-5-6-9		堰柱工		5-4-6-8堰柱工	1-3-96
	5-5-6-10		門柱工		5-4-6-9門柱工	1-3-96
	5-5-6-11		ゲート操作台工		5-4-6-10ゲート操作台工	1-3-96
	5-5-6-12		水叩工		5-3-5-8水叩工	1-3-96
	5-5-6-13		閘門工			1-3-96
	5-5-6-14		土砂吐工			1-3-96
	5-5-6-15		取付擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	5-5-7-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-5-7-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
第7節 固定堰本体工	5-5-7-5		オープンケーソン基 礎工		3-1-4-7オープンケーソン基 礎工	1-3-21
	5-5-7-6		ニューマチックケー ソン基礎工		3-1-4-8ニューマチックケー ソン基礎工	1-3-21
	5-5-7-7		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-5-7-8		堰本体工			1-3-96
	5-5-7-9		水叩工			1-3-96
	5-5-7-10		土砂吐工			1-3-96
	5-5-7-11		取付擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
第8節 魚道工	5-5-8-3		魚道本体工			1-3-97
第9節 管理橋下部工	5-5-9-2		管理橋橋台工			1-3-97
第10節 鋼管理橋上部工	5-5-10-4		架設工（クレーン架 設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-5		架設工（ケーブルク レーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-6		架設工（ケーブルエ レクション架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-7		架設工（架設桁架 設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-8		架設工（送出し架 設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-9		架設工（トラベラー クレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-10		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
第11節 橋梁現場塗装工	5-5-11-2		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
第12節 床版工	5-5-12-2		床版工		3-1-18-2床版工	1-3-93
第13節 橋梁付属物工（鋼管 理橋）	5-5-13-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
	5-5-13-4		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-5-13-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	5-5-13-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	5-5-13-7		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-1-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-3-11
	5-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-1-3-13ポストテンション桁製作工	1-3-12
	5-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-1-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-3-12
	5-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-1-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-3-12
	5-5-15-6		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	5-5-15-7		架設工(クレーン架設)		3-1-13架設工(コンクリート橋)	1-3-86
	5-5-15-8		架設工(架設桁架設)		3-1-13架設工(コンクリート橋)	1-3-86
	5-5-15-9		床版・横組工		3-1-18-2床版工	1-3-93
	5-5-15-10		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	5-5-16-3		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	5-5-16-4		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
	5-5-16-5		PCホロースラブ製作工		3-1-3-15PCホロースラブ製作工	1-3-13
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5-5-17-3		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	5-5-17-4		PC箱桁製作工		3-1-3-16PC箱桁製作工	1-3-13
	5-5-17-5		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5-5-18-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-16
	5-5-18-4		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128
	5-5-18-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	5-5-18-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	5-5-18-7		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第20節 付属物設置工	5-5-20-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	5-5-20-7		階段工		3-1-3-22階段工	1-3-16
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	5-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 機場本体工	5-6-4-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-6-4-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-6-4-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-6-4-6		本体工			1-3-98
	5-6-4-7		燃料貯油槽工			1-3-98
第5節 沈砂池工	5-6-5-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 沈砂池工	5-6-5-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-6-5-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-6-5-6		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	5-6-5-7		コンクリート床版工			1-3-98
	5-6-5-8		ブロック床版工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	5-6-5-9		場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
第6節 吐出水槽工	5-6-6-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-6-6-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-6-6-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-6-6-6		本体工		5-6-4-6本体工	1-3-98
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	5-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 床止め工	5-7-4-4		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-7-4-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-7-4-6		本体工	床固め本体工		1-3-99
				植石張り	3-1-5-5石積(張)工	1-3-23
				根固めブロック	3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	5-7-4-7		取付擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	5-7-4-8		水叩工	水叩工		1-3-99
				巨石張り	3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
第5節 床固め工	5-7-5-4		本堤工		5-7-4-6本体工	1-3-99
	5-7-5-5		垂直壁工		5-7-4-6本体工	1-3-99
	5-7-5-6		側壁工			1-3-99
	5-7-5-7		水叩工		5-7-4-8水叩工	1-3-99
第6節 山留擁壁工	5-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	5-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	5-7-6-5		石積擁壁工		3-1-5-5石積(張)工	1-3-23
	5-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-1-4-3基礎工(護岸)	1-3-19
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	5-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	1-3-4
	5-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-1-6-12コンクリート舗装工	1-3-53
	5-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24
第8節 付属物復旧工	5-8-8-2		付属物復旧工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
第9節 付属物設置工	5-8-9-3		防護柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	5-8-9-5		付属物設置工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
第10節 光ケーブル配管工	5-8-10-3		配管工		5-1-13-3配管工	1-3-94
	5-8-10-4		ハンドホール工		5-1-13-4ハンドホール工	1-3-95
第12節 植栽維持工	5-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-1-14-2植生工	1-3-86
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	5-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 腹付工	5-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	1-3-4
	5-9-4-3		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 側帯工	5-9-5-2		緑切工	じゃかご工	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				連節ブロック張り	3-1-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	1-3-22
				コンクリートブロック張り	3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
				石張工	3-1-5-5石積(張)工	1-3-23
	5-9-5-3		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
第6節 堤脚保護工	5-9-6-3		石積工		3-1-5-5石積(張)工	1-3-23
	5-9-6-4		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
第7節 管理用通路工	5-9-7-2		防護柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	5-9-7-4		路面切削工		3-1-6-15路面切削工	1-3-67
	5-9-7-5		舗装打換え工		3-1-6-16舗装打換え工	1-3-67
	5-9-7-6		オーバーレイ工		3-1-6-17オーバーレイ工	1-3-67
	5-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-1-3-29側溝工	1-3-18
				集水樹工	3-1-3-30集水樹工	1-3-19
	5-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-1-3-5緑石工	1-3-8
第8節 現場塗装工	5-9-8-3		付属物塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
	5-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-1-3-11コンクリート面塗装工	1-3-10

【第6編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-1-7-4表層安定処理工	1-3-69
	6-1-4-3		パイルネット工		3-1-7-5パイルネット工	1-3-70
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-1-7-7バーチカルドレーン工	1-3-71
	6-1-4-5		締固め改良工		3-1-7-8締固め改良工	1-3-71
	6-1-4-6		固結工		3-1-7-9固結工	1-3-71
第5節 護岸基礎工	6-1-5-4		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	6-1-5-5		場所打コンクリート工			1-3-100
	6-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			1-3-100
	10-1-3-6		笠コンクリート工		3-1-4-3基礎工(護岸)	1-3-19
	6-1-5-8		基礎工		3-1-4-3基礎工(護岸)	1-3-19
	6-1-5-9		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
第6節 護岸工	6-1-6-3		石積(張)工		3-1-5-5石積(張)工	1-3-23
	6-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			1-3-100
	6-1-6-5		コンクリート被覆工			1-3-101
第7節 擁壁工	6-1-7-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
第8節 天端被覆工	6-1-8-2		コンクリート被覆工			1-3-101
第9節 波返工	6-1-9-3		波返工			1-3-101
第10節 裏法被覆工	6-1-10-2		石積(張)工		3-1-5-5石積(張)工	1-3-23
	6-1-10-3		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	6-1-10-4		コンクリート被覆工		6-1-6-5コンクリート被覆工	1-3-101
	6-1-10-5		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
第11節 カルバート工	6-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-1-3-28プレキャストカルバート工	1-3-17
第12節 排水構造物工	6-1-12-3		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	6-1-12-4		集水樹工		3-1-3-30集水樹工	1-3-19
	6-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-1-3-29暗渠工	1-3-18
				プレキャストボックス	3-1-3-29暗渠工	1-3-18
				コルゲートパイプ	3-1-3-29暗渠工	1-3-18
				タグタイル鋳鉄管	3-1-3-29暗渠工	1-3-18
	6-1-12-6		場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
第13節 付属物設置工	6-1-13-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	6-1-13-6		階段工		3-1-3-22階段工	1-3-15
第14節 付帯道路工	6-1-14-3		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	6-1-14-5		アスファルト舗装工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24
	6-1-14-6		コンクリート舗装工		3-1-6-12コンクリート舗装工	1-3-53
	6-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
	6-1-14-8		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	6-1-14-9		集水樹工		3-1-3-30集水樹工	1-3-19
	6-1-14-10		緑石工		3-1-3-5緑石工	1-3-8

【第6編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 付帯道路工	6-1-14-11		区画線工		3-1-3-9区画線工	1-3-10
第15節 付帯道路施設工	6-1-15-3		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
	6-1-15-4		小型標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8
第2章 突堤・人工岬						
第3節 軽量盛土工	6-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 突堤基礎工	6-2-4-4		捨石工			1-3-102
	6-2-4-5		吸出し防止工			1-3-102
第5節 突堤本体工	6-2-5-2		捨石工			1-3-102
	6-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			1-3-103
	6-2-5-6		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	6-2-5-7		詰杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	6-2-5-8		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	6-2-5-9		石枠工			1-3-103
	6-2-5-10		場所打コンクリート工			1-3-103
	6-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		1-3-104
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		1-3-104
	6-2-5-12	3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		1-3-104
		1	セルラー工	セルラー工製作		1-3-105
		2	セルラー工	セルラー工据付		1-3-105
		3	セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		1-3-105
第6節 根固め工	6-2-6-2		捨石工			1-3-105
	6-2-6-3		根固めブロック工			1-3-106
第7節 消波工	6-2-7-2		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	6-2-7-3		消波ブロック工			1-3-106
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）						
第3節 海域堤基礎工	6-3-3-3		捨石工			1-3-106
	6-3-3-4		吸出し防止工		6-2-4-5吸出し防止工	1-3-102
第4節 海域堤本体工	6-3-4-2		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	6-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		6-2-5-5海岸コンクリートブロック工	1-3-103
	6-3-4-4		ケーソン工		6-2-5-11ケーソン工	1-3-104
	6-3-4-5		セルラー工		6-2-5-12セルラー工	1-3-105
	6-3-4-6		場所打コンクリート工		6-2-5-10場所打コンクリート工	1-3-103
第4章 浚渫（海）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-4-2-2		浚渫船運転工		3-1-16-3浚渫船運転工	1-3-92
第3節 浚渫工（グラブ船）	6-4-3-2		浚渫船運転工		3-1-16-3浚渫船運転工	1-3-92
第5章 養浜						
第2節 軽量盛土工	6-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第3節 砂止工	6-5-3-2		根固めブロック工		6-2-6-3根固めブロック工	1-3-106

【第7編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防えん堤						
第3節 工場製作工	7-1-3-3		鋼製えん堤製作工		3-1-12-3-3桁製作工 (鋼製えん堤製作工（仮組立時）)	1-3-80
	7-1-3-4		鋼製えん堤仮設材製作工			1-3-107
	7-1-3-5		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第5節 軽量盛土工	7-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第6節 法面工	7-1-6-2		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
	7-1-6-3		法面吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	7-1-6-4		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
	7-1-6-6		アンカー工		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
	7-1-6-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
	10-1-3-6			ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第8節 コンクリートえん堤工	7-1-8-4		コンクリートえん堤本体工			1-3-107
	7-1-8-5		コンクリート副えん堤工		7-1-8-4コンクリート堰堤本体工	1-3-107
	7-1-8-6		コンクリート側壁工			1-3-107
	7-1-8-8		水叩工			1-3-107
第9節 鋼製えん堤工	7-1-9-5		鋼製えん堤本体工	不透過型		1-3-107
				透過型		1-3-108
	7-1-9-6		鋼製側壁工			1-3-110
	7-1-9-7		コンクリート側壁工		7-1-8-6コンクリート側壁工	1-3-107
	7-1-9-9		水叩工		7-1-8-8水叩工	1-3-107
	7-1-9-10		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
第10節 護床工・根固め工	7-1-10-4		根固めブロック工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	7-1-10-6		沈床工		3-1-3-18沈床工	1-3-20
	7-1-10-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第11節 砂防えん堤付属物設置工	7-1-11-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
第12節 付帯道路工	7-1-12-3		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	7-1-12-5		アスファルト舗装工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24
	7-1-12-6		コンクリート舗装工		3-1-6-12コンクリート舗装工	1-3-53
	7-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
	7-1-12-8		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	7-1-12-9		集水樹工		3-1-3-30集水樹工	1-3-19
	7-1-12-10		縁石工		3-1-3-5縁石工	1-3-8
	7-1-12-11		区画線工		3-1-3-9区画線工	1-3-10
第13節 付帯道路施設工	7-1-13-3		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
	7-1-13-4		小型標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 流路護岸工	7-2-4-4		基礎工（護岸）		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19
	7-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90

【第7編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 流路護岸工	7-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	7-2-4-7		石積擁壁工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23
	7-2-4-8		護岸付属物工		5-1-7-4護岸付属物工	1-3-94
	7-2-4-9		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
第5節 床固め工	7-2-5-4		床固め本体工		7-1-8-4コンクリート堰堤本体工	1-3-107
	7-2-5-5		垂直壁工		7-1-8-4コンクリート堰堤本体工	1-3-107
	7-2-5-6		側壁工		7-1-8-6コンクリート側壁工	1-3-107
	7-2-5-7		水叩工		7-1-8-8水叩工	1-3-107
	7-2-5-8		魚道工			1-3-110
第6節 根固め・水制工	7-2-6-4		根固めブロック工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	7-2-6-6		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	7-2-6-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第7節 流路付属物設置工	7-2-7-2		階段工		3-1-3-22階段工	1-3-15
	7-2-7-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	7-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 法面工	7-3-4-2		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
	7-3-4-3		吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	7-3-4-4		法粹工		3-1-14-4法粹工	1-3-89
	7-3-4-5		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
	7-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
	7-3-4-7		抑止アンカー工		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
第5節 擁壁工	7-3-5-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	7-3-5-4		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	7-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90
	7-3-5-6		補強土壁工		3-1-15-3補強土壁工	1-3-91
	7-3-5-7		井桁ブロック工		3-1-15-4井桁ブロック工	1-3-91
	7-3-5-8		落石防護工		9-1-11-5落石防護柵工	1-3-117
第6節 山腹水路工	7-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
	7-3-6-4		山腹明暗渠工			1-3-110
	7-3-6-5		山腹暗渠工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
	7-3-6-6		現場打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
	7-3-6-7		集水樹工		3-1-3-30集水樹工	1-3-19
第7節 地下水排除工	7-3-7-4		集排水ボーリング工			1-3-111
	7-3-7-5		集水井工			1-3-111
第8節 地下水遮断工	7-3-8-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	7-3-8-4		固結工		3-1-7-9固結工	1-3-71
	7-3-8-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
第9節 抑止杭工	7-3-9-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	7-3-9-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	7-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-1-4-6深礎工	1-3-21
	7-3-9-6		合成杭工			1-3-111
第10節 鉄筋挿入工	7-3-10		鉄筋挿入工			1-3-111

【第8編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	8-1-4		コンクリートダム工	本体		1-3-112
	8-1-4		コンクリートダム工	水叩		1-3-112
	8-1-4		コンクリートダム工	副ダム		1-3-113
	8-1-4		コンクリートダム工	導流壁		1-3-114
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	8-2-4-5		コアの盛立			1-3-115
	8-2-4-6		フィルターの盛立			1-3-115
	8-2-4-7		ロックの盛立			1-3-115
	8-2		フィルダム（洪水吐）			1-3-116
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	8-3-3		ボーリング工			1-3-116

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	9-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		1-3-117
				工場塗装工	3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第4節 地盤改良工	9-1-4-2		路床安定処理工		3-1-7-2路床安定処理工	1-3-69
	9-1-4-3		置換工		3-1-7-3置換工	1-3-69
	9-1-4-4		サンドマット工		3-1-7-6サドマツ工	1-3-70
	9-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-1-7-7パーチカルドレーン工	1-3-71
	9-1-4-6		締固め改良工		3-1-7-8締固め改良工	1-3-71
	9-1-4-7		固結工		3-1-7-9固結工	1-3-71
第5節 法面工	9-1-5-2		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
	10-1-3-6		法面吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	9-1-5-4		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
	9-1-5-6		アンカー工		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
	9-1-5-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第6節 軽量盛土工	9-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第7節 擁壁工	9-1-7-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-1-7-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-1-7-5		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	9-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90
	9-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-1-15-3補強土壁工	1-3-91
				多数アンカー式補強土工法	3-1-15-3補強土壁工	1-3-91
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-1-15-3補強土壁工	1-3-91
	9-1-7-8		井桁ブロック工		3-1-15-4井桁ブロック工	1-3-91
第8節 石・ブロック積（張）工	9-1-8-3		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	9-1-8-4		石積（張）工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23
第9節 カルバート工	9-1-9-4		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-1-9-5		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-1-9-6		場所打函渠工			1-3-117
	9-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-1-3-28プレキャストカルバート工	1-3-17
第10節 排水構造物工（小型水路工）	9-1-10-3		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-1-10-4		管渠工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-1-3-30集水樹工	1-3-19
	9-1-10-6		地下排水工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
	9-1-10-7		場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
	9-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-1-3-29側溝工	1-3-18
第11節 落石雪害防止工	9-1-11-4		落石防止網工			1-3-117
	9-1-11-5		落石防護柵工			1-3-117

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	9-1-11-6		防雪柵工			1-3-118
	9-1-11-7		雪崩予防柵工			1-3-118
第12節 遮音壁工	9-1-12-4		遮音壁基礎工			1-3-118
	9-1-12-5		遮音壁本体工			1-3-118
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	9-2-3-2		路床安定処理工		3-1-7-2路床安定処理工	1-3-69
	9-2-3-3		置換工		3-1-7-3置換工	1-3-69
第4節 舗装工	9-2-4-5		アスファルト舗装工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24
	9-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-1-6-8半たわみ性舗装工	1-3-35
	9-2-4-7		排水性舗装工		3-1-6-9排水性舗装工	1-3-41
	9-2-4-8		透水性舗装工		3-1-6-10透水性舗装工	1-3-48
	9-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-1-6-11グースアスファルト舗装工	1-3-50
	9-2-4-10		コンクリート舗装工		3-1-6-12コンクリート舗装工	1-3-53
	9-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
	9-2-4-12		ブロック舗装工		3-1-6-14ブロック舗装工	1-3-65
	9-2-4		歩道路盤工			1-3-119
	9-2-4		取合舗装路盤工			1-3-119
	9-2-4		路肩舗装路盤工			1-3-119
	9-2-4		歩道舗装工			1-3-119
	9-2-4		取合舗装工			1-3-119
	9-2-4		路肩舗装工			1-3-119
第5節 排水構造物工（路面排水工）	9-2-4		表層工			1-3-119
	9-2-5-3		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-2-5-4		管渠工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-2-5-5		集水樹（街渠樹）・マンホール工		3-1-3-30集水樹工	1-3-19
	9-2-5-6		地下排水工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
	9-2-5-7		場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
	9-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			1-3-120
第6節 縁石工	9-2-6-3		縁石工		3-1-3-5縁石工	1-3-8
第7節 路掛版工	9-2-7-4		路掛版工	コンクリート工		1-3-120
				ラバーシュー		1-3-120
				アンカーボルト		1-3-120
第8節 防護柵工	9-2-8-3		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-2-8-4		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	9-2-8-5		ボックスビーム工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-2-8-6		車止めポスト工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
第9節 標識工	9-2-9-3		小型標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8
	9-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		1-3-120
		2	大型標識工	標識柱工		1-3-120

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	9-2-10-2		区画線工		3-1-3-9区画線工	1-3-10
第12節 道路付属施設工	9-2-12-4		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
	9-2-12-5	1	ケーブル配管工			1-3-121
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		1-3-121
	9-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		1-3-121
第13節 橋梁付属物工	9-2-13-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	9-3-3-2		刃口金物製作工		3-1-12-1刃口金物製作工	1-3-76
	9-3-3-3		鋼製橋脚製作工			1-3-122
	9-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-1-12-8アンカーフレーム製作工	1-3-82
	9-3-3-5		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第5節 軽量盛土工	9-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第6節 橋台工	9-3-6-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-3-6-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-3-6-5		深礎工		3-1-4-6深礎工	1-3-21
	9-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-1-4-7オープンケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-6-8		橋台躯体工			1-3-123
第7節 R C橋脚工	9-3-7-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-3-7-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-3-7-5		深礎工		3-1-4-6深礎工	1-3-21
	9-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-1-4-7オープンケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-1-4-9鋼管矢板基礎工	1-3-22
	9-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		1-3-124
				重力式		1-3-124
				半重力式		1-3-124
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		1-3-125
第8節 鋼製橋脚工	9-3-8-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-3-8-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-3-8-5		深礎工		3-1-4-6深礎工	1-3-21
	9-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-1-4-7オープンケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-1-4-9鋼管矢板基礎工	1-3-22
	9-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		1-3-125
		2	橋脚フーチング工	門型		1-3-126
	9-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		1-3-126
		2	橋脚架設工	門型		1-3-126
	9-3-8-11		現場継手工			1-3-126

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 鋼製橋脚工	9-3-8-12		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
第9節 護岸基礎工	9-3-9-3		基礎工		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19
	9-3-9-4		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
第10節 矢板護岸工	9-3-10-3		笠コンクリート工		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19
	9-3-10-4		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
第11節 法覆護岸工	9-3-11-2		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	9-3-11-3		護岸付属物工		5-1-7-4護岸付属物工	1-3-94
	9-3-11-4		緑化ブロック工		3-1-5-4緑化ブロック工	1-3-23
	9-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	9-3-11-6		石積（張）工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23
	9-3-11-7		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
	9-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
			多自然型護岸工	巨石積み	3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
			多自然型護岸工	かごマット	3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
	9-3-11-9		吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	9-3-11-10		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
	9-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	1-3-4
	9-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				かご枠	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				連節ブロック張り	3-1-5-3連節ブロック張り	1-3-22
第12節 擁壁護岸工	9-3-12-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	9-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	9-4-3-3		桁製作工		3-1-12-3桁製作工	1-3-77
	9-4-3-4		検査路製作工		3-1-12-4検査路製作工	1-3-82
	9-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-3-82
	9-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-1-12-6落橋防止装置製作工	1-3-82
	9-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-1-12-10鋼製排水管製作工	1-3-84
	9-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	1-3-82
	9-4-3-9		橋梁用高欄製作工			1-3-127
	9-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-1-12-3桁製作工	1-3-77
	9-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-1-12-8アンカーフレーム製作工	1-3-83
	9-4-3-13		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第5節 鋼橋架設工	9-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	9-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		1-3-127
		2	支承工	ゴム支承		1-3-127
第6節 橋梁現場塗装工	9-4-6-3		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
第7節 床版工	9-4-7-2		床版工		3-1-18-2床版工	1-3-93
第8節 橋梁付属物工	9-4-8-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
	9-4-8-3		落橋防止装置工			1-3-128
	9-4-8-5		地覆工			1-3-128
	9-4-8-6		橋梁用防護柵工			1-3-128
	9-4-8-7		橋梁用高欄工			1-3-128
	9-4-8-8		検査路工			1-3-128
第9節 歩道橋本体工	9-4-9-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-4-9-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	9-3-8-8橋脚フーチング工	1-3-125
				T型	9-3-8-8橋脚フーチング工	1-3-125
	9-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-4-9-7		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	9-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-1-12-9プレビーム用桁製作工	1-3-83
	9-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	1-3-82
	9-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-3-82
	9-5-3-5		検査路製作工		3-1-12-4検査路製作工	1-3-82
	9-5-3-6		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第5節 P C橋工	9-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-1-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1-3-11
				スラブ橋	3-1-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1-3-11
	9-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-1-3-13ポストテンション桁製作工	1-3-12
	9-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-1-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	1-3-12
	9-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-1-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-3-12
	9-5-5-6		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	9-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-1-13 架設工（コンクリート橋）	1-3-86
	9-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-1-13 架設工（コンクリート橋）	1-3-86
	9-5-5-9		床版・横組工		3-1-18-2床版工	1-3-93
	9-5-5-10		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 プレビーム桁橋工	9-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		1-3-129
	9-5-6-3		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	9-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-5-6-6		床版・横組工		3-1-18-2床版工	1-3-93
	9-5-6-9		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
第7節 P Cホロースラブ橋工	9-5-7-3		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	9-5-7-4		P Cホロースラブ製作工		3-1-3-15 P Cホロースラブ製作工	1-3-13
	9-5-7-5		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
第8節 R Cホロースラブ橋工	9-5-8-3		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	9-5-8-4		R C場所打ホロースラブ製作工		3-1-3-15 P Cホロースラブ製作工	1-3-13
	9-5-8-5		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
第9節 P C版桁橋工	9-5-9-2		P C版桁製作工		3-1-3-15 P Cホロースラブ製作工	1-3-13
第10節 P C箱桁橋工	9-5-10-3		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	9-5-10-4		P C箱桁製作工		3-1-3-16 P C箱桁製作工	1-3-13
	9-5-10-5		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
第11節 P C片持箱桁橋工	9-5-11-2		P C片持箱桁製作工		3-1-3-16 P C箱桁製作工	1-3-13
	9-5-11-3		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	9-5-11-4		架設工（片持架設）		3-1-13架設工（コンクリート橋）	1-3-87
第12節 P C押出し箱桁橋工	9-5-12-2		P C押出し箱桁製作工		3-1-3-16 P C押出し箱桁製作工	1-3-14
			架設工（押出し架設）		3-1-13架設工（コンクリート橋）	1-3-87
第13節 橋梁付属物工	9-5-13-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
	9-5-13-4		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128
	9-5-13-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	9-5-13-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	9-5-13-7		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第6章 トンネル（N A T M）						
第4節 支保工	9-6-4-3		吹付工			1-3-129
	9-6-4-4		ロックボルト工			1-3-129
第5節 覆工	9-6-5-3		覆工コンクリート工			1-3-130
	9-6-5-4		側壁コンクリート工		9-6-5-3覆工コンクリート工	1-3-130
	9-6-5-5		床版コンクリート工			1-3-130
第6節 インバート工	9-6-6-4		インバート本体工			1-3-131
第7節 坑内付帯工	9-6-7-5		地下排水工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
第8節 坑門工	9-6-8-4		坑門本体工			1-3-131
	9-6-8-5		明り巻工			1-3-132

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	9-11-3-3		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第6節 現場打構築工	9-11-6-2		現場打躯体工			1-3-133
	9-11-6-4		カラー継手工			1-3-133
	9-11-6-5	1	防水工	防水		1-3-133
		2	防水工	防水保護工		1-3-133
		3	防水工	防水壁		1-3-134
第7節 プレキャスト構築工	9-11-7-2		プレキャスト躯体工			1-3-134
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	9-12-5-2		管路工	管路部		1-3-134
	9-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		1-3-135
	9-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	9-11-6-2現場打躯体工	1-3-133
第6節 付帯設備工	9-12-6-2		ハンドホール工			1-3-135
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	9-13-3-4		管路工	管路部	9-12-5-2管路工（管路部）	1-3-134
第4節 付帯設備工	9-13-4-2		ハンドホール工		9-12-6-2ハンドホール工	1-3-135
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	9-14-4-3		路面切削工		3-1-6-15路面切削工	1-3-67
	9-14-4-4		舗装打換え工		3-1-6-16舗装打換え工	1-3-67
	9-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			1-3-136
		2	切削オーバーレイ工 （面管理の場合）			1-3-136
	9-14-4-6		オーバーレイ工		3-1-6-17オーバーレイ工	1-3-67
	9-14-4-7		路上再生工			1-3-136- (2)
	9-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
第5節 排水構造物工	9-14-5-3		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-14-5-4		管渠工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-14-5-5		集水樹・マンホール工		3-1-3-30集水樹工	1-3-19
	9-14-5-6		地下排水工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
	9-14-5-7		場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
	9-14-5-8		排水工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
			路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
第6節 防護柵工	9-14-6-2		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-14-6-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	9-14-6-5		ボックスビーム工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-14-6-6		車止めポスト工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
第7節 標識工	9-14-7-3		小型標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8
	9-14-7-4		大型標識工		9-2-9-4大型標識工	1-3-120
第8節 道路付属施設工	9-14-8-4		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
	9-14-8-5		ケーブル配管工		9-2-12-5ケーブル配管工	1-3-121
	9-14-8-6		照明工		9-2-12-6照明工	1-3-121
第9節 軽量盛土工	9-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 擁壁工	9-14-10-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	9-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90
第11節 石・ブロック積 （張）工	9-14-11-3		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	9-14-11-4		石積（張）工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23
第12節 カルバート工	9-14-12-4		場所打函渠工		9-1-9-6場所打函渠工	1-3-117
	9-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-1-3-28プレキャストカルバート工	1-3-17
第13節 法面工	9-14-13-2		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
	9-14-13-3		法面吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	9-14-13-4		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
	9-14-13-6		アンカー工		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
	9-14-13-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第15節 橋梁付属物工	9-15-15-2		伸縮継手工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
	9-15-15-4		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128
	9-15-15-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	9-15-15-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	9-15-15-7		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第17節 現場塗装工	9-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-1-3-11コンクリート面塗装工	1-3-10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	9-16-3-4		桁補強材製作工			1-3-137
	9-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-1-12-6落橋防止装置製作工	1-3-82
第5節 舗装工	9-16-5-3		路面切削工		3-1-6-15路面切削工	1-3-67
	9-16-5-4		舗装打換え工		3-1-6-16舗装打換え工	1-3-67
	9-16-5-5		切削オーバーレイ工		9-14-4-5切削オーバーレイ工	1-3-136
	9-16-5-6		オーバーレイ工		3-1-6-17オーバーレイ工	1-3-67
	9-16-5-7		路上再生工		9-14-4-7路上再生工	1-3-136
	9-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
第6節 排水構造物工	9-16-6-3		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-16-6-4		管渠工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-16-6-5		集水樹・マンホール工		3-1-3-30集水樹工	1-3-18
	9-16-6-6		地下排水工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
	9-16-6-7		場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
	9-16-6-8		排水工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
第7節 縁石工	9-17-7-3		縁石工		3-1-3-5縁石工	1-3-8
第8節 防護柵工	9-16-8-3		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-16-8-4		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	9-16-8-5		ボックスビーム工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-16-8-6		車止めポスト工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
第9節 標識工	9-16-9-3		小型標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8
	9-16-9-4		大型標識工		9-2-9-4大型標識工	1-3-120
第10節 区画線工	9-16-10-2		区画線工		3-1-3-9区画線工	1-3-10

【第9編 道路編】

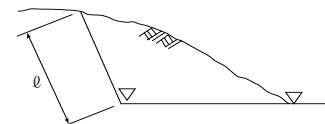
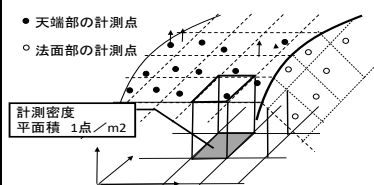
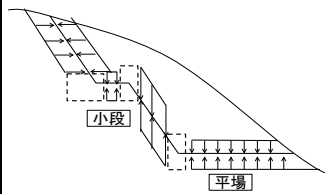
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	9-16-12-4		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
	9-16-12-5		ケーブル配管工		9-2-12-5ケーブル配管工	1-3-121
	9-16-12-6		照明工		9-2-12-6照明工	1-3-121
第13節 軽量盛土工	9-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第14節 擁壁工	9-16-14-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	9-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90
第15節 石・ブロック積（張）工	9-16-15-3		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	9-16-15-4		石積（張）工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23
第16節 カルバート工	9-16-16-4		場所打函渠工		9-1-9-6場所打函渠工	1-3-117
	9-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-1-3-28プレキャストカルバート工	1-3-17
第17節 法面工	9-16-17-2		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
	9-16-17-3		法面吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	9-16-17-4		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
	9-16-17-6		アンカー工		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
	9-16-17-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第18節 落石雪害防止工	9-16-18-4		落石防止網工		9-1-11-4落石防止網工	1-3-117
	9-16-18-5		落石防護柵工		9-1-11-5落石防護柵工	1-3-117
	9-16-18-6		防雪柵工		9-1-11-6防雪柵工	1-3-118
	9-16-18-7		雪崩予防柵工		9-1-11-7雪崩予防柵工	1-3-118
第20節 鋼桁工	9-16-20-3		鋼桁補強工		9-16-3-4桁補強材製作工	1-3-137
第21節 橋梁支承工	9-16-21-3		鋼橋支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	9-16-21-4		P C 橋支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
第22節 橋梁付属物工	9-16-22-3		伸縮継手工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
	9-16-22-4		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
	9-16-22-6		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128
	9-16-22-7		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	9-16-22-8		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	9-16-22-9		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第25節 現場塗装工	9-16-25-3		橋梁塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
	9-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-1-3-11コンクリート面塗装工	1-3-10

【第10編 下水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 下水道						
第3節 管きょ工（開削）	10-1-3-2		管路掘削			1-3-138
	10-1-3-2		管路埋戻			1-3-138
	10-1-3-3		管布設（自然流下管）			1-3-138
	10-1-3-3		矩形渠（プレキャスト）			1-3-139
	10-1-3-3		圧送管			1-3-139
	10-1-3-4		砂基礎			1-3-139
	10-1-3-4		砕石基礎			1-3-139
	10-1-3-4		コンクリート基礎			1-3-140
	10-1-3-5		現場打水路			1-3-140
	10-1-3-6		鋼矢板土留			1-3-140
第4節 管きょ工（小口径推）	10-1-4-5-2		推進工			1-3-141
第5節 管きょ工（推進）	10-1-4-5-3		空伏工			1-3-141
第6節 管きょ更生工	10-1-6-2		反転・形成工法			1-3-142
	10-1-6-2		製管工法			1-3-142
第7節 マンホール工	10-1-7-2		マンホール基礎工			1-3-143
	10-1-7-2		組立マンホール工			1-3-143
第8節 立杭工	10-1-8		立杭工			1-3-144
	10-1-8		立杭土工			1-3-144

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
						法長ℓ	ℓ<5m	-200				
							ℓ≧5m	法長-4%				
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330			

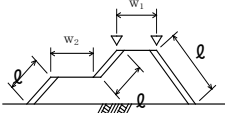
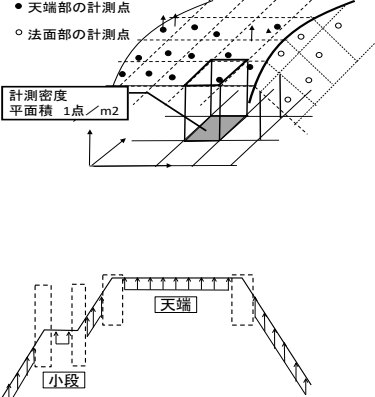
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3． 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			

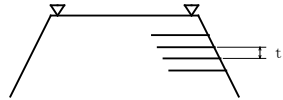
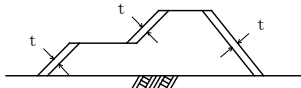
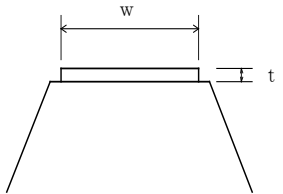
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工・海 岸 土 工・砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽		－50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ<5m	－100				
							ℓ≥5m	法長－2%				
						幅 w ₁ , w ₂		－100				
			2	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	－50	－150			
						法面 4割<勾配	標高較差	－50	－170			
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	－60	－170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						

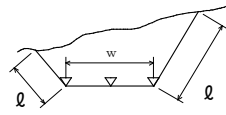
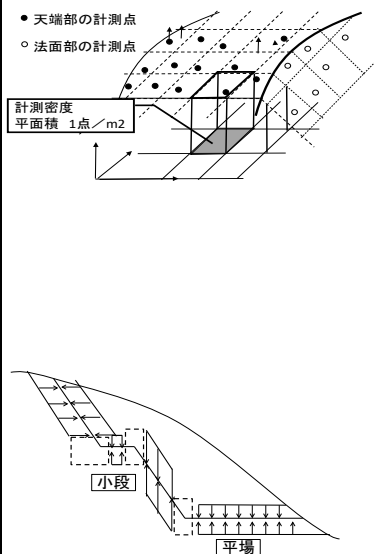
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						厚 さ t		－50			
						控 え 長 さ		設計値以上			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t		※－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	－25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm	－50			
						幅 w		－100			

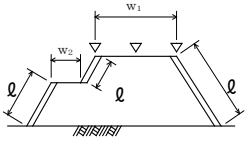
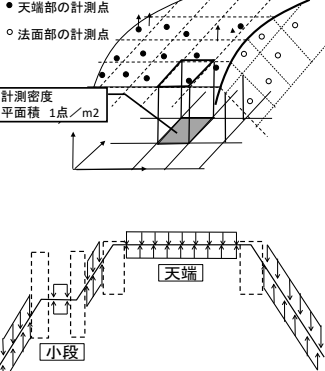
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ<5m	-200				
							ℓ≧5m	法長-4%				
						幅 w		-100				
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330			

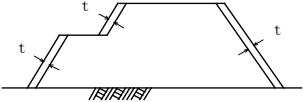
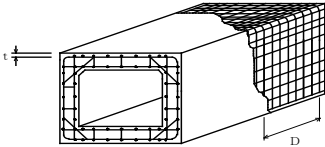
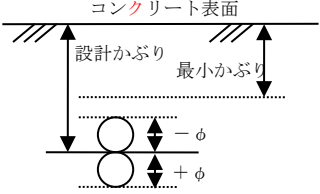
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ<5m	-100				
							ℓ≥5m	法長-2%				
						幅 w ₁ , w ₂		-100				
				2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）			平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（P C橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である中空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	  ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-3-7-4
						かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上			

出来形管理基準及び規格値

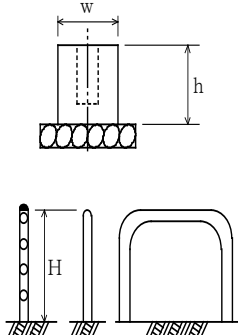
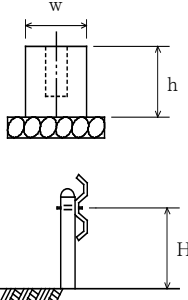
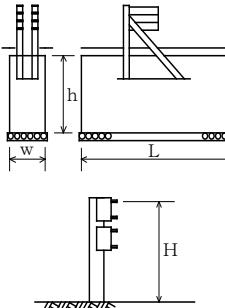
単位：mm

1-3-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ▽		±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-3-4		
						根 入 長		設計値以上					
						変 位 \varnothing		100					
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L		-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-1-3-5		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	1ヶ所／1基		3-1-3-6		
						基礎	幅 w (D)	-30	基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
							高さ h	-30					
							根入長	設計値以上					

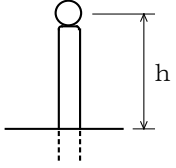
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落（横断）防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	－30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-7
							高 さ h	－30			
						パイプ取付高 H		+30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	－30	1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-8
							高 さ h	－30			
						ビーム取付高 H		+30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	－30	1ヶ所／1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高 さ h	－30			
							延 長 L	－100			
						ケーブル取付高 H		+30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

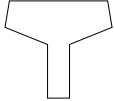
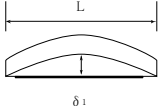
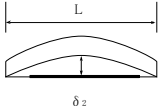
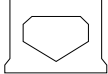
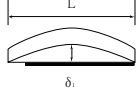
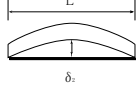
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (熔融式のみ)	設計値以上	線種及び色毎に、1ヶ所テストピースにより測定。 線幅15cmの実線、破線以外については、監督員の指示がある場合を除き、施工幅のみ測定し、テストピースによる測定を省略可能とする。 線種：実線、破線、ゼブラ、矢印・記号・文字等の線の形態や線の幅の違い		3-1-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-10
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-1-3-11

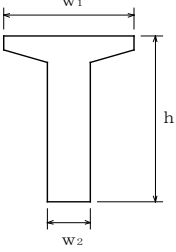
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作 工（購入工） （けた橋）	桁長 L（m）	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-1-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作 工（購入工） （スラブ桁）	桁長 L（m）	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10\text{m}$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10\text{m}$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-1-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			

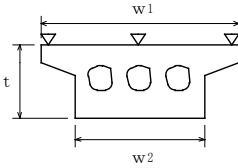
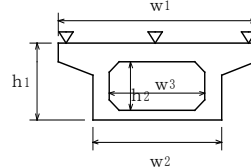
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上） w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長（m）		3-1-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2	±5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-1-3-13
						断面の外形寸法（mm）	—			
	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ ：支間長（m）		3-1-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

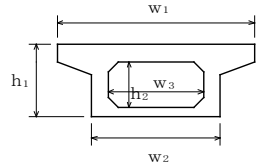
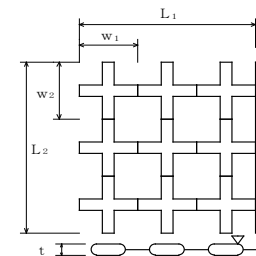
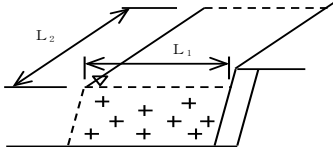
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		P C ホ ロ ー ス ラ ブ 製 作 工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-1-3-15 (注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C 箱 桁 製 作 工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-1-3-16 (注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） w_1	$-5 \sim +30$			
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			

出来形管理基準及び規格値

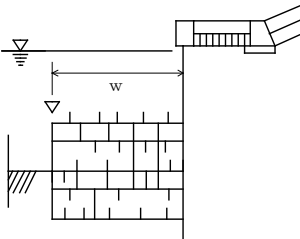
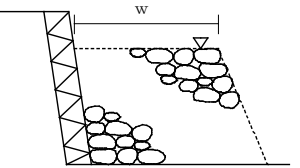
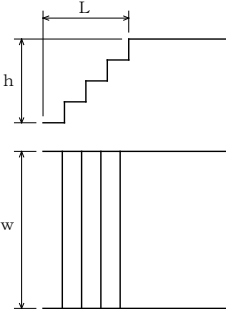
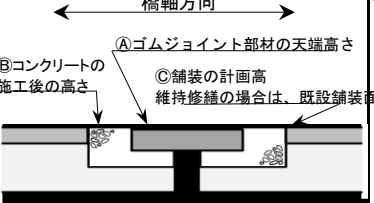
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅（上） w_1		-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-1-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2		-5～+30			
						内 空 幅 w_3		±5			
						高 さ h_1		+10 -5			
						内空高さ h_2		+10 -5			
						桁 長 ℓ		$\ell<15\cdots\pm10$ $\ell\geq15\cdots$ $\pm(\ell-5)$ かつ -30mm以内			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-17
							厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							幅 W_1, W_2	-20			
							延長 L_1, L_2	-200	1施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	$\pm t/2$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							延長 L_1, L_2	$-t/2$	1施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

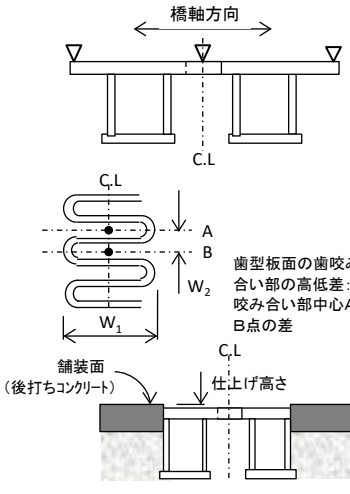
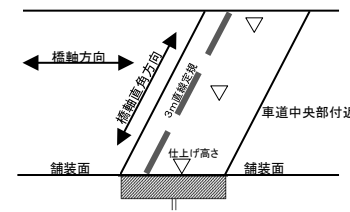
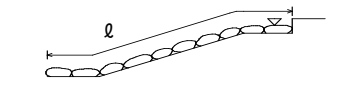
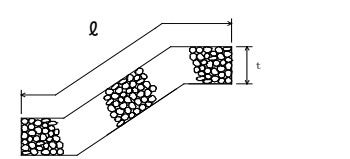
1-3-15

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	基 準 高 ▽	±150	1組毎		3-1-3-18
						幅 w	±300			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	基 準 高 ▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-19
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 w	-30	1回／1施工箇所		3-1-3-22
						高 さ h	-30			
						長 さ L	-30			
						段 数	±0段			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	 橋軸方向 ①ゴムジョイント部材の天端高さ ②コンクリートの施工後の高さ ③舗装の計画高 維持修繕の場合は、既設舗装面 据付け高さ：「①」と「③の設計値」との差分 仕上げ高さ：後打ちコンが有る場合「①」と「②」の差分、後打ちコンが無い場合「①」と「③」の差分	3-1-3-24
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2			

出来形管理基準及び規格値

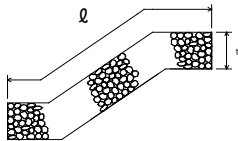
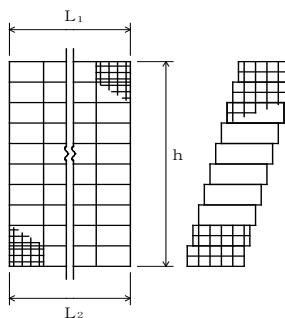
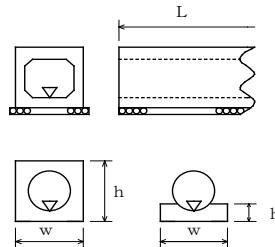
単位：mm

1-3-16

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-1-3-24
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
						表 面 の 凹 凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔W ₂		±5			
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸		3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-1-3-24
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高 ▽		±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-26
						法 長 ℓ		-200			
						延 長 L		-200			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ		-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-26
						厚 さ t		-0.2 t			
						延 長 L		-200			

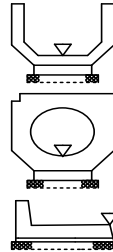
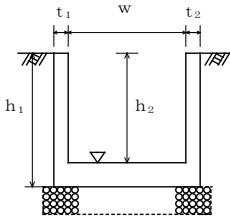
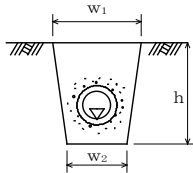
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-27		
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100					
						厚 さ t		-50					
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h		-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-27		
						延 長 L_1, L_2		-200					
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルパート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇		± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-1-3-28		
						※幅 w		-50					
						※高 さ h		-30					
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎				

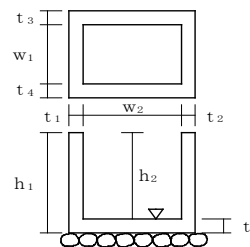
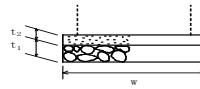
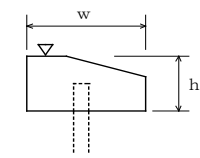
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-29
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-29
						厚 さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h ₁ , h ₂	-30			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-29
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

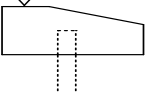
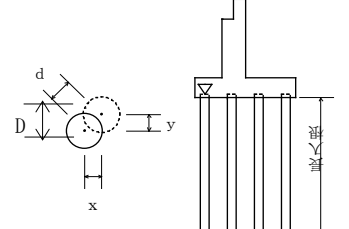
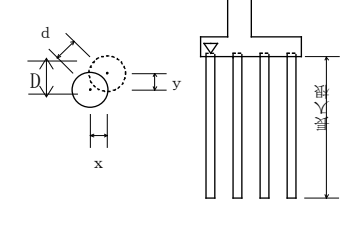
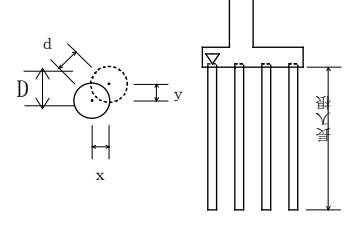
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	30		集水桝工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-30
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20			
						※幅 w ₁ , w ₂	－30			
						※高さ h ₁ , h ₂	－30			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		3-1-3-31
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-4-1
						厚さ t ₁ , t ₂	－30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-4-3
						幅 w	－30			
						高 さ h	－30			
						延 長 L	－200			

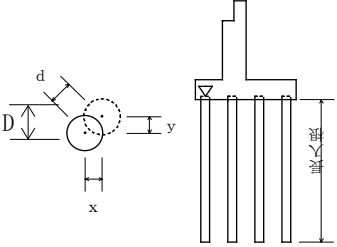
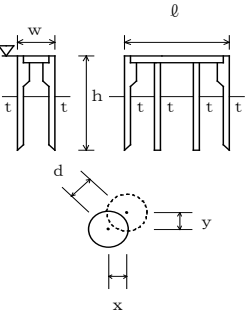
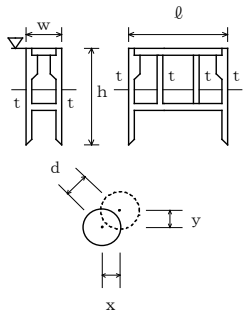
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-5
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計径（公称径） -30以上			

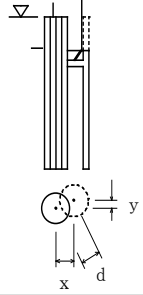
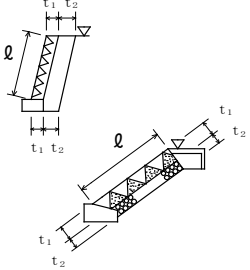
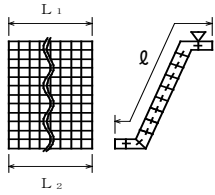
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライフプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルインゲの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上※			
	1 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-7
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300以内			
	1 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-8
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300以内			

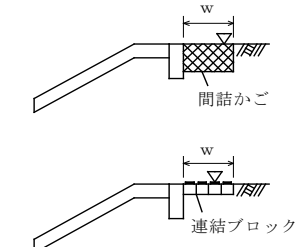
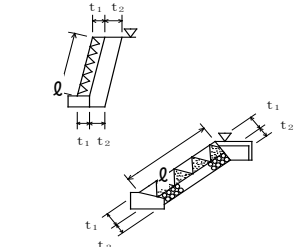
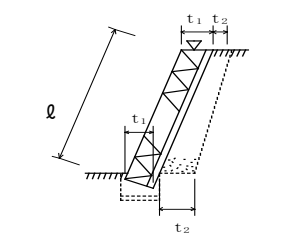
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽		±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-9
						根 入 長		設計値以上			
						偏 心 量 d		300以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3
						法長ℓ	ℓ<3m	-50			
							ℓ≥3m	-100			
						厚さ（ブロック積張） t ₁		-50			
						厚さ（裏込） t ₂		-50			
						延 長 L		-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3
						法 長 ℓ		-100			
						延長 L ₁ , L ₂		-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3
						幅 w		-100			
						延 長 L		-200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-4
						法長ℓ	ℓ<3m	-50			
							ℓ≥3m	-100			
						厚さ（ブロック） t ₁		-50			
						厚さ（裏込） t ₂		-50			
						延 長 L		-200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-5
						法長ℓ	ℓ<3m	-50			
							ℓ≥3m	-100			
						厚さ（石積・張） t ₁		-50			
						厚さ（裏込） t ₂		-50			
						延 長 L		-200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	6		橋面防水工（シート系床版防水層）	シーートの重ね幅		-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-1-6-6

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、 道路中心線および端部で測定。厚さは各 車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測 定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測 定。ただし、幅は設計図書の測点によら ず延長80m以下の間隔で測定すること ができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)」の規定による測点の管理方法 を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000m2以上あるいは 使用する基層及び表層用混合物の総使 用量が、3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均 値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。	3-1-6-7
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
中規模 以上		小規模 以下		中規模 以上		小規模 以下							
3	1	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-7
						幅	－25	－25	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-7	
						平 坦 性	—		3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-8
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるい は標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
					セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)								
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-8
					幅	-50	-50	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-8
					幅	-25	-25	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-8
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3m ² プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-8
						平 坦 性	—		3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9
					幅	-50	-50	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9
					幅	-25	-25	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事 共通編	1 一般 施工	6 一般舗 装工	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9
3 土木工事 共通編	1 一般 施工	6 一般舗 装工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-9
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—	3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-9	
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
							個々の測定値 (X)		測定値の平均									
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上									
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-10						
						厚 さ	t < 15cm	－30	－10									
							t ≥ 15cm	－45	－15									
						幅	－100		—									
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-10						
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15									
						厚さあるいは 標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10									
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	1	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-10
						幅	-25		—			
3	1	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-10

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-11
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	4	グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－20	－25	－3	－4	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差 平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11
						平 坦 性	—		3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道 路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅 は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延長80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他の 方法によることが出来る。	3-1-6-12
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	±40 －15	±50 －15	1．3次元データによる出来形管理におい て「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)」に基づき出来形管理を実施する 場合、その他本基準に規定する計測精度・ 計測密度を満たす計測方法により出来形 管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度と して±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は1点 ／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標 高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較 差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差 とする。この場合、基準高の評価は省略す る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12
						厚さあるい は標高較差	±90	±90	±40 －15	±50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						幅	－50		－				
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	－8		1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) * 面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						幅	－50		－				
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	－8		1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) * 面管理の場合は 測定値の平均				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						幅	－25		—				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－20	－27	－3		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-12
						幅	－25		－				
						平 坦 性	－		コンクリートの硬化後 3mプロフィール メーターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差 平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-12
						平 坦 性	－		コンクリートの硬化後 3mプロフィール メーターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) * 面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車 線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延長80 m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	±40 －15	±50 －15	1． 3次元データによる出来形管理におい て「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領（案）」に基づき出来形管理を実施する 場合、その他本基準に規定する計測精度・ 計測密度を満たす計測方法により出来形 管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度と して±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全て の点で標高値を算出する。計測密度は1点 ／㎡2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標 高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差 平均値＋設計厚さから求まる高さとの差と する。この場合、基準高の評価は省略す る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12
						厚さあるい は標高較差	±90	±90	±40 －15	±50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－55	－66	－8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差 平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝 青)安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝 青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－55	－66	－8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

1-3-60

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						幅	－25		－				
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

1-3-62

6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-12
						幅	-35		—				
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2						
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-12
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車 線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用 いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さ は、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こし て測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用 いることができる。		3-1-6-13
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-13
						幅	－50		－				
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-13
						幅	－50		－				
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-13
						幅	－25		－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起 こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の平均値（X 10）について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場 合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-14
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さ は、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こし て測定。		3-1-6-14
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

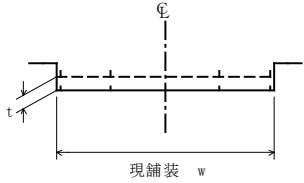
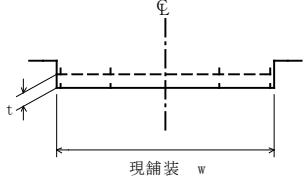
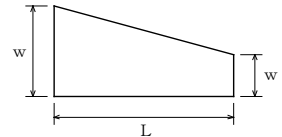
単位：mm

1-3-66

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-14
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		3-1-6-14
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		3-1-6-14
						幅	－25		－				

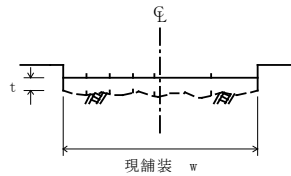
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	15	1	路面切削工	厚 さ t	－7	－2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-15
						幅 w	－25	—			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	－17 (17) (面管理として緩和)	－2 (2)	1. 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。		3-1-6-15
						幅 w	－25	—			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	－50	各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-16
							延長 L	－100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	－25			
							延長 L	－100			
							厚さ t	該当工種			

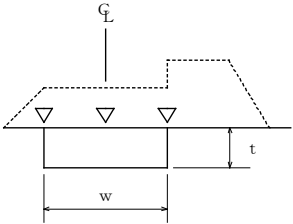
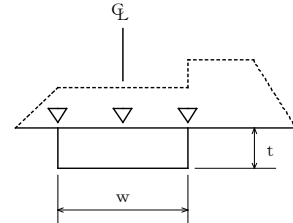
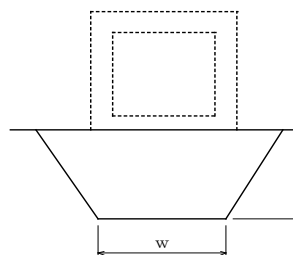
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-17
						幅 w	-25					
						延 長 L	-100					
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-17	
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

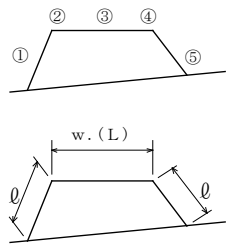
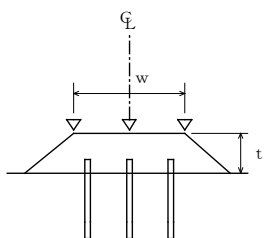
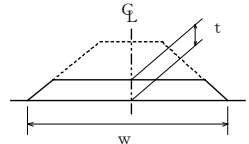
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	3		置換工	基 準 高 ∇	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-1-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w・(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-1-7-4
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			

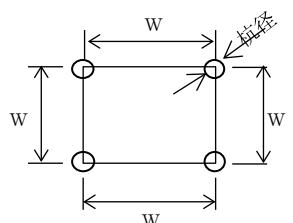
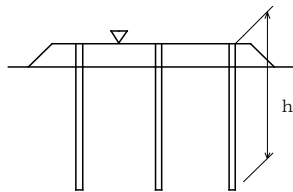
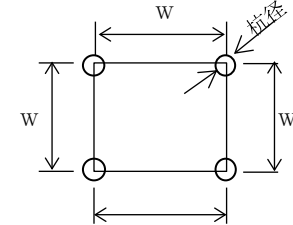
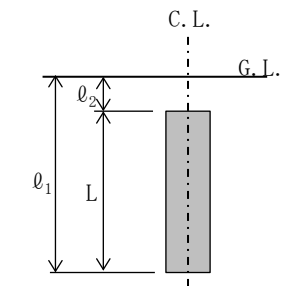
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (I C T 施工の場合)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-7-4
						法 長 ℓ	－500			
						天 端 幅 w	－300			
						天端延長 L	－500			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-1-7-5
						厚 さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-1-7-6
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			

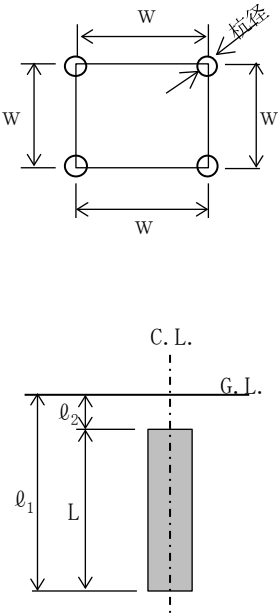
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	 	3-1-7-7 3-1-7-8
						杭 径 D	設計値以上	ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						打 込 長 さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
									※余長は、適用除外	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	 	3-1-7-9
						位置・間隔w	D／4以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良体末端深度		

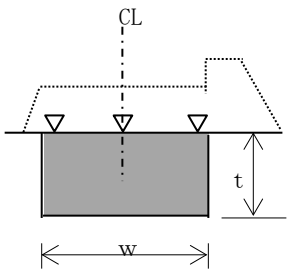
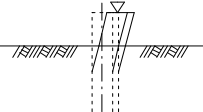
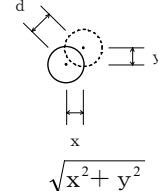
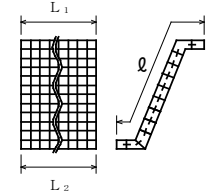
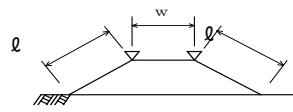
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	基 準 高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-1-7-9
						位 置	D／8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

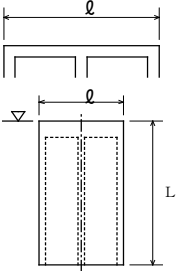
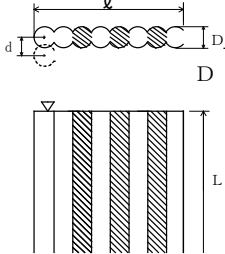
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理工)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1ヶ所、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、または施工延長 40m(50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出 来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」による管理の場合は、全 体改良範囲図を用いて、施工厚さt、 幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-1-7-9
						施 工 厚 さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			
	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所。延長40 m(又は50m)以下のものは、1施工 箇所につき2ヶ所。		3-1-10-5
						根 入 長	設計値以上			
	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数		3-1-10-5
						配 置 誤 差 d	100			
	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り 工)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		3-1-10-5
						延長 L ₁ L ₂	-200			
	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		3-1-10-5
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 ℓ	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	－50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-5
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-9
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	－200			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-9
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変 位 d	D／4以内			
						壁 体 長 L	－200			

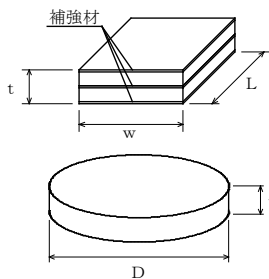
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鑄造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+2 －0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-1-12-1
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000mm	1以下			
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								>1000mm	1.5以下			
						アンカー加工孔	ドリル	≦100mm	+3 －1			
								>100mm	+4 －2			
						アンカー用ボルト（鑄放し）		孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		+0 －1			
							ボスの高さ		+1 －0			
						ボス※5	ボスの直径		+0 －1			
							ボスの高さ		+1 －1			

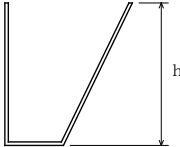
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鑄造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直 角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。		3-1-12-1									
						※ 4 全 移 動 量 ℓ	ℓ ≤ 300mm	± 2												
							ℓ > 300mm	± ℓ / 100												
						組 立 高 さ H	上, 下面加工仕上 げ					± 3								
							コン ク リ ー ト 構 造	H ≤ 300mm				± 3								
								H > 300mm				(H / 200 + 3) 小数 点以下切り捨て								
						普 通 寸 法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)					JIS B 0403-1995 CT14								
							鑄放し肉厚寸法 ※2)					JIS B 0403-1995 CT15								
							削り加工寸法					JIS B 0405-1991 粗級								
							ガス切断寸法					JIS B 0417-1979 B級								
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	幅 w 長 さ L 直 径 D	w, L, D ≤ 500	0 ～ + 5	製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-1-12-1									
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ～ + 1%												
							1500 < w, L, D	0 ～ + 15												
						厚 さ t	t ≤ 20mm	± 0. 5												
							20 < t ≤ 160	± 2. 5%												
							160 < t	± 4												
						相 対 誤 差	w, L, D ≤ 1000mm	1												
							1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000												

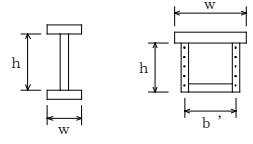
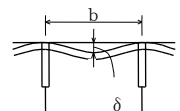
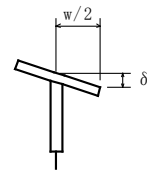
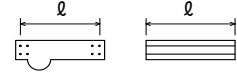
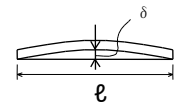
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-1-12-1
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工		刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-1-12-1
							外周長 L (m)	$\pm (10 + L / 10)$			

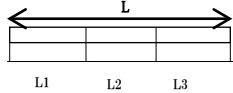
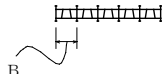
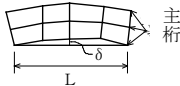
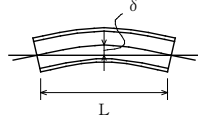
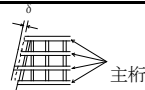
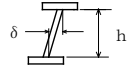
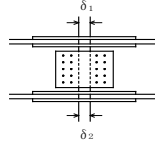
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要								
								鋼桁等	トラス・アーチ等										
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅w (m) 腹板高h (m) 腹板間隔b' (m)	$\pm 2 \cdots \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots \cdots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁 トラス弦材	3-1-12-3								
												板の平面度δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		3-1-12-3		
													箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート					b / 150	
													フランジの直角度δ (mm)						
												部材長ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-1-12-3		
													トラス、アーチなど					$\pm 2 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \ell > 10$	
												圧縮材の曲がりδ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)		3-1-12-3		
												※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。							

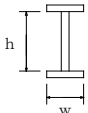
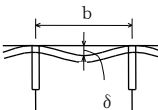
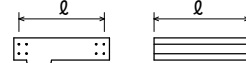
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。		単径間の場合  L 多径間の場合  L1 L2 L3	3-1-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		 B	3-1-12-3
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots \cdots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。	 h	3-1-12-3
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots \cdots L \leq 100$ $25 \cdots \cdots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)		 L 主桁	3-1-12-3
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots \cdots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots \cdots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots \cdots 80 < L \leq 200$	各主桁について10～12 m 間 隔 を 測 定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)	 L	3-1-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		 主桁	3-1-12-3
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)	 δ h	3-1-12-3
							現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ 1, δ 2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		 δ1 δ2	3-1-12-3
							※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のh に代入する数値はmm単位の数値とする。					

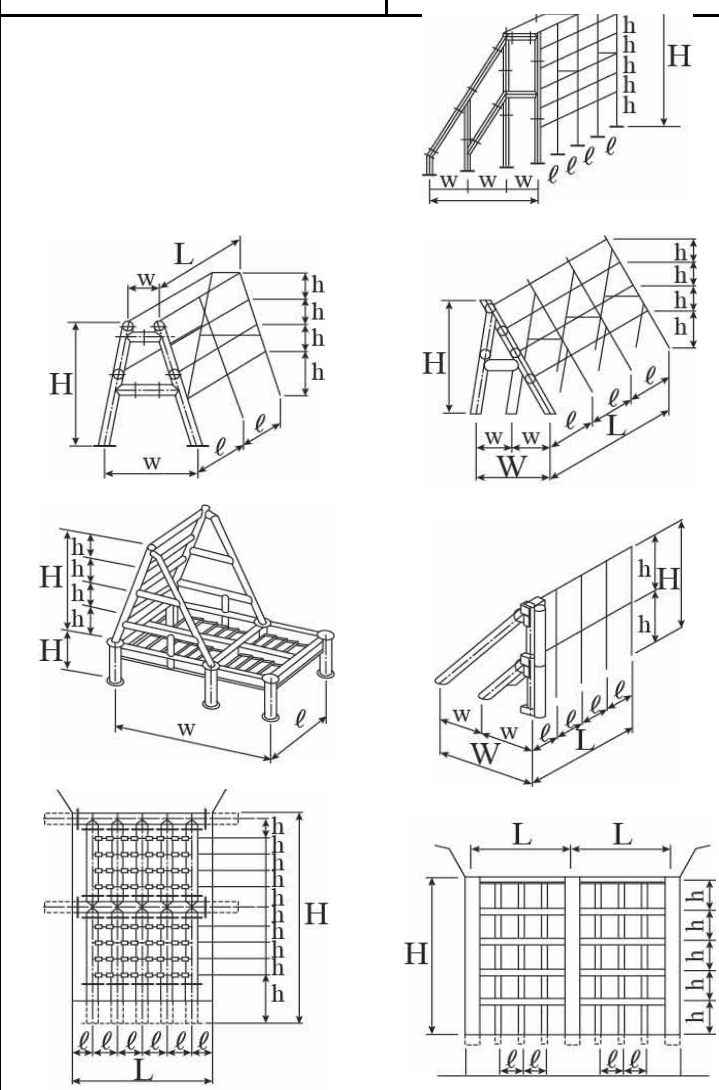
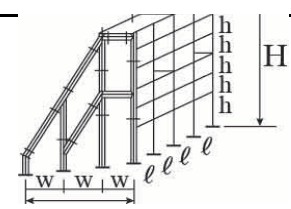
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	2	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	部 材 精 度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)		$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots \cdots$ $2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-1-12-3
							板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板	$h / 250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$			
							フランジの直角度 δ (mm)		$w / 200$	主要部材全数を測定。		
							部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$			
3 土 木	1 一 般	12 工 場	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部 材 の 水 平 度		10	全数を測定。		3-1-12-3	

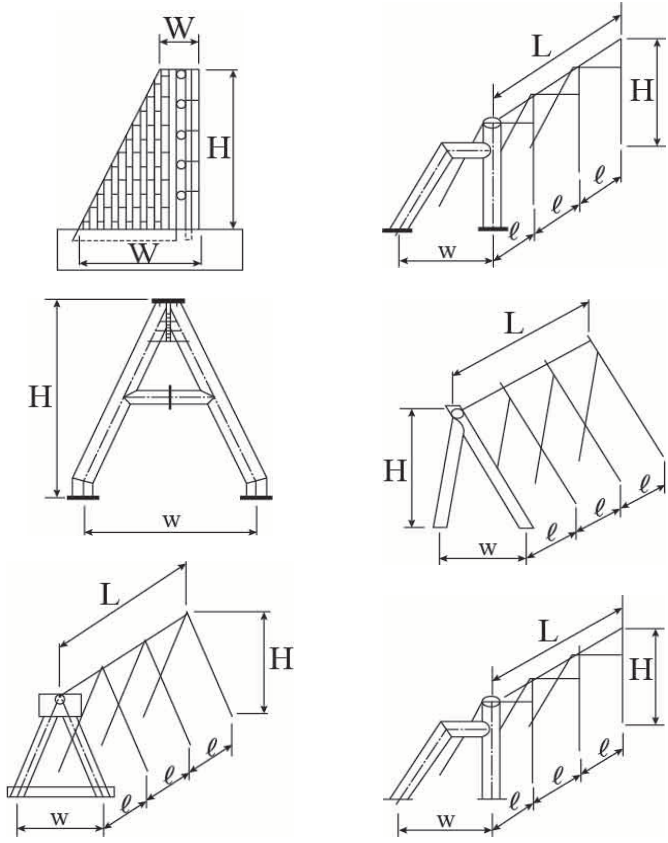
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
土木工事共通編	仮設工	製作工 共通				堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本 体 の 傾 き	±H／500			
						次頁に続く				

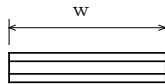
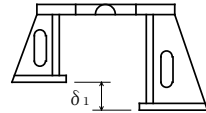
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))					3-1-12-3

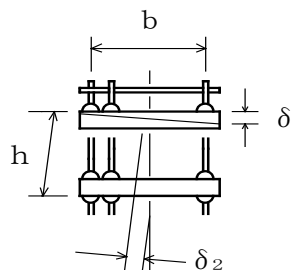
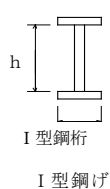
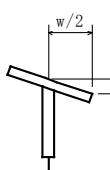
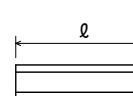
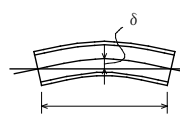
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施 工	12 工場 製作 工 共 通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-12-4
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施 工	12 工場 製作 工 共 通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～+30	製品全数を測定。		3-1-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ ₁ （mm）	設計値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。		
							フィンガーの食い違い δ ₂ （mm）	±2			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施 工	12 工場 製作 工 共 通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-12-6
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施 工	12 工場 製作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-12-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		3-1-12-8			
							鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$						
							高 さ h (mm)	± 5						
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フ ラ ン ジ 幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-1-12-9			
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$						
							部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$					原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	
						仮組立時	主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。		3-1-12-9			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-1-12-10
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚		a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90％以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m ² とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		3-1-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L （m） 支間長 L _n （m）	± (20+L／5) ± (20+L _n ／5)	各桁毎に全数測定。	単径間の場合 多径間の場合 合 L L L1 L2 L3	3-1-13
						通 り δ （mm）	± (10+2L／5)	L：主桁・主構の支間長(m)	主桁 L δ	
						そ り δ （mm）	± (25+L／2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)	δ L	
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4…… B≤2 ± (3+B／2) …… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。	B	
						※主桁の橋端における出入差 δ （mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	δ 主桁	
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h／1000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)	δ h	
						※現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	δ₁ δ₂	
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全 長・支 間		—	各桁毎に全数測定。		2003/1/13	
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			
						そ り		—	主桁を全数測定。			
	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ<5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-14-2	
							ℓ≥5m	法長の－4%				
						盛土法長 ℓ	ℓ<5m	－100				
							ℓ≥5m	法長の－2%				
						延 長 L		－200				1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

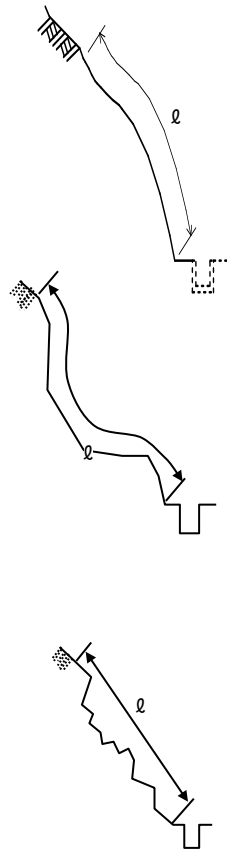
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ<5m	－200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚 さ t	t<5cm	－10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延 長 L		－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

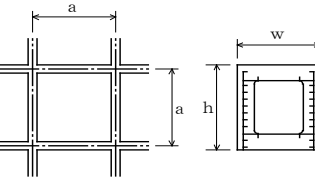
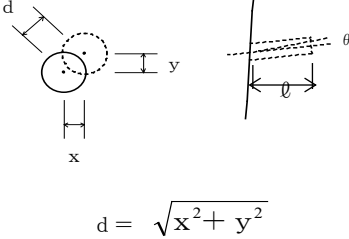
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	$\ell<3\text{m}$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかには「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-14-3	
							$\ell\geq 3\text{m}$	-100				
						厚 さ t						200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。
							$t<5\text{cm}$	-10				
					$t\geq 5\text{cm}$		-20					
					た だ し、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、 平均厚は設計厚以上							
					延 長 L		-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかには「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

出来形管理基準及び規格値

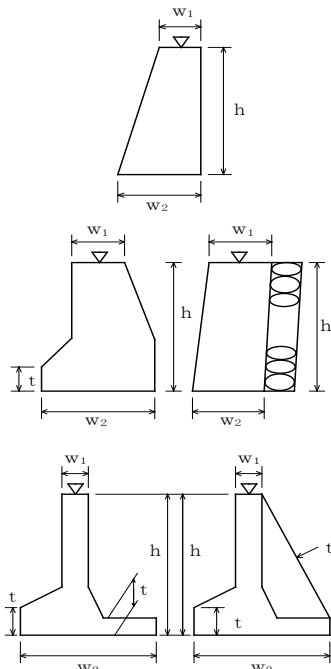
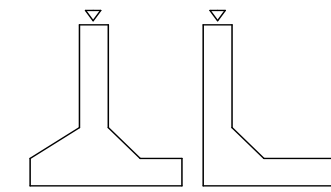
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-1-14-4 曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅	w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-14-4
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延 長	L	-200	1施工箇所毎		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		ア ン カ ー 工	削孔深さ	ℓ	設計値以上	全数		3-1-14-6
						配置誤差	d	100			
						せん孔方向	θ	± 2.5 度			

出来形管理基準及び規格値

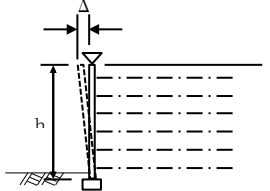
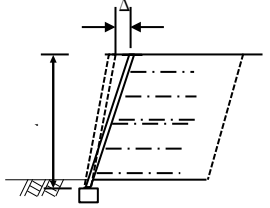
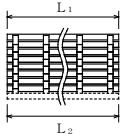
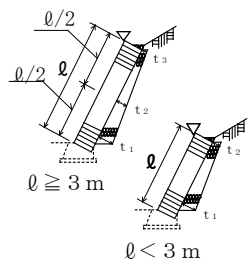
単位：mm

1-3-90

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-15-1
						厚 さ t		-20			
						裏 込 厚 さ		-50			
						幅 w ₁ , w ₂		-30			
						高 さ h	h < 3m	-50			
							h ≥ 3m	-100			
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-15-2
						延 長 L		-200			

出来形管理基準及び規格値

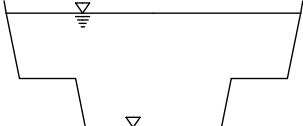
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	1 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	 	3-1-15-3
						高 さ h	$h < 3\text{m}$			
							$h \geq 3\text{m}$			
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03\text{h}$ かつ ± 300 以内			
						控 え 長 さ (補強材の設計長)	設計値以上			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	 	3-1-15-4
						法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$			
							$\ell \geq 3\text{m}$			
						厚さ t_1, t_2, t_3	-50			
						延 長 L_1, L_2	-200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

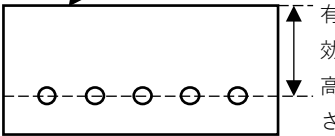
単位：mm

1-3-92

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電 気 船	200ps	－800～＋200		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-1-16-3		
								500ps	－1000～＋200						
								1000ps	－1200～＋200						
							デ ィ ー ゼ ル 船	250ps	－800～＋200						
								420ps 600ps	－1000～＋200						
								1350ps	－1200～＋200						
							幅			－200					
						延 長			－200						
						3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	2				浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽
幅			－200												
延 長			－200												
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)				平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		3-1-16-3		
						標高較差			0以下	＋400以下					

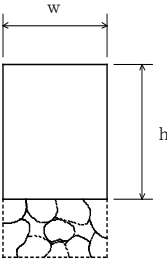
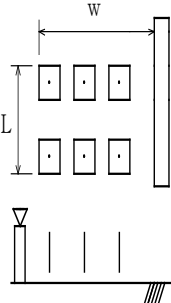
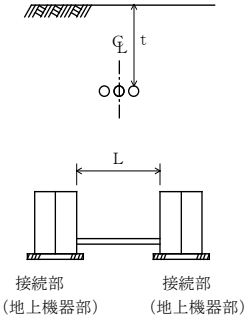
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に 1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-1-18-2
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	－10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20	1 径間当たり 3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

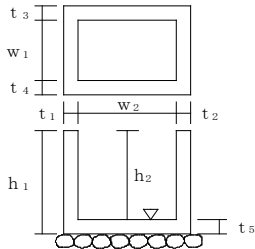
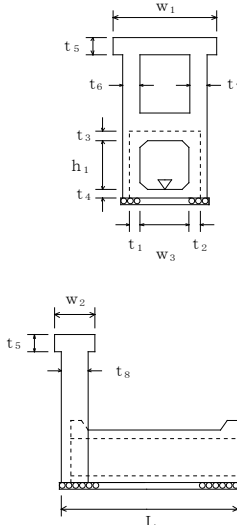
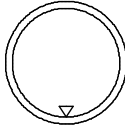
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸附属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		5-1-7-4
						高さ h	-30			
5 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		5-1-10-8
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
5 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		5-1-13-3
						延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

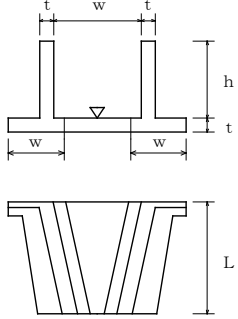
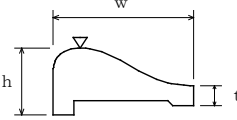
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		5-1-13-4
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20			
						※幅 w ₁ , w ₂	－30			
						※高さ h ₁ , h ₂	－30			
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		5-3-5-6
						厚さ t ₁ ～t ₈	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	－30			
						内空幅 w ₃	－30			
						内空高 h ₁	±30			
						延 長 L	－200			
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (P C管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-3-5-6
						延 長 L	－200	1 施工箇所毎		

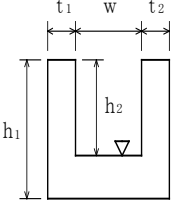
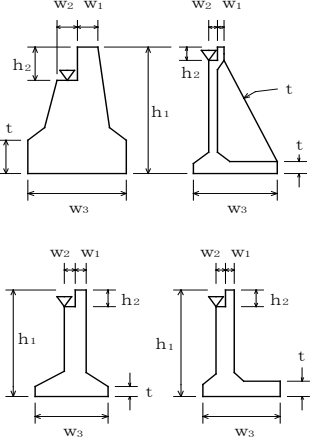
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		5-3-5-7 5-3-5-8
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
5 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		5-4-6-7 5-4-6-8 5-4-6-9 5-4-6-10 5-4-6-11
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
5 河川編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		5-5-6-13 5-5-6-14
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
5 河川編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		5-5-7-8 5-5-7-9 5-5-7-10
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						堰長 L	L < 20m	-50		
							L ≥ 20m	-100		

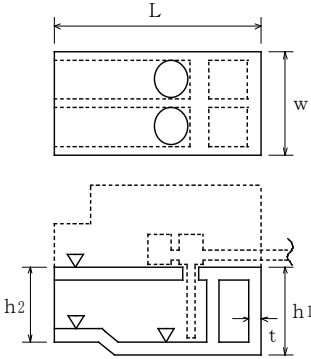
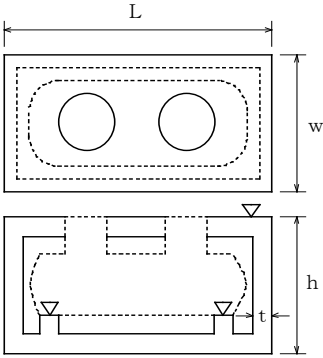
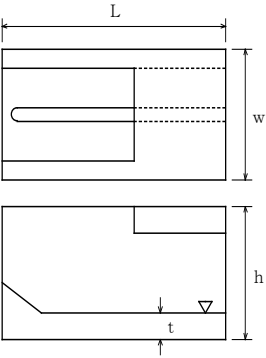
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-5-8-3
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200			
5 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		5-5-9-2
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50			

出来形管理基準及び規格値

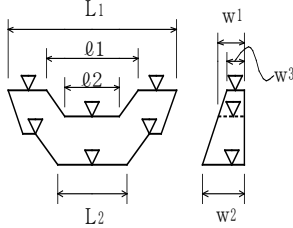
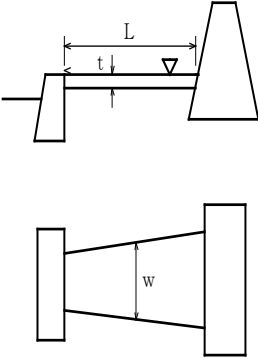
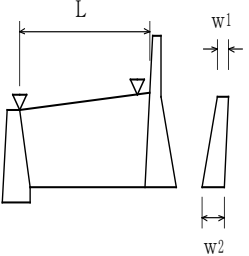
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		5-6-4-6
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	±30			
						延 長 L	-50			
	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		5-6-4-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		5-6-5-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

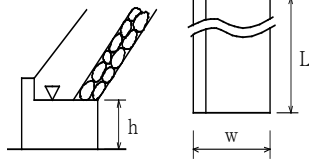
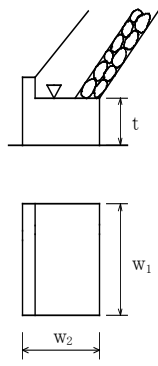
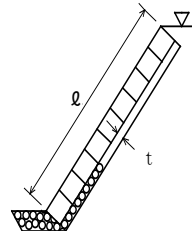
単位：mm

1-3-99

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ∇	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		5-7-4-6
						天 端 幅 w_1, w_3	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	±50			
5 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基 準 高 ∇	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		5-7-4-8
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
5 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ∇	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		5-7-5-6
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			

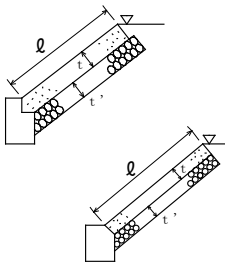
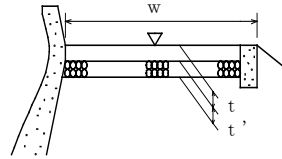
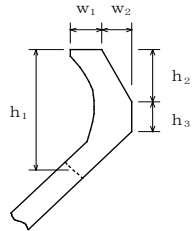
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-5-5
						幅 w		-30			
						高 さ h		-30			
						延 長 L		-200			
6 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇		±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-5-6
						ブロック厚 t		-20			
						ブロック縦幅 w_1		-20			
						ブロック横幅 w_2		-20			
						延 長 L		-200			
6 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-6-4
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-100			
							$\ell \geq 5\text{m}$	$\ell \times (-2\%)$			
						厚 さ t		-50			
						延 長 L		-200			

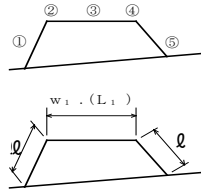
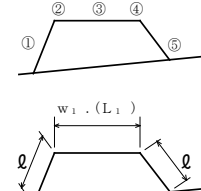
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-3-101	6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5	コンクリート被覆工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-6-5
						法長ℓ	ℓ<3m			
							ℓ≥3m			
						厚さ t	t<100			
							t≥100			
						裏 込 材 厚 t'	-50			
						延 長 L	-200			
	6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被 覆工	2	コンクリート被覆工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-8-2
						幅 w	-50			
						厚 さ t	-10			
						基 礎 厚 t'	-45			
						延 長 L	-200			
	6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返 工	3	波返工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-9-3
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						高さ h<3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-50			
						高さ h≥3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-100			
						延 長 L	-200			

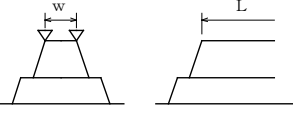
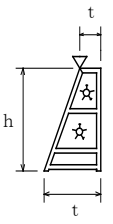
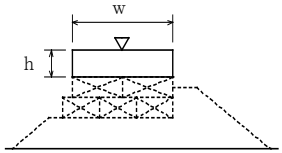
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準 高 ▽	本 均 し		±50	施工延長10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		6-2-4-4
							表 面 均 し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法 長 ℓ		－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき 1 ケ所、延長40m（又は50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w ₁		－100				
						天 端 延 長 L ₁		－200				
						6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5			
延 長 L		－500										
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500	施工延長10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		6-2-5-2
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300			
						法 長 ℓ		－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき 1 ケ所、延長40m（又は50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w ₁		－100				
						天 端 延 長 L ₁		－200				

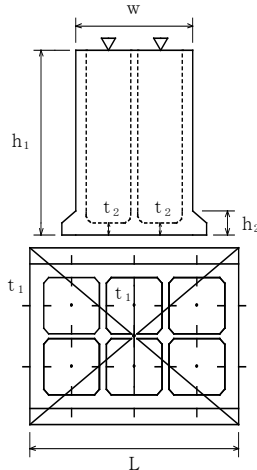
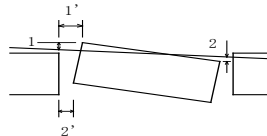
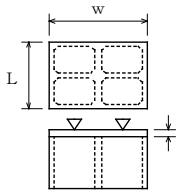
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格26t未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		6-2-5-5
							(層積)ブロック規格26t以上	±500			
							(乱 積)	±ブロックの高さの1/2			
						天 端 幅 w		ーブロックの高さの1/2			
						天 端 延 長 L		ーブロックの高さの1/2			
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石枠工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-2-5-9
						厚 さ t		－50			
						高さ h	h < 3m	－50			
							h ≥ 3m	－100			
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎		
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-2-5-10
						幅 w		－30			
						高 さ h		－30			
						延 長 L		－200			

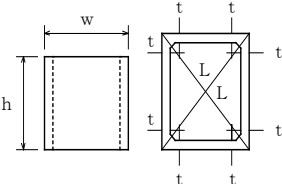
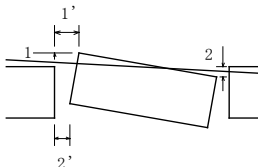
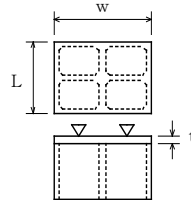
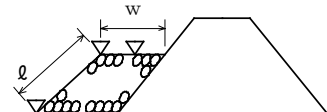
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高▽	砕 石 、 砂	±100	各室中央部 1 ヶ所		6-2-5-11
							コンクリート	±50			
						壁 厚 t ₁		±10	底版完成時、各壁 1 ヶ所		
						幅 w		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端		
						高 さ h ₁		+30, -10	完成時、四隅		
						長 さ L		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端		
						底版厚さ t ₂		+30, -10	底版完成時、各室中央部 1 ヶ所		
						フーチング高さ h ₂		+30, -10	底版完成時、四隅		
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2		ケーソン重量2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端 2 ヶ所		6-2-5-11
								ケーソン重量2000 t 以上 ±150			
						据付目地間隔 1'、2'		ケーソン重量2000 t 未満 100以下	据付完了後、天端 2 ヶ所		
								ケーソン重量2000 t 以上 200以下			
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高▽	陸 上	±30	1 室につき 1 ヶ所 (中心)		6-2-5-11
							水 中	±50			
						厚 さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長 さ L		±30			

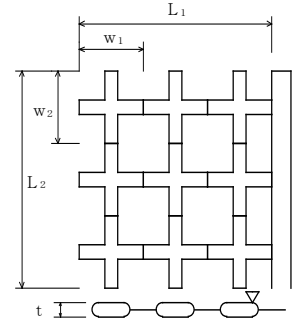
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t		±10	型枠取外し後全数		6-2-5-12	
						幅 w		+20, -10				
						高 さ h		+20, -10				
						長 さ L		+20, -10				
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2		±50	据付後ブロック1個に2ヶ所（各段毎）		6-2-5-12	
						隣接ブロックとの 間隔1'、2'		50以下				
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所（中心）		6-2-5-12	
							水 中	±50				
						厚 さ t		±30				
						幅 w		±30				
						長 さ L		±30				
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブ ^ロ ック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		6-2-6-2	
							異形ブ ^ロ ック据付面 (乱積)以外の高 さ	±300				
						法 長 ℓ		-100				幅は施工延長40m（測点間隔25mの 場合は50m）につき1ヶ所、延長40m （又は50m）以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。
						天 端 幅 w		-100				
						天 端 延 長 L		-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-2-6-3	
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t		-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。			
						幅 w ₁ w ₂	層 積	-20				
							乱 積	- t / 2				
						延長 L ₁ L ₂	層 積	-200	1 施工箇所毎			
							乱 積	- t / 2				
						6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3			
乱 積	± t / 2											
厚 さ t		-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。									
幅 w ₁ , w ₂		-20										
延長 L ₁ , L ₂		-200										
6 河川 海岸 編	3 海城堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海城堤基礎工	3		捨石工					基準 高▽	本 均 し	
						荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500				
							異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300				
						被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500				
							異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300				
						法 長 ℓ		-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w ₁		-100				
						天 端 延 長 L ₁		-200				

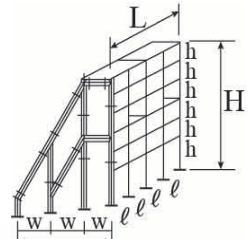
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
編 7 砂 防	堰 1 堤 砂 防	製 3 作 工 場	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		7-1-3-4
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	堤 8 工 コ ン ク リ ー ト 堰	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇		± 30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		7-1-8-4
					天端部 堤 幅 w_1, w_3 堤 幅 w_2		-30				
					水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2		± 50				
					堤 長 L_1, L_2		-100				
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇		± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		7-1-8-6
					幅 w_1, w_2		-30				
					長 さ L		-100				
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	8		水叩工	基 準 高 ∇		± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		7-1-8-8
					幅 w		-100				
					厚 さ t		-30				
					延 長 L		-100				
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		7-1-9-5
						長 さ ℓ_1, ℓ_2		± 100			
						幅 w_1, w_3		± 50			
						下流側倒れ Δ		$\pm 0.02H_1$			
					袖 部	袖 高 ∇		± 50			
						幅 w_2		± 50			
						下流側倒れ Δ		$\pm 0.02H_2$			

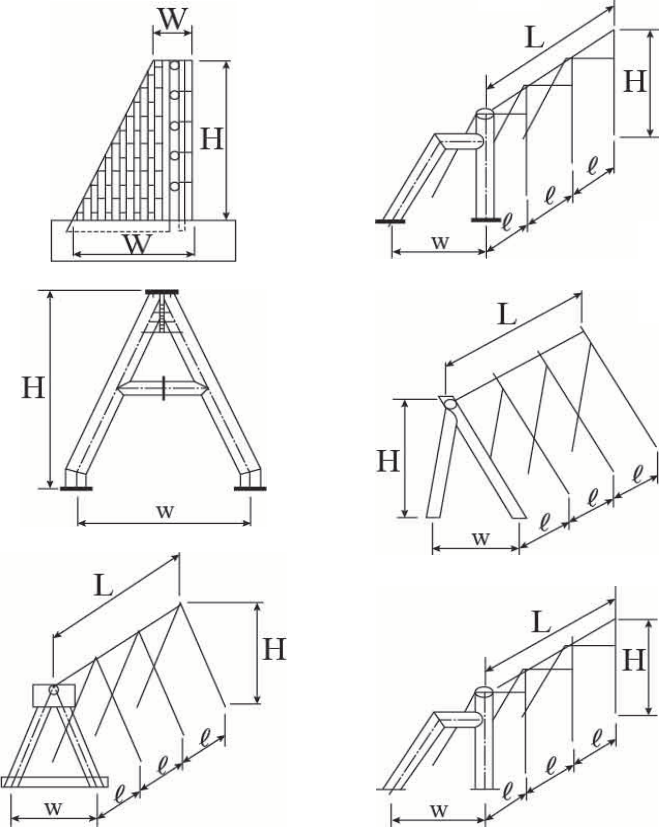
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	± 50	図面の寸法表示箇所にて測定。		7-1-9-5
						堤長 ℓ	± 10			
						堤幅 W	± 30			
						堤幅 w	± 10			
						高さ H	± 10			
						高さ h	± 10			
					次頁に続く					

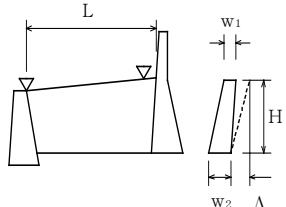
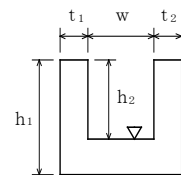
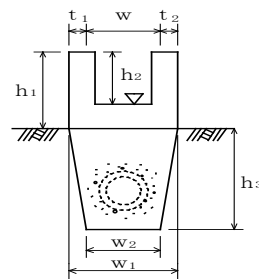
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)					7-1-9-5

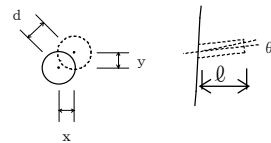
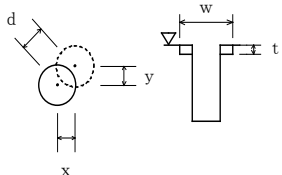
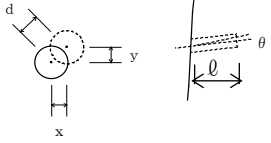
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-3-110	7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6	鋼製側壁工	堤 高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		7-1-9-6
						長 さ L	±100			
						幅 w ₁ , w ₂	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H			
						高さ h	h < 3m	-50		
							h ≥ 3m	-100		
	7 砂防編	2 流路	5 床固め工	8	魚道工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-8
						幅 w	-30			
						高 さ h ₁ , h ₂	-30			
						厚 さ t ₁ , t ₂	-20			
						延 長 L	-200			
	7 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4	山腹明暗渠工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-3-6-4
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						高 さ h ₁ , h ₂	-30			
						深 さ h ₃	-30			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	7-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
7 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	7-3-7-5
						偏心量 d	150			
						長さ L	－100			
						巻立て幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
7 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ∇	±50	全数測定。		7-3-9-6
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			
7 砂防編	3 斜面対策	10 鉄筋挿入工			鉄筋挿入工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	7-3-10
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			

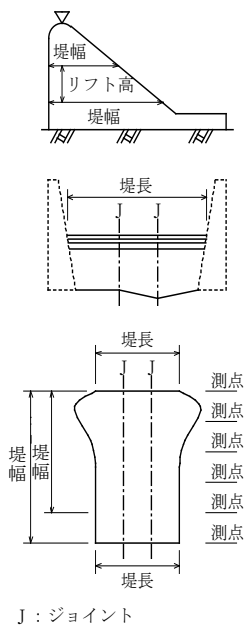
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		8-1-4
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		8-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

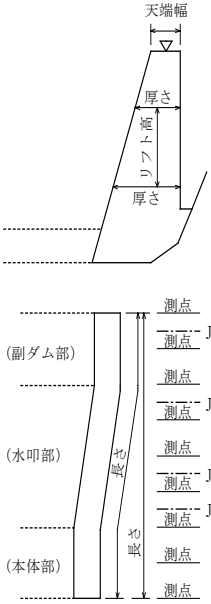
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		8-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

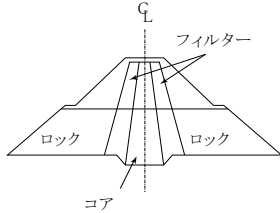
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

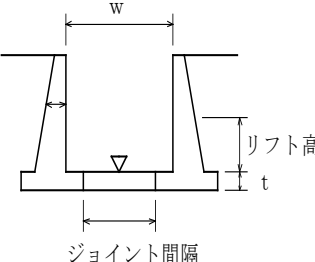
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		8-2-4-5
						外 側 境 界 線	-0, +500			
8 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		8-2-4-6
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
8 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		8-2-4-7
						外 側 境 界 線	-0, +2000			

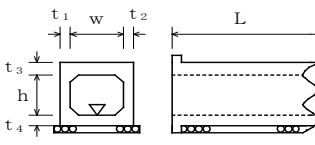
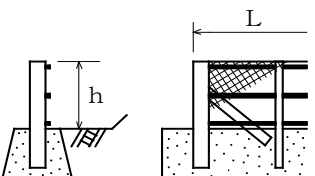
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1 回／1 施工箇所		8-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リ フ ト 高 さ	±20			
						長 さ L	±100			
8 ダム 編	3 基礎 グラウチ ング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		8-3-3
						配 置 誤 差	100			

出来形管理基準及び規格値

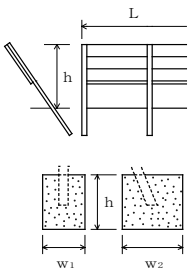
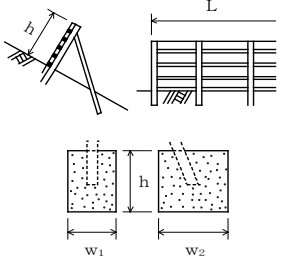
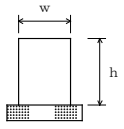
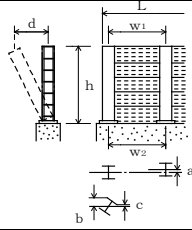
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-3-117	9 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		9-1-3-2
	9 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6	場所打函渠工	基 準 高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		9-1-9-6
						厚さ t ₁ ～t ₄		－20			
						幅 (内法) w		－30			
						高 さ h		±30			
						延長 L	L < 20m	－50			
							L ≥ 20m	－100			
	9 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4	落石防止網工	幅 w		－200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		9-1-11-4
						延 長 L		－200			
	9 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5	落石防護柵工	高 さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		9-1-11-5
						延 長 L		－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

1-3-118

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		9-1-11-6
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30		
							高 さ h	-30		
9 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		9-1-11-7
						延 長 L	-200	1施工箇所毎		
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30		
							高 さ h	-30		
						カー ア ン 長	打 込 み ℓ	-10%		
9 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工		埋 込 み ℓ	-5%		
						幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		9-1-12-4
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎		
9 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支 柱	間隔 w ₁ , w ₂	±15		9-1-12-5
							ず れ a	10		
							ねじれ b-c	5		
							倒 れ d	h×0.5%		
						高 さ h	+30, -20			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

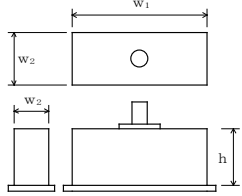
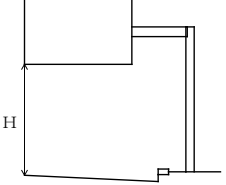
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以上			
9 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	9-2-4
						厚さ	t < 15cm	－30	－10			
							t ≥ 15cm	－45	－15			
						幅	－100		—			
9 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	－9	－3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200 m 毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		9-2-4	
						幅	－25					—

出来形管理基準及び規格値

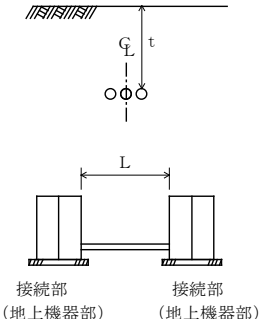
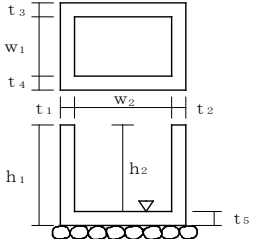
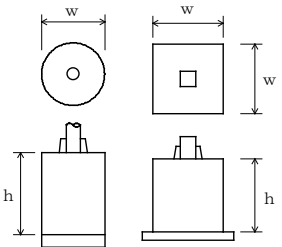
単位：mm

1-3-120

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		9-2-5-9
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基 準 高	±20	1ヶ所／1踏掛版		9-2-7-4
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
					（ラバーシュー）	各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	—			
					（アンカーボルト）	中 心 の ず れ	±20	全数		
						ア ン カ ー 長	±20	全数		
	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		9-2-9-4
						高 さ h	-30			
9 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		9-2-9-4

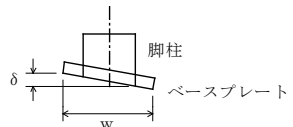
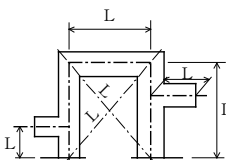
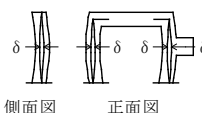
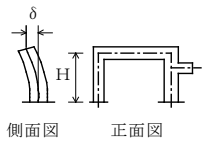
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		9-2-12-5
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
9 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		9-2-12-5
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
9 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		9-2-12-6
						高 さ h	-30			

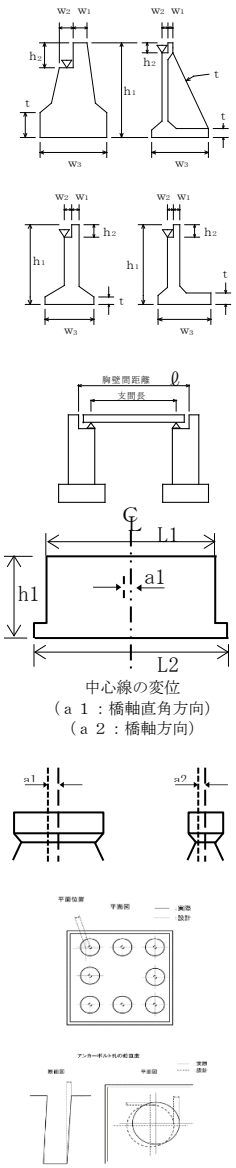
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	橋脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)		w／500	各橋脚柱、ベースプレートを測定。		9-3-3-3
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	±2	全数を測定。		9-3-3-3
								孔の径 d	0～5	全数を測定。		9-3-3-3
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長 L (m)		±5… L≦10m ±10… 10<L≦20m ±(10+(L-20)/10)… 20m<L	両端部及び片持ばり部を測定。		9-3-3-3
							はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)		L／1000	各主構の各格点を測定。		9-3-3-3
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)		10… H≦10 H… H>10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		9-3-3-3

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 （アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		9-3-6-8
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w ₂ (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w ₃ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h ₁	-50			
						胸壁の高さ h ₂	-30			
						天 端 長 ℓ ₁	-50			
						敷 長 ℓ ₂	-50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	アンカーボルト孔 の底の計画高	+10～-20		
							平面位置	±20		
							アンカーボルト孔 の鉛直度	1/50以下		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		9-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	アンカーボルト孔 の底の計画高	$+10 \sim -20$		
							平面位置	± 20		
							アンカーボルト孔 の鉛直度	$1/50$ 以下		
								アンカーボルト孔の箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		

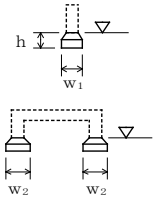
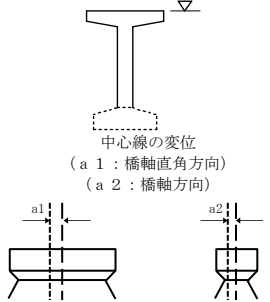
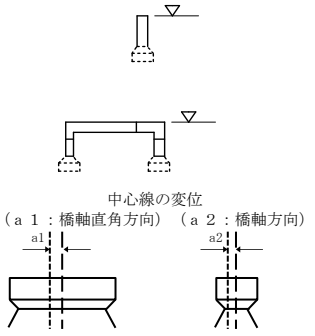
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道路編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		9-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w ₁	-20			
						敷 幅 w ₂	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-20			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
						支 承 部 アンカーボルトの 箱抜き規格値	アンカーボルト孔 の底の計画高	+10～-20		
							平面位置	±20		
							アンカーボルト孔 の鉛直度	1/50以下		
9 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		9-3-8-9
						幅 (橋軸方向) w	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		9-3-8-9
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						高 さ h	-50			
9 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		9-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
9 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		9-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
9 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		9-3-8-11

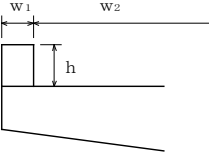
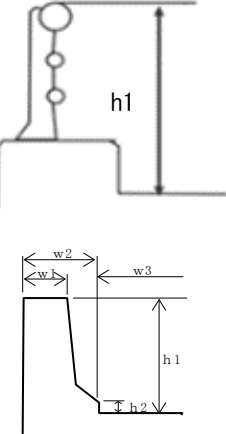
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		9-4-3-9	
9 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1)		±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		9-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）		コンクリート 橋				鋼橋
								±5				±（4＋ 0.5×（B－2））
						水平 度	橋軸方向	1／100				
						橋軸直角方向						
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
						可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1／2 以上				
9 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)		±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		9-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）		コンクリート 橋				鋼橋
								±5				±（4＋ 0.5×（B－2））
						水平 度	橋軸方向	1／300				
						橋軸直角方向						
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
						可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1／2 以上				

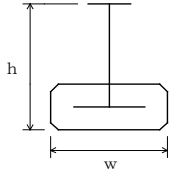
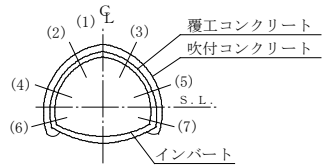
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		9-4-8-3
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		9-4-8-5
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地 覆 の 幅 w_2	-10～+20			
						高 さ h_1	-20～+30			
						高 さ h_2	-10～+20			
						有 効 幅 員 w_3	0～+30			
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		9-4-8-8
						高 さ	±4			

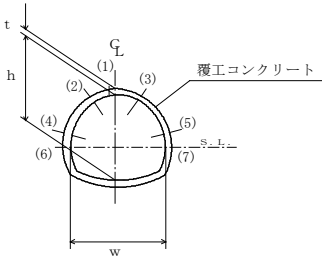
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		9-5-6-2
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
9 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		9-6-4-3
9 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		9-6-4-4
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			

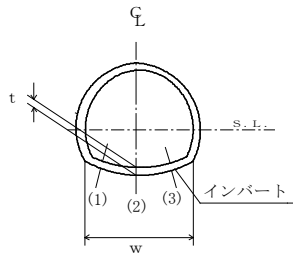
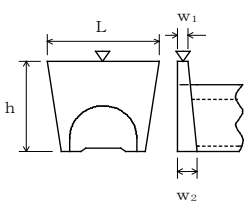
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		9-6-5-3
						幅 w（全幅）	-50			
						高さ h（内法）	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
9 道路 編	M 6 トン ネル (N A T	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		9-6-5-5
						厚 さ t	-30			

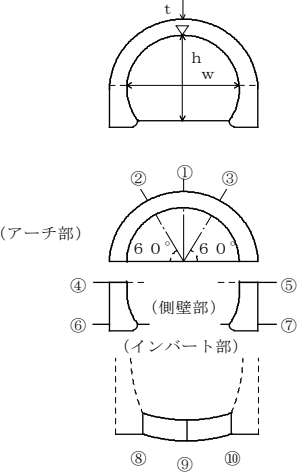
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）		－50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		9-6-6-4
						厚 さ t		設計値以上			
						延 長 L		—			
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽		±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		9-6-8-4
						幅 w ₁ , w ₂		－30			
						高 さ h	h < 3m	－50			
							h ≥ 3m	－100			
						延 長 L		－200			

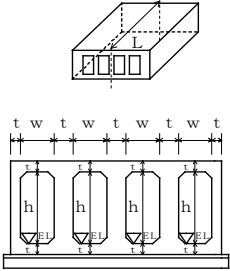
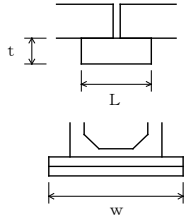
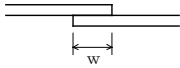
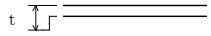
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		9-6-8-5
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			

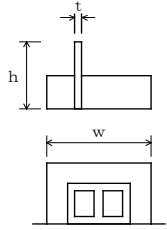
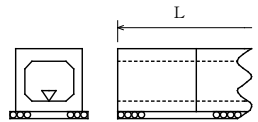
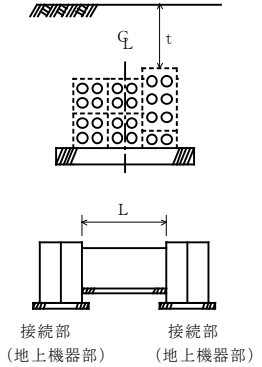
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		9-11-6-2
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
9 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		9-11-6-4
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
9 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		9-11-6-5
9 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		9-11-6-5

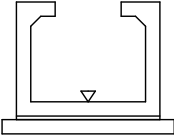
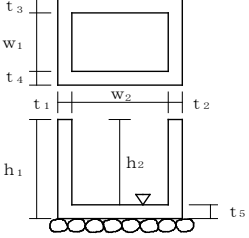
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		9-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
9 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		9-11-7-2
						延 長 L	-200	延長：1施工箇所毎		
9 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		9-12-5-2
						延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

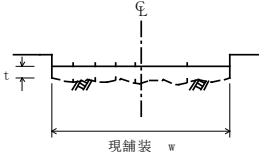
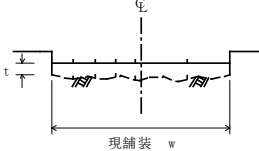
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		9-12-5-3
9 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		9-12-6-2
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

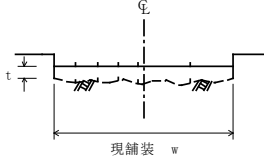
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)				
9 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	9-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9					
						幅 w	-25					
						延長 L	-100					
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
9 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	9-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9					
						幅 w	-25					
						延長 L	-100					
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

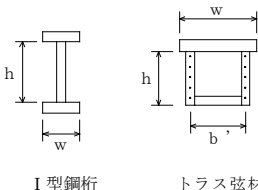
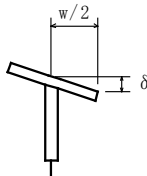
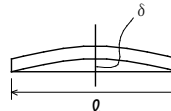
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
								個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
9 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	－30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		9-14-4-7
							幅 w	－50				
							延長 L	－100				

出来形管理基準及び規格値

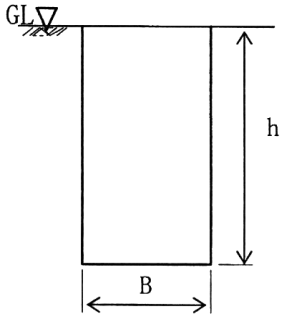
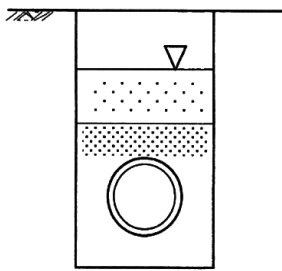
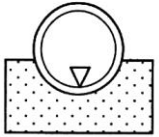
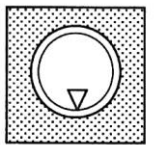
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
9 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots \quad w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \quad 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \quad 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁 トラス弦材	9-16-3-4
								主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		9-16-3-4
									主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)		9-16-3-4

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下 水 道 編	1 下 水 道	3 管 き よ 工 ・ 開 削	2 管 路 土 工		管路掘削	深 さ h	±30
						幅 B	-50
10 下 水 道 編	1 下 水 道	3 管 き よ 工 ・ 開 削	2 管 路 土 工		管路埋戻	基準高 ▽	±30
10 下 水 道 編	1 下 水 道	3 管 き よ 工 ・ 開 削	3 管 布 設 工		管布設 (自然流下管)	基 準 高 ▽	±30
						中心線の変位 (水平)	±50
						勾 配	±20%
						延 長 ℓ	-ℓ/500 かつ -200
						総 延 長 L	-200

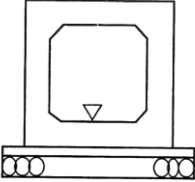
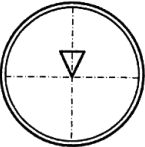
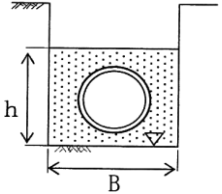
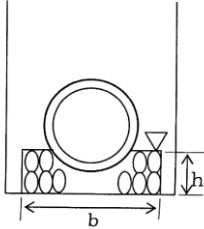
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
マンホール間ごとに1箇所測定する。		
マンホール間ごとに1箇所測定する		
基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
延長ℓはマンホール間を測定する。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下 水 道 編	1 下 水 道	3 管 き よ 工 ・ 開 削	3 管 布 設 工		矩形渠 (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30
						中心線の変位 (水平)	±50
						勾 配	±20%
						延 長 ℓ	-ℓ/500 かつ -200
						総 延 長 L	-200
10 下 水 道 編	1 下 水 道	3 管 き よ 工 ・ 開 削	3 管 布 設 工		圧送管	基 準 高 ▽	±30
						中心線の変位 (水平)	±50
						総 延 長 L	-200
10 下 水 道 編	1 下 水 道	3 管 き よ 工 ・ 開 削	4 管 基 礎 工		砂基礎	基 準 高 ▽	±30
						幅 B	-50
						厚 さ h	-30
10 下 水 道 編	1 下 水 道	3 管 き よ 工 ・ 開 削	4 管 基 礎 工		碎石基礎	基 準 高 ▽	±30
						幅 b	-50
						厚 さ h	-30

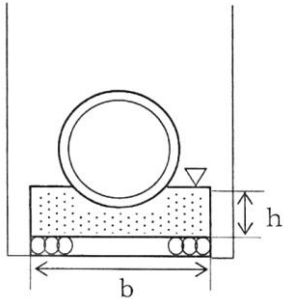
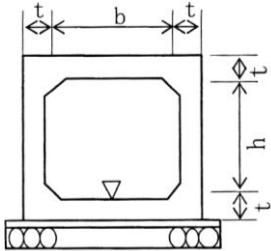
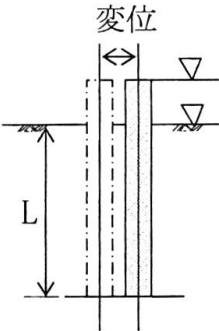
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長 20mにつき 1 箇所割合で測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。		
施工延長 40mにつき 1 箇所割合で測定する。		
各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下 水 道 編	1 下 水 道	3 管 き ょ 工 ・ 開 削	4 管 基 礎 工		コンクリート基礎	基 準 高 ▽	±30
						幅 b	-30
						厚 さ h	-30
10 下 水 道 編	1 下 水 道	3 管 き ょ 工 ・ 開 削	5 水 路 築 造 工		現場打水路	基 準 高 ▽	±30
						中心線の変位（水平）	±50
						幅 b	-30
						高 さ h	±30
						厚 さ t	-20
						勾 配	±20%
						延 長 ℓ	- $\ell/500$ かつ -200
						総 延 長 L	-200
10 下 水 道 編	1 下 水 道	3 管 き ょ 工 ・ 開 削	6 管 路 土 留 工		鋼矢板土留	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長 L	設計値以上
						変 位	100

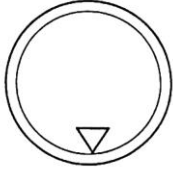
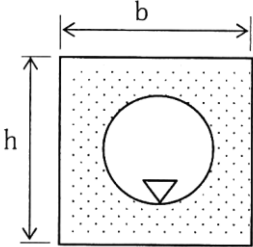
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
基準高、中心線の変位（水平）、幅、高さ、厚さは、1 打設長ごとに両端部等を測定する。 1 打設長が 20m 以上の場合は、20m につき 1 箇所割合で測定する。		
延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
施工延長 20m につき 1 箇所測定する。 20m 未満は、1 施工箇所につき 2 箇所測定する。		任意仮設の 場合は除く

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下 水 道 編	1 下 水 道	4 ・ 5 管 き よ 工 ・ 小 口 径 推 進 、 推 進	2 推 進 工		推進工	基 準 高 ▽	±50
						中心線の変位（水平）	±50
						勾 配	±20%
						延 長 ℓ	-ℓ/500 かつ -200
						総 延 長 L	-200
10 下 水 道 編	1 下 水 道	4 ・ 5 管 き よ 工 ・ 小 口 径 推 進 、 推 進	3 立 坑 内 管 布 設 工		空伏工	基 準 高 ▽	±50
						幅 b	-30
						高 さ h	-30
						中 心 の ず れ	±50
						延 長 L	-50
						勾 配	±20%

単位：mm

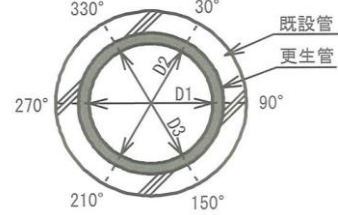
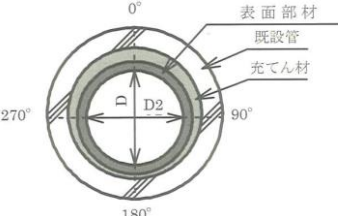
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、中心線の変位（水平）は、推進管 1 本ごとに 1 箇所測定する。		
延長ℓはマンホール間を測定する		
1 施工箇所ごとに測定する。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下 水 道 編	1 下 水 道	6 管 き よ 更 生 工	2 管 き よ 内 面 被 覆 工		反転・形成工法	仕上がり内径D	—
						更生管厚	6箇所平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする
10 下 水 道 編	1 下 水 道	6 管 き よ 更 生 工	2 管 き よ 内 面 被 覆 工		製管工法	仕上がり内径 (高さ・幅)	平均内径が設計更生管径を下回らない

令和4年10月1日適用

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について 1 スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の 6 箇所測定する。 硬化直後と 24 時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。 更生後 24 時間以降経過した内径に対して計測し記録する。 更生管厚は、更生工事前に既設管きよの内径を測定し、結果を差し引くことで確認する。		最新の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
1 スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について 1 スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さとの幅の 2 箇所測定する。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下 水 道 編	1 下 水 道	7 マン ホール 工	2 組 立 マン ホール 工		マンホール基礎工	基 準 高 ▽	±30
						床 堀 深 H	±30
						基礎工幅 B1	-50
						基礎工高 h1	-30
						コンクリート工幅 B2	-30
						コンクリート工高 h2	-10
10 下 水 道 編	1 下 水 道	7 マン ホール 工	2 組 立 マン ホール 工		組立マンホール工	基 準 高 ▽	±30
						人 孔 天 端 高	±30

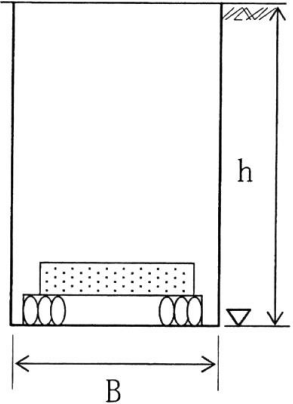
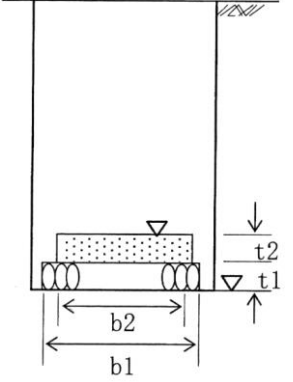
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下 水 道 編	1 下 水 道	8 立 坑 工			立坑工	基 準 高 ▽	±30
						寸 法 B	±100
						深 さ h	±30
10 下 水 道 編	1 下 水 道	8 立 坑 工			立坑土工	基 準 高 ▽	±30
						碎石基礎幅 b1	-50
						碎石基礎厚 t1	-30
						底版コンクリート基準高	±30
						底版コンクリート幅 b2	-30
						底版コンクリート厚 t2	-10

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		

別紙－1 出来形管理基準

					No.

1 事務所名			2 工事名					3 受注者					4 工種			5 路線 河川 名			6 箇所					
データ記録表	試験番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	測定月日					
	設計値 実測値 設計値との差	設計値																単位〔 〕	測定者					
		実測値																	規格値	上限				
		設計値との差																	規格値	下限				
	設計値 実測値 設計値との差	設計値																	測定基準					
		実測値																						
		設計値との差																						
測 点																		略 図						
出来形管理図	UCL 〔 〕																							
	CL 〔 〕																							
	LCL 〔 〕																							
記事	施工月日																							

					No.

1 事務所名	2 工事名	3 受注者	4 工種	5 路線 河川 名	6 箇所					
構造図					施工月日					
					実測月日					
					測定者					
					構造物	基準高	規格値	上限		
								下限		
						厚さ	規格値	上限		
								下限		
					巾	規格値	上限			
							下限			
					高さ	規格値	上限			
下限										
長さ	規格値	上限								
		下限								
記事										

					No.

別紙－3 出来形測定表

1 事務所名		2 工事名			3 受注者		4 工種	5 路線 河川 名		6 箇所				7 測定 月 日		8 測定者			
名称	略 図	測 定 項 目	規格値		測 定 箇 所														
				設計値															
				実測値															
				設計値との差															
				設計値															
				実測値															
				設計値との差															
				設計値															
				実測値															
				設計値との差															
				設計値															
				実測値															
				設計値との差															
				設計値															
				実測値															
				設計値との差															
				設計値															
				実測値															
				設計値との差															
				設計値															
				実測値															
				設計値との差															

施工管理基準表										
工 種	名 称	項 目	種別/工法	管理値		管理方法			測定回数	備 考
				規格値	摘 要	管 理	測定器具	摘 要		
さく井工	さく井	さく井深	パーカ	0～+3%		計測・写真	巻尺 測定用テープ		1回	
			ロータ							
		ビット径	パーカ	-5～+5mm		計測・写真	鋼尺・巻尺	さく井日毎	作業開始前 1回/日	
			ロータ			計測・写真	ビットゲージ		ビット昇降時	
		孔曲がり	パーカ	7.5cm以内	偏芯量	口元での測定	鋼尺		10m毎に計測	
			ロータ	7.5cm以内	偏芯量	口元での測定	鋼尺		10m毎に計測	
	ケーシングパイプ	ケーシング建込				計測・写真				
		ケーシング管全長				計測・写真	リボンロッド	ロット等による確認	1回	
		ストレーナ部				計測・写真	リボンロッド		1回	
取水工	水中ポンプ	吊り上げ位置		±20cm		揚水管の数、 長さ測定・写真	リボンロッド 鋼尺	ロット等による確認	1回	
	ポンプ室	厚さ		-3cm		計測・写真	鋼尺	図示寸法ごと		
		幅		-3cm		計測・写真	鋼尺			
		高さ		±3cm		計測・写真	鋼尺			
散水工、送水工	基礎工	コンクリート強度				品質管理基準による				
		総延長		-20cm		計測・写真	巻尺	末端ドレーン間		
		幅		-3cm		計測・写真	鋼尺		20m毎に測定、40m毎に写真測定	
		深さ		-3cm		計測・写真	鋼尺		20m毎に測定、40m毎に写真測定	
	プレキャスト	高さ		±3cm		計測・写真	鋼尺		20m毎に測定、40m毎に写真測定	

※鋼尺とは、コンベックス、スチール製テープ等とする。

品質管理基準（一般土木工事品質管理基準）

目 次

1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム ・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	1-5-1
2	プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類)	1-5-5
3	プレキャストコンクリート製品 (JIS II 類)	1-5-5
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	1-5-5
5	ガス圧接	1-5-8
6	既製杭工	1-5-9
7	基礎工	1-5-10
8	場所杭工	1-5-10
9	既製杭工 (中掘り杭工コンクリート打設方式)	1-5-10
10	下層路盤	1-5-11
11	上層路盤	1-5-12
12	アスファルト安定処理路盤	1-5-13
13	セメント安定処理路盤	1-5-14
14	アスファルト舗装	1-5-15
15	転圧コンクリート	1-5-18
16	グースアスファルト	1-5-21
17	路床安定処理工	1-5-23
18	表層安定処理工 (表層混合処理)	1-5-24
19	固結工	1-5-25
20	アンカー工	1-5-25
21	補強土壁工	1-5-26
22	鉄筋挿入工	1-5-27
23	吹付工	1-5-27
24	現場吹付法砕工	1-5-30
25	河川土工	1-5-33
26	海岸土工	1-5-34
27	砂防土工	1-5-35
28	道路土工	1-5-35
29	捨石工	1-5-37
30	コンクリートダム	1-5-38
31	覆工コンクリート (NATM)	1-5-42
32	吹付けコンクリート (NATM)	1-5-45
33	ロックボルト (NATM)	1-5-48
34	路上再生路盤工	1-5-48
35	路上表層再生工	1-5-50
36	排水性舗装工・透水性舗装工	1-5-51
37	プラント再生舗装工	1-5-53
38	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	1-5-54
39	ガス切断工	1-5-54

40	溶接工	1—5—55
41	中層混合処理	1—5—58

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材II)
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 40%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/月以上	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料 (Ⅱ)	その他	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回／月以上	
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造 (ブランド)	その他 場合は除く (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中1回／6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合はレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
Ⅱ	1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工 必須	塩化物総量規制	（一財）国土技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋や差し筋、セパレータなど腐食の恐れがあるものを有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
			単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定・管理要領」（富山県土木部）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ ／日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後1回）以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	「レディミクストコンクリート単位水量測定・管理要領」（富山県土木部）で別に定めた工種について確認を行う。 配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回。なお、テストピースの採取は、1回につき6個(σ7…3本、σ28…3個)とする。(単独セメントを使用する場合には、必要に応じ、σ3…3個についても採取する。) ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合はレディーミクス トコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112			
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定 ※土木工事現場必携(富山県土木部)の「ひび割れ調査方法等について」を参照。	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2 5 m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。 なお、この管理基準は、乾燥収縮等のひび割れ発生後に顕著な進行を呈しないものを対象としている。 また、防水性・水密性が求められる場合や環境条件等から、この管理基準によりがたい場合は、監督員に報告し、指示を受けるものとする。
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013 ※土木工事現場必携(富山県土木部)の「テストハンマーによる強度推定調査方法等について」を参照。			高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2 5 m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の8 5 %を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の8 5 %を下回った場合は、監督員と協議するものとする。
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
ト2 製、プレ キャスト コンクリ ー ※	材 料	必 須	JISマーク確認又は 「その他」の試験項 目の確認	目視 (写真撮影)			※富山県コンクリート製品協会（富山県コンクリート製品協会認定委員会）において認定した製品は、J I S規格製品（I 類）に準拠して取扱うこととし、認定製品であることを証明するために製品に印字されている認定マーク表示は、J I Sマーク表示として取扱う。
	施 工	必 須	製品の外観検査（角 欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	
製3 品、プレ キャスト コンクリ ー Ⅱ類）	材 料	必 須	製品検査結果（寸 法・形状・外観、性 能試験） ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎	
			JISマーク確認又は 「その他」の試験項 目の確認	目視 (写真撮影)			
	施 工	必 須	製品の外観検査（角 欠け・ひび割れ調 査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	
4 ・プレ キャスト コンクリ ー ト製品（そ の他）	材 料	必 須	セメントのアルカリ シリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対 策について（平成14年 7月31日付け国官技第11 2号、国港環第35号、国 空建第78号）	「アルカリ骨材反応抑制 対策について」（平成14 年7月31日付け国官技第 112号、国港環第35号、 国空建第78号）」	1回/6ヶ月以上および産地 が変わった場合。	
			コンクリートの塩化 物総量規制	「コンクリートの耐久性 向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	1回/月以上 （塩化物量の多い砂の場合 1回以上/週）	
			コンクリートのスラ ンプ試験/スランブフ ロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	
			コンクリートの圧縮 強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した 呼び強度の85%以上であ ること。 3回の試験結果の平均値は、 指定した呼び強度以上であ ること。 （1回の試験結果は、3個の 供試体の試験値の平均値）	1回/日以上	
			コンクリートの空気 量測定（凍害を受ける 恐れのあるコンクリ ート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	1回/日以上	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
4・プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上／12か月および産地が変わった場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、微粒分量の多い砂1回／週以上）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上／12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回／月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上	
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
4. プレキャスト コンクリート 製品（その他）	材料	トその他 を使用（JIS 場S 合マーク は除く） 表示された レディー ミクス トコン クリー	コンクリート用混和材 ・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6205（防せい剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフューム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
			鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回／月又は入荷の都度	試験成績表による。
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	- 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 - ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押拔法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押拔ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	- モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押拔ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押拔ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押拔法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。
	施工後試験	必須	外観検査	- 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 - ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押拔法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	- 目視は全数実施する。 - 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押拔法以外の場合 - 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。 熱間押拔法の場合 - 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ただし、現場条件により溶接機械の設置が出来ない場合には、添筋で補強する（コンクリートの充填性が低下しない場合に限る）。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
5	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより－24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。
6	材料	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。	
	施工	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む））	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm× π 以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm× π 以下とする。 ・外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm× π 以下とする。
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め） 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びぐい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $\phi 5 \times 10$ cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2
	その他		鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。
8 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による	全数	孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する
式9 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による	全数	泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正C B R 30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） - ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		
			・鉄鋼スラグには適用しない。				
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 ・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下		
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		
	施工	必須	その他 粗骨材のすりへり試験 ・再生クラッシュランに適用する。	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上 歩道については、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上とする。	・1,000m²につき1個（1孔）で測定する。 ・ただし1工事あたり3個（3孔）以上。 ・100m²未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。 ※面積の取り扱いについて、車道部と歩道部の施工が混在する場合は、その合計にて面積を判断する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X₁₀が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X₃が規格値を満足するものとするが、X₃が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X₆が規格値を満足していればよい。
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧[4]-288			
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」			
	施工	必須				・全幅・全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
						・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
10 下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当す
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
11 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]~68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			鉄鋼スラグの修正CBR試験 ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	舗装調査・試験法便覧[4]~68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			土の液性限界・塑性限界試験 ・鉄鋼スラグには適用しない。	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			鉄鋼スラグの呈色判定試験 ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]~73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]~80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験 ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	舗装調査・試験法便覧[4]~75	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験 ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	舗装調査・試験法便覧[2]~131	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 1 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験 ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	・1,000m ² につき1個（1孔）で測定する。 ・ただし1工事あたり3個（3孔）以上。 ・100m ² 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。
	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
	含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
12	アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる				

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験 ・安定処理材に適用する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道については、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上とする。	・1,000m ² につき1個 (1孔) で測定する。 ・ただし1工事あたり3個 (3孔) 以上。 ・100m ² 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 4 ア ス フ ア ルト 舗 装	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
	そ の 他	フィラーの塑性指数試験 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
		フィラーのフロー試験 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		フィラーの水浸膨張試験 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		フィラーの剥離抵抗性試験 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1／4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0％以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0％以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30％以下 CSS：50％以下 SS：30％以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12％以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 4 ア ス フ ア ル ト 舗 装	ブ ラ ン ト	必 須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	
		そ の 他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認
	舗 設 現 場	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道については、個々の測定値が基準密度の94%以上とする。	・1,000m ² につき1個（1孔）で測定する。 ・ただし1工事あたり3個（3孔）以上。 ・100m ² 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。 ※面積の取り扱いについて、車道部と歩道部の施工が混在する場合は、その合計にて、表層工と基層工の施工が混在する場合は、その合計にて面積を判断する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。
			温度測定（初転圧前） ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。
			または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」		110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。
		そ の 他	外観検査（混合物）	目視		随時	
			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回	

品質管理基準

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 5 転 圧 コ ン ク リ ー ト	材 料	必 須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	当初	
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	当初	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。	
		そ の 他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 5 転圧 コン クリ ート	材 料	そ の 他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外 の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/1以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/1以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以 内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水 質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示 す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以 内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質 が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製 造 （ プ ラ ン ト ）	そ の 他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行 う。
			ミキサの練混ぜ性能 試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率： 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5% 以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10% 以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差 率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品 質証明書等のみとする。
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以 下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
				細骨材の表面水率試 験	JIS A 1111	設計図書による	
			粗骨材の表面水率試 験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 5 転 圧 コ ン ク リ ー ト	施 工	必 須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・ 試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・ 試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回（材令28日）。	
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回／日（午前・午後）以上	
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）	
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 6 グ ー ス ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
		そ の 他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	

品質管理基準

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 6 グ ー ス ア ス フ ア ル ト 舗 装	ブ ラ ン ト	必 須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t 未満の場合も実施する。	
			リュエル流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t 未満の場合も実施する。	
			ホイールトラッキング 試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t 未満の場合も実施する。	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ（－10℃、50mm/min） 8.0×10^{-3} 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t 未満の場合も実施する。	
			粒度（2.36mmフル イ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたと き。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分 け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を いい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合 物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、 同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するも のをいう。
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたと き。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分 け試験 1～2回／日	①施工面積で1,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満 （コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うも のとする。
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたと き。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分 け試験 1～2回／日	1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			温度測定（アスファ ルト・骨材・混合 物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時	
	舗 設 現 場	必 須	温度測定（初転圧 前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 7 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]~227, [4]~230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]~185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、 1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m2未満：5点 ・ 500m2以上1,000m2未満：10点 ・ 1,000m2以上2,000m2未満：15点	・ 最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とす2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]~288 または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・ 路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・ 事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・ 地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・ セメントコンクリートの路床に適用する。
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、 1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	
	たわみ量		舗装調査・試験法便覧 [1]~284 (「ベンゲルマンヒーム」)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 8 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	他 其 他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1,000m2未満：10点 ・1,000m2以上2,000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[2]-16 （ハングマンビーム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
1 9 固 結 工	材 料	必 須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。
	施 工	必 須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。
2 0 ア ン カ ー 工	施 工	必 須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）／日	
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pポート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
			確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
	そ の 他		その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
2 1 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事(1)工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時	
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合
			圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合
		その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時	
	施工	必須	引き抜き試験 (受入れ試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	
		その他	引き抜き試験 (適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。	
吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
2 3 吹付工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90％以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90％以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0％以下 粗骨材：0.25％以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10％以下 粗骨材：12％以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前及び工事中1回／月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前及び工事中1回／月以上	
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水质が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水质が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	るクマ製 場スー造 合トク はコ表へ 除ン示 ぐクレン したト レー をデヘ 使イJ 用II サミS	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
		その他	計量設備の計量精度		水：±1％以内 セメント：±1％以内 骨材：±3％以内 混和材：±2％以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1％以内） 混和剤：±3％以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
2 3 吹付工	デ イ 造 ー ミ （ ブ ス ト コ ン ク ） （ J I S マ ー ク を 使 用 ク ス 表 示 さ れ た 除 く）	そ の 他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率： 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
				連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
	施 工	そ の 他	塩化物総量規制	（一財）国土技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
			スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照
	必 須		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準JSCE-F 561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
2 4 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び碎石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
2 4 現場吹付法 枠工	材料	その他（JISマーク表示されたコンクリートを使用する）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製 合 造 は 除 く	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
2 4 現場吹付法 砕工	施工	その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm2以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照
		その他	塩化物総量規制	（一財）国土技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
25 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
26 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
27 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214）	最大乾燥密度の85%以上。 または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
				最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法			
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1,000m2未満：10点 ・1,000m2以上2,000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					
28 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。	
			CBR試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
2 8 道 路 土 工	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]～256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の 締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
				次頁につづく			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
28 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288 または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。 ・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪い時	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 （ベンゲルマンビーム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	
29 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7～2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5～2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：80.66N/cm ² 以上4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
30	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ボルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前及び工事中1回／月以上	
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ボルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前及び工事中1回／月以上	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下(ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下)。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
30 コンクリートダム	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中以上/12か月。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中以上/12か月。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
30	施工		塩化物総量規制	(一財) 国土技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
			単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定・管理要領」(富山県土木部)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	別に定めた工種について確認を行う。 配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
30 コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当たり1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当たり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。	
	その他		コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
3 1 覆 工 コ ン ク リ ー ト （ N A T M ）	材 料 （ J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ イ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く	必 須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		そ の 他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中以上／12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
3 1 覆工コンクリート（N A T M）	材料（Ⅱ）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
3 1 覆 工 コ ン ク リ ー ト (N A T M)	施 工	必 須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定・管理要領」（富山県土木部）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3／日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数はいく方を採用する。	別に定めた工種について確認を行う。 配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は、1回につき6個（ σ 7…3個、 σ 28…3個）とする。	
			塩化物総量規制	（一財）国土技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。
	そ の 他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
31 覆工コンクリート（N A T M）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本敷 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。
32 吹付けコンクリート（N A T M）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		リその他の材料を使用する場合（JISマーク表示されたレディミクストコンク	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
3 2 吹付けコンクリート（N A T M）	材料	るそ場の合他は材除料く（J I S マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用す	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	↓製造（プラント）（"）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
3 2 吹付けコンクリート（N A T M）	ク製造ト（ブランクート）（J I Sマーク表示は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
				連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
	施工	必須	塩化物総量規制	（一財）国土技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準JSCE-F 561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日, 28日（2×3＝6供試体）なお、デストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。
			吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法（JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
(3 N A T M)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。	
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各1本）。	
3 4	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧表-3.2.9 路上で破碎した路盤再生骨材の目標粒度範囲による。	当初及び材料の変化時	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時	
	その他		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ボルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ボルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
3 4 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が 53mm以下の場合のみ適用 できる	基準密度の93％以上。 X10 95％以上 X6 95.5％以上 X3 96.5％以上	・1,000m2につき1個（1孔）で測定する。 ・ただし1工事あたり3個（3孔）以上。 ・100m2未満の工事については、監督員の指示 がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93％以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回／日	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
3 5 路 上 表 層 再 生 工	材 料	必 須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時	
	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・1,000m ² につき1個（1孔）で測定する。 ・ただし1工事あたり3個（3孔）以上。 ・100m ² 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 空隙率による管理でもよい。
			温度測定	温度計による。	110℃以上		測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧	－0.7cm以内	1,000m ² 毎	
		そ の 他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧3-3-2-(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
	その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			引火点試験	JIS K 2265	260℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			タフネス・テナシディ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	タフネス：20N・m	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1]-154	X ₁₀ 1000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m ² ごと。	
		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-224	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道については、個々の測定値が基準密度の94%以上とする。	・1,000m ² につき1個（1孔）で測定する。 ・ただし1工事あたり3個（3孔）以上。 ・100m ² 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。
			外観検査（混合物）	目視			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
3 7 プ ラ ン ト 再 生 舗 装 工	材 料	必 須	再生骨材 アスファルト抽出後 の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。	
			再生骨材 旧アスファルト含有 量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	
			再生骨材 旧アスファルト針入 度	マーシャル安定度試験に よる再生骨材の旧アス ファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格 値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1 日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は 2回。 1 日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、 再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回と する。	
			再生骨材 アスファルトコンク リート再生骨材圧裂 係数	舗装再生便覧（令和6年3 月） 付録-02 アスファルト コンクリート再生骨材の 圧裂係数の求め方	1.70 (MPa/mm) 以下 (25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格 値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2 回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、 再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回と する。	
			再生骨材 洗い試験で失われる 量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨 材の水洗前の75 μ mふるいにとどまるものと、水洗後の75 μ mふるい にとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差から
			再生アスファルト混 合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化	
	プ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36mm フル イ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められると き。 印字記録の場合：全数	
			粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μ mふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μ m：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められると き。 印字記録の場合：全数	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：± 1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められると き。 印字記録の場合：全数	
		そ の 他	水浸ホイールトラッ キング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認
			ホイールトラッキン グ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	同左	耐流動性の確認
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	同左	耐磨耗性の確認
	舗 設 現 場	必 須	外観検査（混合物）	目視		随時	
			温度測定（初転圧 前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
37 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・1,000m2につき1個（1孔）で測定する。 ・ただし1工事あたり3個（3孔）以上。 ・100m2未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
38 （鋼橋用工場製材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合 帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。	
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	
			外観検査（付属部材）	目視及び計測	JISによる	JISによる	
39 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ 50μm以下（切削による場合もこれに準ずる）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。
			ノッチ	・目視 ・計測	ノッチがあつてはならない		
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。		
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。		
	その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
		ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
		真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
40 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部さす検査17.8.7内部さす検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
40 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.6及び表-解17.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解17.8.6及び表-解17.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 16.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。
			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解 17.8.4及び表-解17.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解17.8.4及び表-解17.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 16.3.2継手の強度等級に示されている。
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）		すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに－1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
40 溶接工	施工	必須	外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げる指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げてなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査（アーキスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
	その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1％について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要
4 1 中層混合処理	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225			
			テーブルフロー試験	JIS R 5201			
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216			
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。	
			土の粒度試験	JIS A 1204			
			土の液性限界・塑性 限界試験	JIS A 1205			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			
	土の圧密試験		JIS A 1217	有機質土の場合は必要に応じて実施する。			
	土懸濁液のpH試験		JGS 0211				
	土の強熱減量試験		JGS 0221				
施工	必須	深度方向の品質確認 (均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1, 000m3～4, 000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
		土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1, 000m3～4, 000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	

(参考資料)

ロックボルトの引抜試験 (NATM)

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

測定結果は図4-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処理

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に溜まっている状態の場合は、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他ボルト状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また、地山状況によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

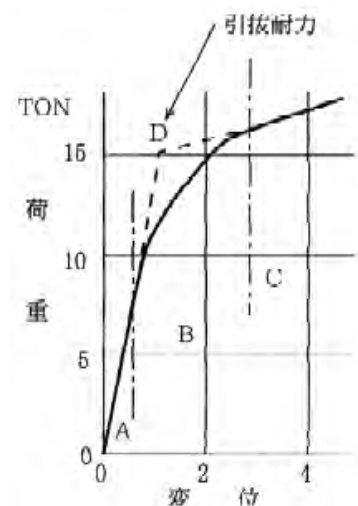


図4-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は I S R M の提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Menhanics, Comission on Standadizati
on of Laboratory and Field Tests, Comillee on Field Tests Document No2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないよう、図4-2のように反カプレートボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強軟膏を貼り付ける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1 ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読みとる。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取り壊して地盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付けコンクリートの付着の影響をなくすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。

ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面は拘束しないこと。

(ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

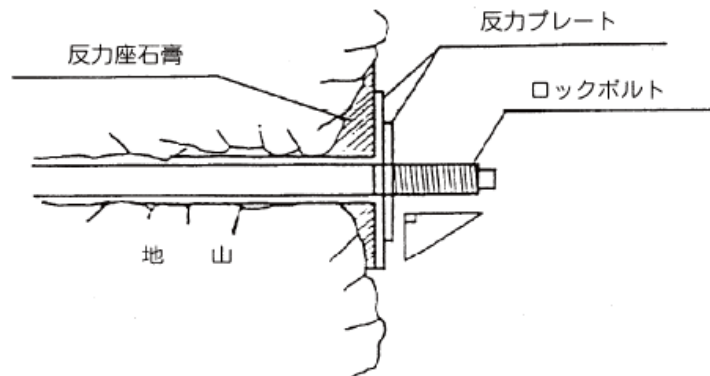


図 4 - 2 反力座の設置

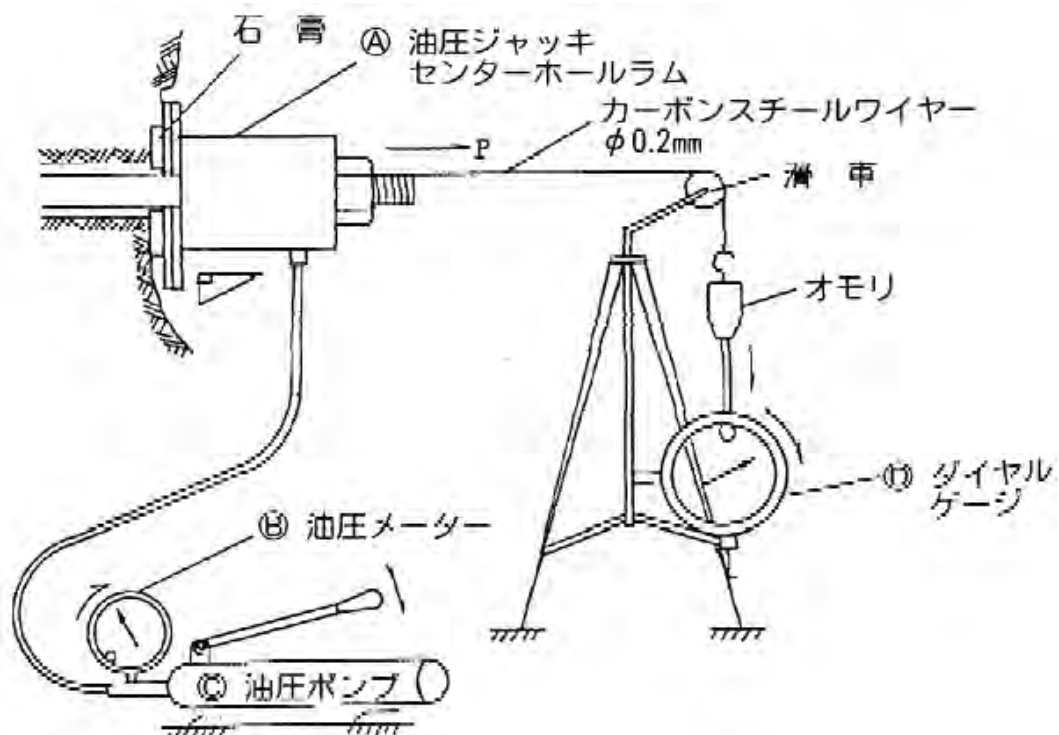


図 4 - 3 引抜試験概要図

テストハンマーによる強度推定調査方法等について

テストハンマーによる強度推定調査は、以下に基づき実施する。

(1) 適用範囲

強度確認調査の対象工種については、高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（但し、PCは除く。）、トンネル及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門とする。

(2) 調査頻度

- 1) 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については、目地間、トンネルについては1 打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1 構造物の単位とし、各単位につき3 箇所の実施する。
- 2) 調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合または、1 回の試験結果が設計基準強度の85 %以下となった場合は、その周辺において再調査を5 箇所実施する。
- 3) 調査の評価方法については、様式1 のフロー図による。

(3) 測定

1) 測定方法

「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施する。（「コンクリート標準示方書（規準編）」に記載）

なお、強度の推定方法は、様式2 のフロー図による。

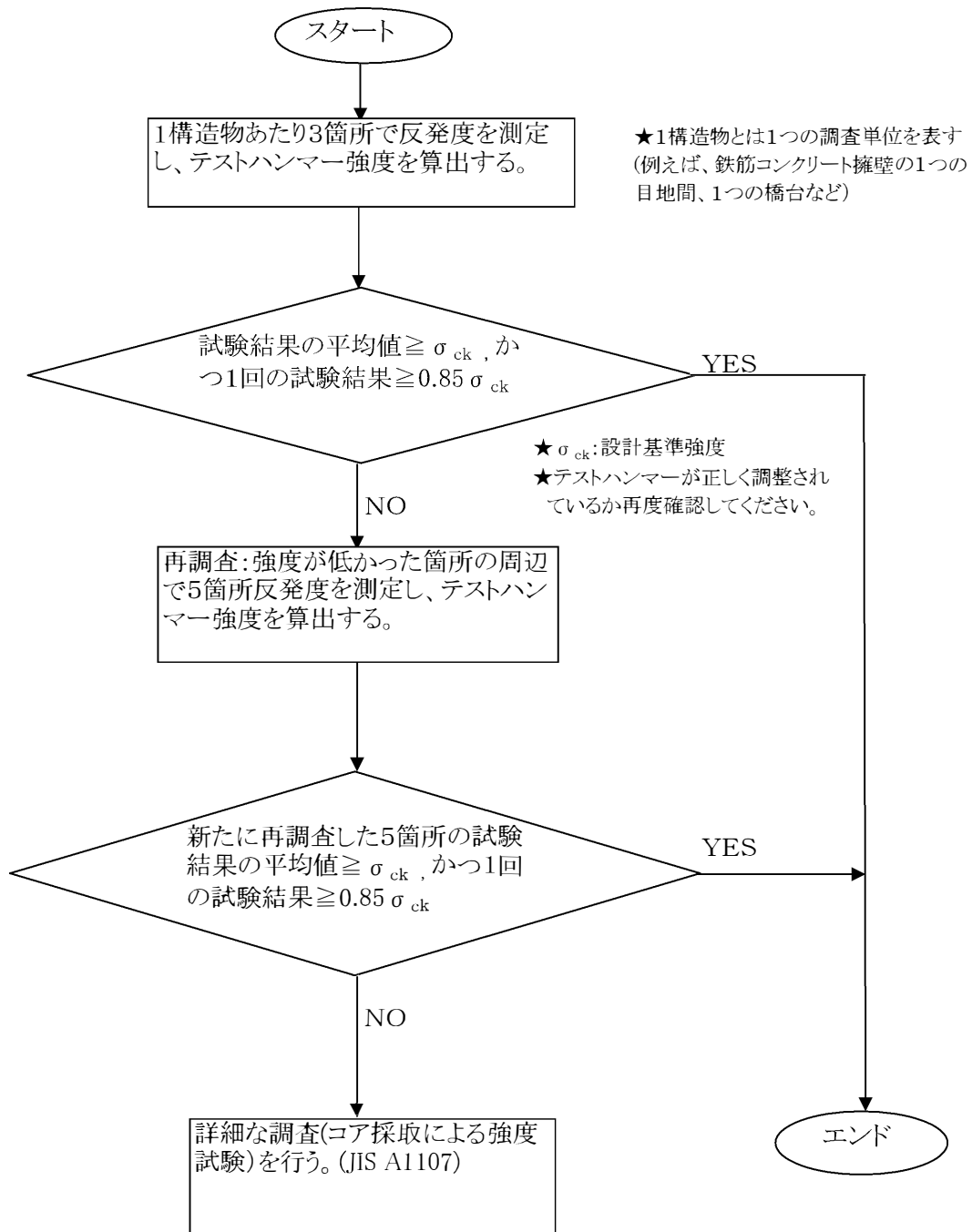
2) 測定時期

材令が28日から91日の間に調査を行うものとする。なお、工期等により基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議する。

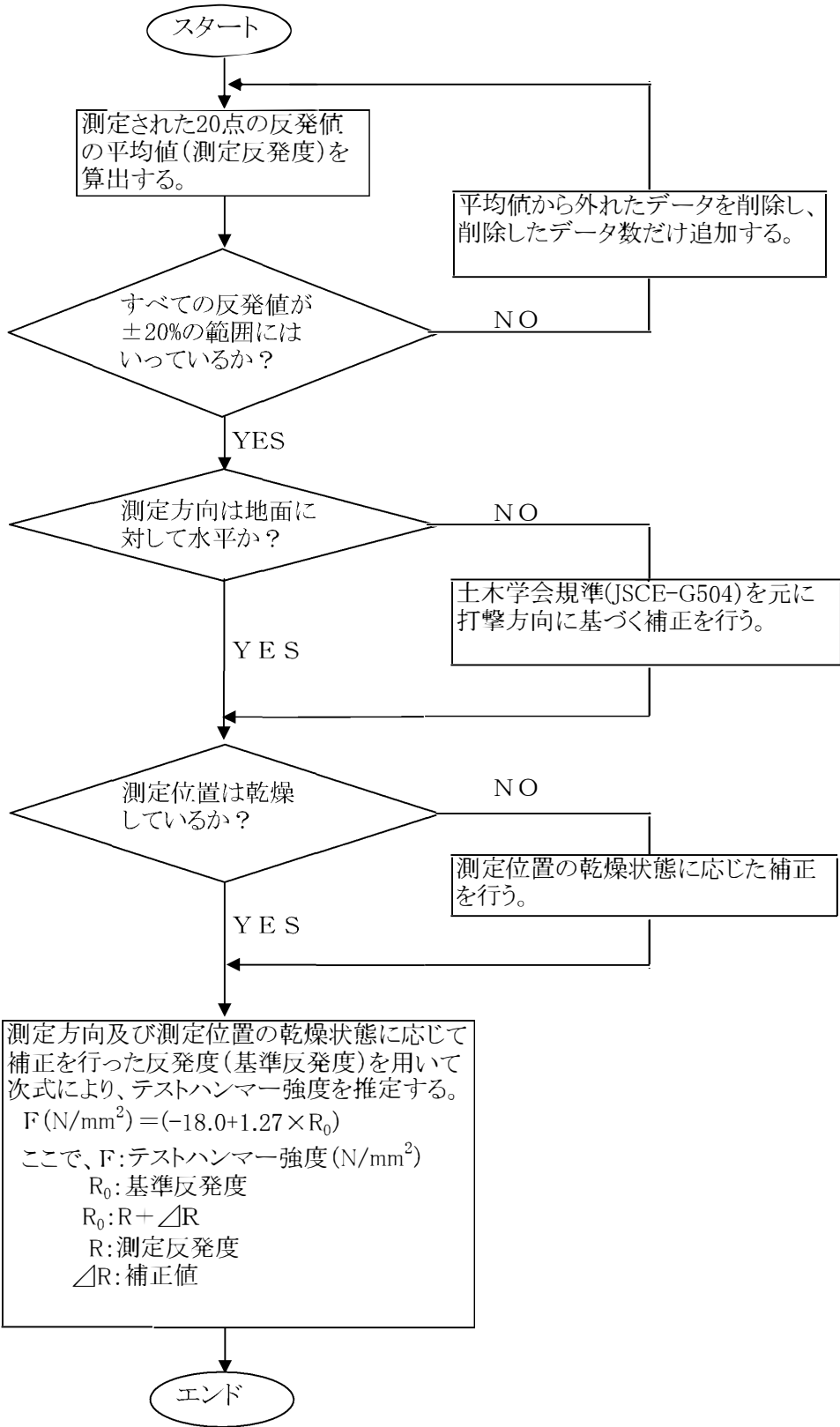
3) 調査の報告

構造物毎に別添様式3により調査票を作成し、工事完成届時に提出する。

調査の評価方法



強度の推定方法



テストハンマーによる強度推定調査票(1)

工事名	
請負者名	
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定NO		
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm ²	コンクリートの呼び強度	N/mm ²

テストハンマーによる強度推定調査票(2)

調査箇所	①	②	③	④	⑤
調査年月日					
打設年月日					
推定強度 (N/mm ²)					
反発強度					
打撃方向 (補正值)	()	()	()	()	()
乾燥状態 (補正值)	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている
	()	()	()	()	()
材齢	日	日	日	日	日
	()	()	()	()	()
推定強度結果の最大値					N/mm ²
推定強度結果の最小値					N/mm ²
推定強度結果の最大値と最小値の差					N/mm ²

テストハンマーによる強度推定調査票(3)

構造物名(工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称)

強度測定箇所

添付しない場合は
(別添資料－○参照)と記入し、
資料提出

ひび割れ調査方法等について

ひび割れの発生が認められた場合、これまでも受発注者間で協議のうえ、発生原因の解明や補修の必要性の有無を判断し、適切に補修を実施する等、対応してきたところである。

平成18年3月の仕様書の改訂に伴い新たに品質管理基準に定めたひび割れ調査については、以下のとおり実施するものとする。

なお、ひび割れの補修については従来からの対応を継続するものである。

(1) 適用範囲

ひび割れ調査の対象工種については、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（但し、PCは除く。）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。

(2) 調査箇所

構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。

(3) 測定

1) 測定方法

1. 幅0.2mm以上のひび割れについて、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出する。
2. ひび割れ変状の認められた部分のマーキングを実施する。
3. ひび割れ幅は、測定専用のコンクリートクラックスケールを用いて測定する。

2) 測定時期

測定は、足場が存置されている間に実施することが望ましい。

ただし、測定は所定の設計強度以上が発現したと予想される時期に測定する。

なお、構造物の強度の発現は現場養生を行った供試体による圧縮強度試験結果から予想することなどが考えられる。

3) 調査の報告

構造物毎に別添様式4により調査票を作成し、完成届提出時に提出する。

ひび割れ調査票(1)

工 事 名	
請 負 者 名	
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測 定 者 名	

位 置	測定No		
コンクリートの 種 類			
コンクリートの 設計基準強度	N/mm ²	コンクリートの 呼 び 強 度	N/mm ²

ひび割れ調査票(2)

ひび割れ	有、無	本数:1～2本、3～5本、多数
		ひび割れ総延長 約 m
		最大ひび割れ幅(○で囲む) 0.2mm以下、0.3mm以下、 0.4mm以下、0.5mm以下、 0.6mm以下、0.8mm以下、 _____ mm
		発生時期(脱型後)(○で囲む) 1日以内、2日～10日以内、11日以上、不明
		規則性(*1)の有無(○で囲む) 有、無
		形態(*2)(○で囲む) 網状、表層、貫通、表層or貫通
		方向(○で囲む) 主筋鉄筋方向、直角方向、両方向、 鉄筋とは無関係

(*1)規則性とは、ひび割れの場所、方向、長さ等の
いづれかに共通点があるもの。

(*2)形態は、ひび割れの状態をいう。貫通は部材の
裏面にまで達していること。

ひび割れ調査票(3)

構造物一般図ひび割れ発生状況箇所の展開図

添付しない場合は
(別添資料一〇参照)と記入し、
資料提出

塗膜厚施工管理基準

1. 適 用

この塗膜厚施工管理基準は、富山県の施工する新橋の塗装工事に適用する。塗替塗装についてはこれに準ずるものとする。

2. 測定時期

塗装厚は乾燥膜厚とし測定は工場塗装完了後（または下塗塗装完了後）と現場塗装完了後（または、中塗及び上塗塗装完了後）に行うものとする。

3. 測定基準

（１）ロットの決め方

乾燥塗膜厚は同一塗装系でかつ同一塗装方法で塗装された類似部材ごとに１つのロットをとる。１ロットの大きさは 500 m²を標準とする。

（２）測定方法

塗膜厚の測定は２点調整型電磁微厚計等を使用し、１ロット当りの測定数は 25 点とする。

同一点につき 5 回（左上，左下，右下，右上，中央）の平均値を測定値とする。大きさは、5cm 四方を標準とする。

現場塗装においては、測定位置を見失わないよう、管理図を作成すること。その際、ポンチ等で傷をつけてはならない。

ただし、完成後、歩行者に見えない箇所については、マジック等で、測定箇所の目的（おおむね 1 cm）をつけることは、やむを得ないものとする。

測定位置はなるべく作業姿勢ごとの点数が等しくなるように選ぶものとする。

4. 管理基準

（１）ロットの塗膜厚平均値は目標塗膜厚合計値の 90％以上であること。

（２）塗膜厚測定値の最小値は目標塗膜厚合計値の 70％以上であること。

（３）塗膜厚測定値分布の標準偏差は目標塗膜厚合計値の 20％をこえないこと。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

5. 不合格ロットの処理

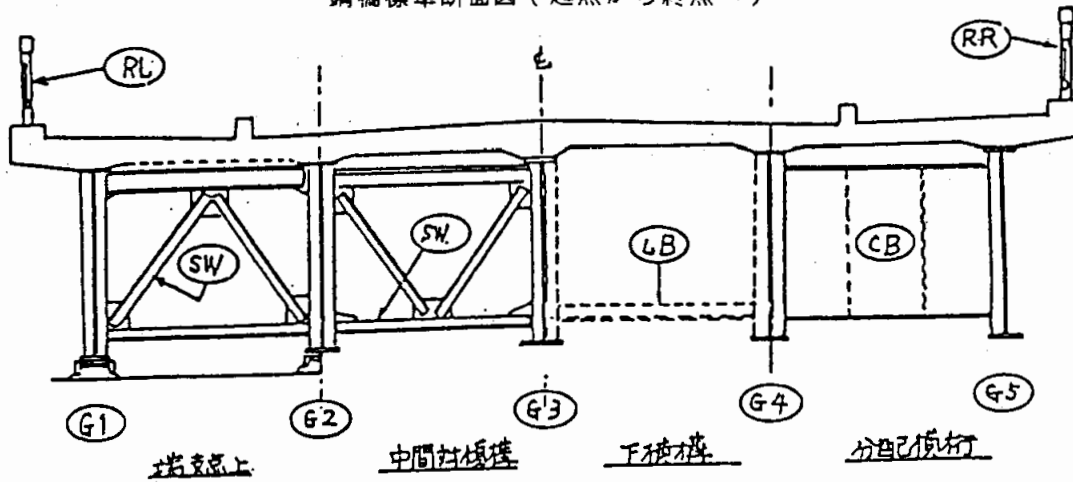
平均値、最小値、標準偏差のそれぞれの条件のうち 1 つ以上について不合格になったロットについてはさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせた計算結果が管理基準値を満足していれば合格とする。不合格となったロットは最上層の塗料を増し塗りして測定をやり直し合否を判定する。

6. 目標塗膜厚

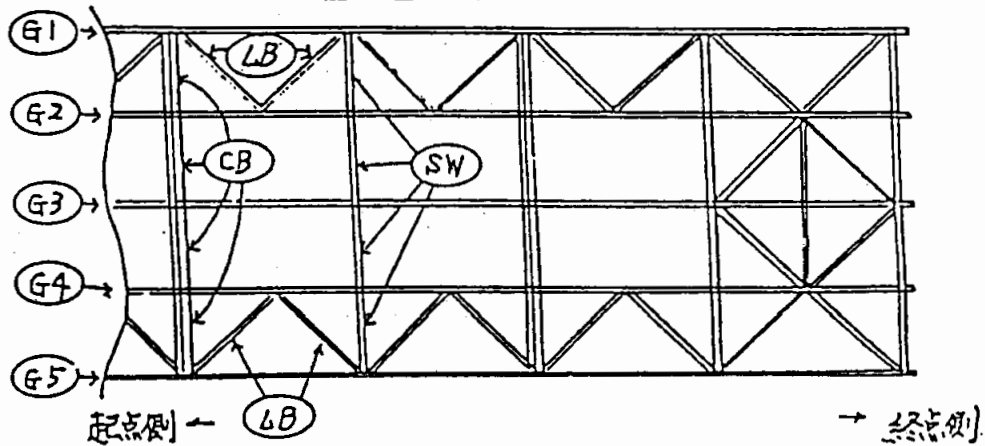
目標塗膜厚は「鋼道路橋塗装・防食便覧」による。

塗膜厚測定記録表ならびにその記入例を次に示す。

鋼橋標準断面図（起点から終点へ）



配置図



塗膜厚 測定箇所一覧表（鋼板桁橋の1区間のロットのとり方の例）

名称	主 桁	対 傾 構	(下) 横 構	分 配 横 桁	その他
記 号	G	SW	LB	CB	適 宜
測定数	各主桁毎1か所以上	3か所以上	3か所以上	2か所以上	適 宜
測定箇所					適 宜
その他	各点(a, b, c...)につき5回(左上, 左下, 右下, 右上, 中央)測定し平均すること。				

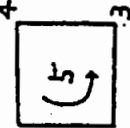
(再塗装 記入例)

(単位: μm) 系

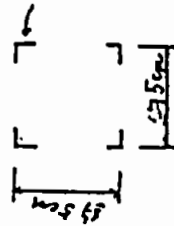
塗り 番号	名 称	〇 〇 〇 概			塗装業者名			〇 〇 〇 施 工 者 氏 名			〇 〇 〇 〇 〇			下 塗 上 塗 合 計	$(X-X_1)^2$	
		ケレン 〇 月 〇 日			下 塗 〇 月 〇 日			中 塗 〇 月 〇 日			上 塗 〇 月 〇 日					
		ケレン 〇 月 〇 日			下 塗 〇 月 〇 日			中 塗 〇 月 〇 日			上 塗 〇 月 〇 日					
番 号	測 定 位 置	工 程	左 上 1	左 下 2	右 下 3	右 上 4	中央 5	5 点 合 計	5 点 平 均	当 該 塗 膜 厚	$(\bar{X}-X_1)$					
1	主 桁 G1-a	ケレン後	100	100	110	110	100	520	104	下塗	54	55.0-54=1.0				1.0
		下塗後	160	160	150	150	160	790	158	中塗	56	55.9-56=-0.1				0.01
		中塗後	210	220	220	220	200	1,070	214	上塗	40	40.2-40=0.2				0.04
		上塗後	240	260	250	260	260	1,270	254	合計	150	151.1-150=1.1				1.21
2	主 桁 G1-b	ケレン後	110	100	100	100	100	510	105	下塗	55	55.0-55=0				0
		下塗後	160	160	160	150	160	800	160	中塗	54	55.9-54=1.9				3.61
		中塗後	210	210	220	220	210	1,070	214	上塗	42	40.2-42=-1.8				3.24
		上塗後	250	260	250	260	260	1,280	256	合計	150	151.1-151=0.1				0.01
		ケレン後								下塗						
		下塗後								中塗						

上側
(下フランジ
等では終点側)

4 反時計まわりを標準とする。



下側
(下フランジ
等では起点側)



マジック等で四隅に目印を
つけてもかまわない。
(ただし、高脚等、歩行者の目にみえる
箇所は除く。)

塗膜厚測定記録総括表

(記入例)

(単位: μm)

橋りょう名		〇〇〇橋	ロット名	主桁G1~G5		塗装業者名	〇〇塗装(株)		
						測定者氏名	〇〇 〇〇		
工 種	下塗(35 μm 以上)		中塗(30 μm 以上)		上塗(25 μm 以上)		合計厚(90 μm 以上)		
作業月日	〇 月 〇 日		〇 月 〇 日		〇 月 〇 日		〇 月 〇 日		
測定月日	〇 月 〇 日		〇 月 〇 日		〇 月 〇 日		〇 月 〇 日		
番号	測定位置	膜厚 X_i	$(\bar{X}-X_i)^2$	膜厚 X_i	$(\bar{X}-X_i)^2$	膜厚 X_i	$(\bar{X}-X_i)^2$	膜厚 X_i	$(\bar{X}-X_i)^2$
1	G1-a	54	1.0	56	0.01	40	0.04	150	1.21
2	G1-b	55	0	54	3.61	42	3.24	151	0.01
3	G1-c	53	4.0	55	0.81	41	0.64	149	4.41
4									
.									
.									
.									
.									
33									
34	G5-f	55	0	56	0.01	40	0.04	151	0.01
35	G5-g	54	1.0	54	3.61	41	0.64	149	4.41
合 計		1925	33.81	1957	48.64	1407	40.1	5289	40.81
平均値 $\bar{X}$		$1925/35 = 55.0$		$1957/35 = 55.9$		$1407/35 = 40.2$		$5289/35 = 151.1$	
測定最小値 M		$= 53$		$= 54$		$= 40$		$= 149$	
標準偏差 S		$\sqrt{\frac{33.81}{34}} = 1.00$		$\sqrt{\frac{48.64}{34}} = 1.20$		$\sqrt{\frac{40.1}{34}} = 1.18$		$\sqrt{\frac{40.81}{34}} = 1.20$	
目標の90%Y1		$0.9 \times 35 = 31.5$		$0.9 \times 30 = 27.0$		$0.9 \times 25 = 22.5$		$0.9 \times 90 = 81.0$	
目標の70%Y2		$0.7 \times 35 = 24.5$		$0.7 \times 30 = 21.0$		$0.7 \times 25 = 17.5$		$0.7 \times 90 = 63.0$	
目標の20%Y3		$0.2 \times 35 = 7.0$		$0.2 \times 30 = 6.0$		$0.2 \times 25 = 5.0$		$0.2 \times 90 = 18.0$	
管理基準	$Y \geq Y1$	$55.0 > 31.5$		$55.9 > 27.0$		$40.2 > 22.5$		$151.1 > 81.0$	
	$M \geq Y2$	$53.0 > 24.5$		$54.0 > 21.0$		$40.0 > 17.5$		$149.0 > 63.0$	
	$S < Y3$	$1.0 < 7.0$		$1.20 < 6.0$		$1.18 < 5.0$		$1.20 < 18.0$	
判 定		合 格		合 格		合 格		合 格	

$$\text{平均値 } \bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i =$$

$$\text{標準偏差 } S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2} =$$

塗膜厚測定記録表

(単位: μm) %

機 器 名	塗 装 業 者 名				測 定 者 氏 名				目 標 値				μm 以上 μm 以上 μm 以上 μm 以上
	ケレン 月 日	下 塗 月 日	中 塗 月 日	上 塗 月 日	ケレン 月 日	下 塗 月 日	中 塗 月 日	上 塗 月 日	ケレン 月 日	下 塗 月 日	中 塗 月 日	上 塗 月 日	
番 号	測 定 位 置	工 程	左 上	左 下	右 下	右 上	中 央	5 点 合 計	5 点 平 均	当 該 塗 膜 厚	($\bar{X}-X_i$)	($X-X_i$) ²	
		ケレン後								下塗			
		下塗後								中塗			
		中塗後								上塗			
		上塗後								合計			
		ケレン後								下塗			
		下塗後								中塗			
		中塗後								上塗			
		上塗後								合計			
		ケレン後								下塗			
		下塗後								中塗			
		中塗後								上塗			
		上塗後								合計			
		ケレン後								下塗			
		下塗後								中塗			
		中塗後								上塗			
		上塗後								合計			
		ケレン後								下塗			
		下塗後								中塗			
		中塗後								上塗			
		上塗後								合計			

塗膜厚測定記録総括表

(単位: μm)

橋りょう名				ロット名				塗装業者名			
								測定者氏名			
工 種		下塗 (μm 以上)		中塗 (μm 以上)		上塗 (μm 以上)		合計厚 (μm 以上)			
作業月日		月 日		月 日		月 日		月 日			
測定月日		月 日		月 日		月 日		月 日			
番号	測定位置	膜厚 X_i	$(\bar{X} - X_i)^2$	膜厚 X_i	$(\bar{X} - X_i)^2$	膜厚 X_i	$(\bar{X} - X_i)^2$	膜厚 X_i	$(\bar{X} - X_i)^2$		
1											
2											
3											
4											
.											
.											
.											
.											
33											
34											
35											
合 計											
平均値 $\bar{X}$		=		=		=		=			
測定最小値 M		=		=		=		=			
標準偏差 S		=		=		=		=			
目標の 90%Y1		0.9x	=	0.9x	=	0.9x	=	0.9x	=		
目標の 70%Y2		0.7x	=	0.7x	=	0.7x	=	0.7x	=		
目標の 20%Y3		0.2x	=	0.2x	=	0.2x	=	0.2x	=		
管理基準	$Y \geq Y1$										
	$M \geq Y2$										
	$S < Y3$										
判 定											

$$\text{平均値 } \bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i =$$

$$\text{標準偏差 } S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2} =$$

富山県土木部建設工事監督要領

（目的）

第1条 この要領は、富山県土木部が所掌する建設工事（土木部建築工事監督要領を適用する工事を除く）の請負契約の履行の監督に関し、地方自治法、同法施行令、富山県建設工事標準請負契約約款、富山県会計規則及びその他法令、規則に定めのあるもののほか必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領に使用する用語は、次の定義によるものとする。

- （1）所長とは、出先機関（富山県行政組織規則第294条の2に定める土木事務所を含む。）の長をいう。
- （2）設計図書とは、特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- （3）契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- （4）検査とは、完成検査、出来形検査及び中間検査をいう。
- （5）段階確認とは、設計図書に示された段階又は監督員が指示した工事施工途中の段階において、監督員が立会い等により、出来形、品質、規格及び数値等を確認することをいう。
- （6）様式とは、土木部建設工事施行に関する書類の様式集に定める様式をいう。

（監督員の選任）

第3条 所長は、工事の監督業務を指揮総括するものとする。

- 2 所長は、工事毎に主務1人副主務1人、の監督員を選任するものとする。選任にあたっては工事の種類、難易度により現場経験年数等を考慮するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、所長は、工事の規模や技術的条件が簡易な場合は、1人の監督員を選任して監督に当たらせることができる。
- 4 所長は、工事の主要な部分の確認行為等を行う場合は、必要に応じて経験豊富な職員を同行させるものとする

（監督の技術基準）

第4条 監督員が監督を行うにあたって必要な技術基準は、別に定める共通仕様書、施工管理基準、写真撮影要領、安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱並びにその他工事に必要な法令及び基準によるものとする。

- 2 監督員は別に定める「施工プロセス」のチェックリストにより監督する。

（監督業務）

第5条 監督員は、工事請負契約の円滑な履行のために文書等により次の業務を行うものとする。

- （1）契約の履行についての契約の相手方（以下「受注者」という。）に対する必要な指示（様式第52号 工事打合簿）、協議（様式第52号 工事打合簿）及び提出書類の受理
- （2）契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び受注者が作成したこれら図面の承諾
- （3）下請負状況の確認
- （4）契約図書に基づく工程の管理、工事の実施状況及び工事材料について別に定める段階確認（別紙「監督員段階確認及び検査員検査事項」参照）

- (5) 関連する工事の工程等の調整
- (6) 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該処置及びその他必要な事務処理
- (7) 工程上の特記事項（中間検査及び段階確認箇所等）の施工計画書への明記の指示
- (8) 検査及び工事監察の立会い
- (9) 工事成績の評定
- (10) その他所長から指示された業務及び契約図書に基づく業務等

（監督の報告等）

第6条 監督員は、前条の業務を適正に執行するため、次の事項を所長に文書等で報告するものとする。

- (1) 「施工プロセス」のチェックリストの結果
- (2) 工事施工途中の段階確認の結果（様式第16号 確認報告書）
- (3) 工事施工前及び工事施工途中の受注者との協議で特に必要があるもの
- (4) 工事の進捗状況
- (5) 工事内容の変更を伴う確認、指示、承諾及び協議
- (6) 受注者に対して措置請求を求めなければならない事項
- (7) 工事の施工が設計図書に不適合であり、その改善を請求しなければならない事項
- (8) 工事施工途中に発生した現場事故（様式第69号 現場事故報告書）
- (9) その他報告の必要を認められる重要事項

（監督に関する図書）

第7条 監督員は、次の図書（受注者から提出された図書を含む。）を作成整理して監督の経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 指示、承諾及び協議等工事打合簿により受注者と交換した図書
- (2) 工事施工途中の検査及び段階確認等の内容を記載した図書
- (3) その他監督に使用した図書

（兼職の禁止）

第8条 監督員は、担当工事の検査員を兼ねることができないものとする。ただし、次の場合に該当するときはこの限りではないものとする。

- (1) 災害、その他異常事態の発生により監督員以外のものをその工事の検査員に命ずることが困難であるとき。
- (2) 維持修繕に関する工事で、工事の施工後、直ちに検査を行わなければ工事の完成等の確認が著しく困難となるとき。

（雑則）

第9条 本庁で建設工事請負契約を履行する場合、所長を事業主管課長と読替えるものとする。
2 事業主管課長とは、事業を所管する本庁の室課長をいう。

附 則

この要領は、令和3年10月1日より適用する。

第 1 回	課長	班長	合 議	主務	第 2 回	課長	班長	合 議	主務
年 月 日					年 月 日				
第 3 回	課長	班長	合 議	主務	第 4 回	課長	班長	合 議	主務
年 月 日					年 月 日				
第 5 回	課長	班長	合 議	主務	第 6 回	課長	班長	合 議	主務
年 月 日					年 月 日				

「施工プロセス」のチェックリスト

工 事 名	工 期	施工業者	所 属	監督員名
	当初 年 月 日 から 年 月 日 まで			当初
	変更 年 月 日 まで			変更
「施工プロセス」チェックリストには、共通仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に実施されているかを監督員が確認する。				
用語の定義	契約後：当初契約後	変更後：工期内に行う契約変更後	完成時：工事完成時	着手前：工事着手前
	検査時：完成検査	当初：当初施工計画書	変更時：技術者変更時、施工計画書変更時	

審査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チ　エ　ッ　ク　欄							備考 (指示事項及びその是正状況等)	
				着手前	施　工　中				完成時			
1 施 工 体 制 一 般	I 施 工 体 制 一 般	○契約工程表	01・契約締結の14日以内（休日を含む）に契約工程表が提出された。	／ □ 契約後	／	／	／	／	／	／	／	
		○工事カルテ	02・工事カルテの申請登録は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内（休日を除く）に行われている。（請負額500万円以上対象工事）	／ □ 契約後	／	／	／	／	／ □ 変更後	／ □ 変更後	／ □ 完成時	
		○建設業退職金共済制度等	06・掛金収納書（発注者用）が契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式の場合は40日以内）（休日を含む）に提出された。	／ □ 契約後	／	／	／	／	／ □ 変更後	／ □ 変更後	／	
				／	／	／	／	／	／	／		
				／ □ 施工時	／ □ 施工時	／ □ 施工時	／ □ 施工時	／	／	／		
		08・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。	／ □ 施工時	／ □ 施工時	／ □ 施工時	／ □ 施工時	／	／	／			
			／	／	／	／	／	／	／			
			／ □ 施工時	／ □ 施工時	／ □ 施工時	／ □ 施工時	／	／	／			
		○施工体制台帳	10・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。	／ □ 当初	／	／	／	／	／ □ 変更後	／ □ 変更後	／	
				／	／	／	／	／	／	／		
				／ □ 当初	／	／	／	／	／ □ 変更後	／ □ 変更後	／	
		12・施工体制台帳に、下請との権限及び意見について申出方法等が記載されている。	／ □ 当初	／	／	／	／	／ □ 変更時	／ □ 変更時	／		
			／	／	／	／	／	／	／			
			／ □ 当初	／	／	／	／	／ □ 変更時	／ □ 変更時	／		
		○施工体系図	13・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。	／ □ 当初	／	／	／	／	／ □ 変更時	／ □ 変更時	／	
				／	／	／	／	／	／	／		
				／ □ 施工時	／ □ 施工時	／ □ 施工時	／ □ 施工時	／	／	／		
		15・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。	／ □ 当初	／	／	／	／	／ □ 変更時	／ □ 変更時	／		
			／	／	／	／	／	／	／			
			／ □ 当初	／	／	／	／	／ □ 変更時	／ □ 変更時	／		
		○建設業許可標識	17・建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。	／ □ 当初	／	／	／	／	／ □ 変更時	／ □ 変更時	／	
				／	／	／	／	／	／	／		
				／ □ 施工時	／ □ 施工時	／ □ 施工時	／ □ 施工時	／	／	／		

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。（令和8年4月1日適用）

考 査 項 目	種 別	確認項目	チェックリスト一覧表	チ ェ ッ ク 欄								備 考 (指示事項及び その是正状況 等)
				着 手 前	施 工 中				完 成 時			
1 施 工 体 制	Ⅱ 配 置 技 術 者 ／ 現 場 代 理 人 ・ 監 理 ・ 主 任 技 術 者	○現場代理人	18・現場代理人は現場に常駐し、 工事全体の把握ができています。	／	／	／	／	／	／	／		
				□	□	□	□	□	□	□		
				施工時	施工時	施工時	施工時					
		19・現場代理人は監督員との連絡 調整を書面で行っている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
			□	□	□	□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時					
		○専門技術者	20・専門技術者を配置している。	／	／	／	／	／	／	／	／	
				□	□	□	□	□	□	□		
				当初	施工時	施工時	施工時	施工時				
		○作業主任者	21・作業主任者を選任し、配置し ている。	／	／	／	／	／	／	／	／	
				□	□	□	□	□	□	□		
				当初	施工時	施工時	施工時	施工時				
		○潜水作業従 事者	22・潜水作業従事者を適正に配置 している。（港湾工事）	／	／	／	／	／	／	／	／	
				□	□	□	□	□	□	□		
				当初	施工時	施工時	施工時	施工時				
		○海上起重作 業船団長	23・海上起重作業船団長を適正に 配置している。（港湾工事）	／	／	／	／	／	／	／	／	
□	□			□	□	□	□	□				
		当初	施工時	施工時	施工時	施工時						
○監理技術者 （専任特例2 号の監理技術 者を置く場合 は、監理技術 者補佐）又は 主任技術者の 専任制 （※1）専任特例2 号の監理技術 者を置く場合 は、監理技術者 補佐についても 確認する。	24・JCIS又はCORINSで資格者証情 報を確認した。※JCIS又はCORINS にて確認できない場合は資格者証 等の写しにて内容を確認した。 25・届に記載された監理技術者（主任 技術者）等と施工体制台帳に記載され た監理技術者（主任技術者）等が同一 であった。（※1） 26・現場に常駐していた。（専任 を要する場合） 27・施工計画や工事に係る工程、 技術的事項を把握し、主体的に関 わっていた。 28・施工に先立ち、創意工夫、又 は提案をもって工事を進めている。	／	／	／	／	／	／	／	／			
		□	□	□	□	□	□	□	□			
		着手前										
		／	／	／	／	／	／	／	／			
		□	□	□	□	□	□	□	□			
		着手前										
		施工時	施工時	施工時	施工時							
○下請者の把 握	30・下請負者が県の工事指名競争 参加資格者である場合には、指名 停止期間中でない。	／	／	／	／	／	／	／	／			
		□	□	□	□	□	□	□				
		施工時	施工時	施工時	施工時							
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○設計図書の 照査等	31・約款第18条第1項第1号から第5 号に基づく設計図書の照査を行 い、施工がなされている。	／	／	／	／	／	／	／		
				□	□	□	□	□	□	□		
				着手前	施工時	施工時	施工時	施工時				
		32・現場との相違事実がある場合、そ の事実が確認できる資料を書面により 提出した。	／	／	／	／	／	／	／	／		
			□	□	□	□	□	□	□			
				着手前	施工時	施工時	施工時	施工時				
		○施工計画書	33・施工（変更を含む）に先立 ち、提出し、所定の項目が記載さ れている。	／	／	／	／	／	／	／		
				□	□	□	□	□	□	□		
				着手前					変更時	変更時		
		34・記載内容（作業手順等）と現 場施工方法が一致している。	／	／	／	／	／	／	／	／		
			□	□	□	□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時					
		35・記載内容（作業手順等）と現 場施工体制が一致している。	／	／	／	／	／	／	／	／		
			□	□	□	□	□	□	□			
				施工時	施工時	施工時	施工時					
		36・記載内容が、設計図書の内容 及び現場条件を反映している。	／	／	／	／	／	／	／	／		
□	□		□	□	□	□	□					
		着手前					変更時	変更時				
○施工管理 ・工事材料管 理	37・工事材料等の使用及び調達計 画が十分になされ、管理されてい る。	／	／	／	／	／	／	／	／			
		□	□	□	□	□	□	□				
		施工時	施工時	施工時	施工時							
・出来形、品 質管理	38・品質確保のための対策が見ら れる。	／	／	／	／	／	／	／	／			
		□	□	□	□	□	□	□				
		施工時	施工時	施工時	施工時							
39・日常の出来形、品質管理が適 時、的確に行われている。	／	／	／	／	／	／	／	／				
	□	□	□	□	□	□	□					
		施工時	施工時	施工時	施工時							
・現場環境改 善	40・現場で施工計画書に記載されて いる現場環境改善の実施内容を 行っている。	／	／	／	／	／	／	／	／			
		□	□	□	□	□	□	□				
		施工時	施工時	施工時	施工時							

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。（令和8年4月1日適用）

検査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チエック欄								備考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施工中				完成時			
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○中間検査及び段階確認の調整	41. 中間検査の手続きが事前になされている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／		
			施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／			
			42・中間検査、段階確認の時期が適切である。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／		
				施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／		
		○工事の着手	43・工事着手を確認した（特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合は、その期日までに工事着手したことを確認した）。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／		
			施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／			
	○建設副産物及び建設廃棄物	45・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し提示した。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
			施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／			
		46・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
			着手前	施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／		
		46・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が公衆の見やすい場所に掲示されている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
			施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／			
○指定建設機械の確認	47・工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、排ガス対策機械を使用している。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／				
	施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／					
Ⅱ 工程管理	○工程管理	48・工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
		施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／				
		49・現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また、地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
		50・現場の休日の確保及び週休2日を達成した記録が整理されている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
			施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／			
		51・災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動した記録が整備されている。（同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される）	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
施工時			施工時	施工時	施工時	／	／	／				
Ⅲ 安全活動	○安全活動	52・店社パトロールを1回／月実施し、記録が整備されている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
		施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／				
		53・安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施した記録が整備されている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
		施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／				
		54・安全パトロール、巡視、安全ミーティング（KYK）等を実施し、記録が整備されている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
		施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／				
		55・新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
		施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／				
		56・過積載防止に積極的に取り組んでいる。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
		施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／				
		57・使用機械（港湾工事の場合は使用船舶）、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／			
		施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／				
58・重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置等がなされている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／					
施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／						
59・山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／					
施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／						
60・足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／					
施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／						
61・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／					
施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／						
○安全パトロールの指摘事項の処理	62・各種安全パトロールでの指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。	／ □	／ □	／ □	／ □	／	／	／				
		施工時	施工時	施工時	施工時	／	／	／				

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。（令和8年4月1日適用）

考 査 項 目	種 別	確認項目	チェックリスト一覧表	チ エ ツ ク 欄								備 考 (指示事項及び その是正状況 等)
				着 手 前	施 工 中				完 成 時			
2 施 工 状 況	IV 対 外 関 係	○関係機関等	63・工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行い、トラブルの発生がない。	/	/	/	/	/	/	/	/	
					□	□	□	□				
					施工時	施工時	施工時	施工時				
					施工時	施工時	施工時	施工時				
			64・工事施工にあたり、地権者等との折衝及び調整を行った。また、地区住民等からの苦情等に対して的確に対応した。	/	/	/	/	/	/	/	/	
					□	□	□	□				
					施工時	施工時	施工時	施工時				
					施工時	施工時	施工時	施工時				
			65・関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。	/	/	/	/	/	/	/	/	
					□	□	□	□				
					施工時	施工時	施工時	施工時				
					施工時	施工時	施工時	施工時				

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。(令和8年4月1日適用)

監督員段階確認及び検査員検査事項

総括事項	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員	検査員
			確 認	
	・ 施工計画書の内容の確認。		○	
	・ 施工計画書と現場との対比確認。		○	
	・ 現場発生品の処理状況の確認。	○	◎	
	・ 材料の品質確認。（ミルシート等）	○	◎	
	・ 極めて重要な工事材料の確認又は検査。		□	○
	・ 不可視部の確認。	□	○	
	・ 重要な不可視部の確認又は検査。		○	◎
	・ 指定仮設の確認又は検査。		○	◎
	・ 丁張、基準となる仮設及び標識等の点検確認。	○		
	・ 法線及び構造物等の設置位置の確認。	○	◎	

注意事項：

- 本表の構成は、総括事項、一般施工、各施工の順となっている。
各工種に共通する事項については、総括事項及び一般施工で一括掲載しているので、必ず参照のうえ実施するものとする。
- 監督員：確 認 立会いによる確認。
検査員：中間検査 検査室長、事業主管課長又は所長が命じた検査員による中間検査。

○ ： 基本。
◎ ： 重要、大規模。
□ ： 技術的に輕易。
- 段階確認の「受注者の責任において行う写真及び報告書等」が基本であっても、必要に応じて監督員の立会いによる確認を実施するものとする。

監督員段階確認及び検査員検査事項

一般施工	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
作業 土工	・ 床掘りの基準高等の確認。	○	◎	
	・ 埋戻し材料の品質の確認。	○		
型枠 支保工	・ 型枠支保工の確認。	○		
	・ 基準高の確認。	○		
	・ 脱型及び支保工の適期の確認。	○	◎	
鉄筋工	・ 鉄筋量及び配置組立の確認又は検査。		○	◎
	・ ガス圧接状況及び強度の確認。	○		
	・ ガス圧接の形状寸法の確認。	○	◎	
コン ク リ ー ト 工	・ コンクリート打設状況の確認。	○		
	・ 暑中・寒中及び水中コンクリート打設状況の確認。	○		
	・ 施工継目及び養生の確認。	○		
土工	・ 盛土における腐食土等有機物除去、段ぎり、伐開及び除根等の確認。	○		
	・ 盛土材料の品質の確認。	○		
	・ 盛土の敷均し及び転圧状況の確認。	○		
	・ 切土工での土質変化点の確認。		○	
	・ 長大法面の安定等の確認。	○	◎	
	・ 残土処理場（指定）の着手前及び完了後の確認。		○	

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
一般構造 物基礎工	・ 直接基礎の土質及び岩質の確認。	○	◎	
	・ 砕石、栗石基礎の締固め、厚さ、長さ及び基準高の確認。	○		
	・ コンクリート基礎における寸法及び基準高の確認。	□	○	
	・ 杭及び矢板材料の確認又は検査。		○	◎
	・ 試験打ちの状況等の確認。		○	
	・ 杭及び矢板の打込み状況の確認。	○		
	・ 杭及び矢板の打込み長さ、偏心及び基準高の確認又は検査。		□	○
	・ 杭頭処理の状況の確認。		○	
管（函） 渠工	・ 直接基礎のとき土質及び基面清掃状況の確認。	○		
	・ 埋戻し材料の確認。	○		
	・ 材料の確認。	○	◎	
	・ 基礎の基準高及び基礎の確認。	○	◎	
	・ 管渠の基準高の確認。	○	◎	

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
下水道 管渠工	・ シールドマシンの工場検査。（１回のみ）			○
	・ セントル型枠の確認。（１回のみ）		○	
	・ セグメントの材料確認。		○	
	・ 矢板納入の確認。	○		
	・ 薬注及び地盤改良材料検収。		○	◎
	・ 裏込注入状況の確認。	○		
	・ ２次覆工前の清掃状況の確認。	○		
	・ ２次覆工の巻厚の確認。	○		
	・ 空状工鉄筋の確認。	○		
	・ 場所打マンホールの出来高確認。（全箇所）		○	
	・ 管伏設後、砂巻立状況の確認。	○		
	・ １次覆工の形状寸法及び出来形の検査。			○
	・ ２次覆工の形状寸法及び出来形の検査。			○
	・ 推進工の形状寸法及び出来形の検査。			○
	・ 管布設の形状寸法及び出来形の確認又は検査。		○	◎
	・ 材料検査（管） 平成４年度より下水協会自主施工管理により検査一部 省略可。協会がかわって検査を行う。			
石積 （張） ブロック 積（張）	・ 積（張）石及びブロック材の品質の確認。	○	◎	
	・ 裏込厚及び水抜工の確認。	○		

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
擁壁	・ 枠工等の間詰材の品質の確認。	○		
	・ 裏込厚及び水抜工の確認。	○		
法覆工	・ 筋芝及び張芝材料の確認。	○		
	・ 法面仕上げ及び清掃の確認。	○		
	・ 間詰材の品質の確認。	○		
種子、緑 化吹付工	・ 地質状況の確認。	○	◎	
	・ 法面仕上げ及び清掃の確認。	○		
	・ ラス張材料の確認。	○		
	・ ラス張等設置状況の確認。		○	
	・ 散水養生の確認。	○		
セメント 等吹付け 工	・ 地質状況の確認。	○	◎	
	・ 法面仕上げ及び清掃の確認。	○		
	・ モルタル等配合及び強度の確認。	○		
	・ ラス張材料の確認。	○		
	・ ラス張等の設置状況の確認。		○	
アンカー 工	・ 削孔深さの確認。		○	
	・ 配置誤差の確認。		○	
	・ せん孔方向の確認。		○	
	・ 確認試験、適性試験の実施 ※全本数の2%、ただし2本以上。			○
鉄筋挿入 工	・ 削孔深さの確認。		○	
	・ 配置誤差の確認。		○	
	・ せん孔方向の確認。		○	
	・ 適合性試験の実施 ※全孔		○	
	・ 受入れ試験の実施 ※全本数の3%、ただし3本以上。			○

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
鉄線蛇籠 フトン籠 工	・ 床拵えの確認。	○		
	・ 基準高の確認。	○		
	・ 蛇籠及びフトン籠の品質の確認。	○		
路体 路床	・ 盛土材、敷均し及び転圧等の確認。	○		
	・ 路床材料及び転圧等の確認。	○		
	・ 基準高の確認。	○	◎	
	・ C B R 等の確認。	○		
下層路盤 上層路盤	・ 路盤材料の確認。	○		
	・ 敷均し及び締固め状況の確認。	○		
	・ 基準高、仕上がり厚及び幅等の確認又は検査。		○	◎
	・ 締固め度の確認。	○		
アスファ ルト 基層 表層	・ 路盤面清掃等の確認。	○		
	・ タックコート、プライムコート及び舗設状況の確認。	○		
	・ 切削補修の切削厚の確認。	○	◎	
	・ 基層の基準高、仕上り厚及び幅等の確認。		○	
	・ コアーの厚さの確認。（供用中の場合）		○	
橋梁下部 工	・ 基準高の確認。		○	
	・ 基礎地盤の確認又は検査。		○	◎
	・ 井筒及びケーソン等の検査。			○
	・ 支間、径間及び沓位置等の確認又は検査。		○	◎

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
橋梁上部 工一般	・ 沓及び伸縮装置の据付確認。		○	
	・ 高欄の据付確認。	○	◎	
P C 橋 (P C ス ノ ー シ ャ ッ ド ・ キ ー パ ー ・ バ リ ヤ ー を 含 む)	・ P C ケーブルの配置組立等の確認又は検査。		○	◎
	・ グラウト材料の配合及び強度の確認。	○		
	・ グラウト前後の状況確認。	○		
	・ 運搬、仮置及び架設状況の確認。	○		
	・ 緊張状況の確認。	□	○	
	・ プレキャスト桁（JIS桁）の工場検査。		□	○
鋼橋（鋼 製スノー シールド を含む）	・ 原寸及び鋼材の品質形状の確認又は検査。		○	◎
	・ 溶接及び仮組立ての確認又は検査。		○	◎
	・ 高力ボルト等の締付けの確認。		○	
	・ 運搬、仮置及び架設状況の確認。	○		
その他の 橋梁	・ 重要性に応じてその都度分担を決める。			
塗装 新設	・ 工場での前処理状況の確認。	○		
	・ 工場塗装膜厚の確認。	○	◎	
	・ 現場塗装の確認。（中塗り）		○	
	・ 工場及び現場塗装の充缶及び空き缶の確認。	○		
塗装 塗替	・ ケレンの確認又は検査。		○	◎
	・ 下塗厚及び中塗厚の確認。		○	
	・ 充缶及び空き缶の確認。	○		

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
トンネル (NATM)	・ 吹付コンクリートの配合及び強度の確認。		○	
	・ 移動式型枠の仮組立検査。（工場検査）			○
	・ 地質急変時の地質確認検査。（支保パターンの変更を伴う場合及び補助工法が必要な場合）		○	
	・ 吹付コンクリート打設前の鋼支保工の確認。	○	◎	
	・ 吹付コンクリートの出来形の確認。	○	◎	
	・ ロックボルトの確認。	○	◎	
	・ 計測 A 及び計測 B によるトンネル安全性の確認。 （覆工コンクリート打設前に行うこと）	○	◎	
	・ 鋼支保工、吹付コンクリート、ロックボルト等の支保工完了の検査。			○
	・ 防水工の確認。	○	◎	
	・ 覆工コンクリートの打設前の確認。（移動式型枠設置時の確認）		○	
	・ インバートコンクリート打設前の確認。	○	◎	
その他のトンネル	・ NATMトンネルを参考として重要性に応じてその都度分担を決める。			
ボーリング及び井戸（調査ボーリングを除く）	・ 掘進状況及び地質の確認。		○	
	・ ボーリング及び井戸の深さの検尺。		○	
	・ 揚水試験の確認。		○	
	・ ベントナイト最終処理状況等の確認。	○		

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
築堤	・湧水力所の措置状況の確認。		○	
水制 床止 根固工	・仕様の確認。	○		
	・寸法及び据付基準高の確認又は検査。		○	◎
樋門 樋管 水門	・樋門、樋管、水門の材料確認又は検査。		○	◎
	・寸法、据付基準高の検査。		○	◎
砂防	・地質状況及びダム基礎地盤の確認。		○	
	・基礎地盤の仕上げ、清掃の確認。		○	
	・ハイダムの基礎地盤の検査。（ $H \geq 15m$ ）			○
	・堤体打継目の確認。	○		
地すべり 工	・地質状況の確認。	○	◎	
	・集水井の掘削及び地質状況の確認。	○		
	・集水井の基準高の確認。		○	
	・ボーリングの検尺。		○	
急傾斜工	・切取り面の状況の確認。		○	
	・湧水処理の確認。		○	

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
海岸工事 基礎工	・ 材料確認。（帆布、捨石等）		○	
	・ 床掘の確認。	○	◎	
	・ 帆布布設完了、捨石均し完了後、数断面について断面の全容が分かる水中写真を撮影。	○		
	・ 捨石均し（荒均し、本均し）の確認又は検査。		○	◎
離岸堤 人工リーフ等	・ 異形ブロック、方塊等の製作完了確認又は検査。		□	○
	・ 帆布布設完了、捨石均し完了後、数断面について断面の全容が分かる水中写真を撮影。	○		
堤防 護岸	・ コンクリート基礎の確認。		○	
	・ 防砂板設置の確認。	□	○	
	・ 裏込工（法、密度）の確認。	○		
	・ 基礎碎石、捨コンクリートの確認。	○		
	・ 異形ブロック製作完了確認又は検査。		□	○

工事監督における
ワンデーレスポンスの手引き
～受発注者間のコミュニケーションの円滑化～

令和 6 年 1 0 月

富山県 土木部

1 背景

公共事業等の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

国土交通省直轄工事における発注者の責任と建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、平成18年9月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において「中間とりまとめ」（以下、「発注懇中間とりまとめ」という。）が報告され、この中においては、各種取組みについて具体化したものから順次実現させることとされており、小循環（個々の工事において品質の高い成果が確実に得られる仕組み）を構築するための具体的な取組みの一項目として「現場の問題発生に対する迅速な対応（＝ワンデーレスポンス）」の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が明記されている。

ワンデーレスポンスとは、監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システムのなものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現する取組みである。

2 意義と目的

（１） 品質確保への取組強化の一方策

「発注懇中間とりまとめ」の中では、発注者の品質確保への取組強化として、①施工プロセスを通じた検査への転換、②現場の問題発生に対する迅速な対応、③適切なペナルティの検討、の３項目が掲げられている。

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生しているとの指摘がある。そのため、発注者は「速やかな回答」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

（２） 工事の効率化

公共事業の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「所定の工期内で工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、発注者と受注者間が意志疎通を図り適切な工程管理を行うことにより、工期内に工事を完成させ、早期に供用開始を行うことでメリットが発生する。

3 期待される効果

（１） 手待ちの減少による効率的な現場施工の実現

現場施工の中で発生する受注者からの質問や協議等に対し、速やかに回答することにより現場での手待ちが減少し、効率的な現場施工が可能となる。

また、即日回答が困難な案件についても、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認し、回答日を予告することにより、現場では次の段取りが可能となる。

（２）コミュニケーションの向上による経験・技術力・判断力などの伝承

受注者からの質問や協議に対し、判断材料が揃っていれば現場の担当者はすぐに上司に相談できるため、発注者内部での意思決定も速やかに行われる。また、発注者側の意思決定を効率的に行うことは、それに要するマンパワーが少なく済むほか、内部のコミュニケーションが活性化することになる。

基本は、すばやい「報告・連絡・相談」であるため、相談された上司も素早いレスポンスが要求される。部下はその様を目の当たりにすることにより自発的なＯＪＴ（職場研修）が実践され、コミュニケーションの向上や技術の伝承につながる。

（３）報告・連絡・相談による情報共有の実現

受注者と発注者、あるいは監督員間で頻繁に報告・連絡・相談等が行われることから、現場の問題点や進捗状況等の情報が共有され、様々な視点からの把握が可能となる。

また、工事の進捗管理と発注者の役割分担（いつ、何をしなければならないか）を具体的に把握することができる。

（４）スピード感を要求されることによる緊張感や意識改革

効率的な現場施工により各作業の工期がタイトになれば、下請負者を含む関係者は一日一日の仕事に対し、緊張感を持って段取りよくコミュニケーションを図りながら行う必要があるため、効率的な作業が期待できる。

また、発注者の「技術力」も必要となるため、学習や知識の蓄積が不可欠となり、すばやい対応を要求されることから緊張感が生じ、業務に対する意識の改革につながる。

（５）現場トラブル拡大の防止

受注者が綿密な施工計画に基づいて工程管理を行うことは、工事の先々を予測し見通しながら先手の対応を可能とし、不測の事態が発生した際の対応が適切に行われることが期待できる。

また、受注者からの質問や指示依頼が速やかに、かつ適切に行われることにより回答を早く返すことができる。このことは、トラブル発生の際のレスポンスタイムを短縮するばかりでなく、トラブルの拡大を防ぐことにもつながる。

（６）行政サービスの向上

工事目的物が早期に完成することは、その効果を早く県民に提供できると同時に、工事現場周辺の住民への影響を少なくできるため、行政サービスの向上という発注者責任を果たすことになる。

4 実施方法

(1) 設計書作成時

支障物件や用地買収等の問題点を把握し、できる限り工程上の支障案件を回避する。

〈解説〉

電柱移設など他機関へ協議が必要となるものは、事前に対応を進めるものとする。なお、これら支障物件や、用地買収等が、発注までに完了しない場合は、完了見込みの条件明示を検討する。

(2) 施工前に行う設計図書の照査時

ア 施工に先立ち、設計図書の照査と結果の報告を受注者に求め、設計図書と現場の不一致等を把握し、受発注者間で確認しておく。

イ 照査の結果、「設計図書の照査」の範囲を超える作業等が発生する場合は、これに要する費用の負担は発注者の責任において行う。

〈解説〉

ア 施工中に設計書と現場の不一致等が判明し、工事が続行困難な状況となることを避けるため、早い段階からの問題把握に努める。

イ 計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が必要となり、これを受注者において実施する場合は契約変更の対象とする。（別添参照）

(3) 施工計画書提出時

ア 工程上重要な事項を確認し、必要に応じて受注者に説明を求める。

イ 協議を円滑に進めるための参考として、受注者に「回答までの日数の目安」を提示する。

〈解説〉

ア 円滑に工事が進むよう、

- ① 工事工程に問題があるとして受注者から協議を受けた場合、受注者とともに問題解決に努める
- ② 工事の進捗状況等の報告について綿密に打ち合わせるなどにより、工程に関する情報を共有する。

イ 「回答までの日数の目安」は別表の例を参考に適宜追加、削除して差し支えない。

(4) 工事施工時

- ア 受注者から協議を受ける際に、回答希望日やおおよその希望時期（至急、一週間程度など）を確認する。
- イ 受注者から受けた協議文書を、直ちに副主務および担当班(課)長にそのコピーを配布するなど、担当班(課)内の情報共有を図る。
- ウ 協議に対する回答を班(課)内で検討した上で、基本的にその日のうちに回答するなど、速やかな回答に努める。意思決定に時間を要する場合は、「回答予定日」を回答する。
- エ 複数人(主務、副主務その他)による打合せや現場対応に努める。
- オ 情報共有システムを使用する場合、上記の内容については、ワンデーレスポンス支援機能等を活用し、関係者全員における協議事項の情報共有を図る。
- カ 情報共有システムを使用しない場合においては、設計変更に係る協議書の提出はメールを使用することとし、「監督員」「会社の上司」「発注所属の共用メールアドレス」の3者に送信し、関係者間での情報共有の徹底を図る。

〈解説〉

- ア 日頃より、受発注者間の意思疎通を図るため、円滑なコミュニケーションに努めることが重要である。また、回答希望日の背景にある現場の状況を把握しておくことは、緊急性を判断するために有効である。
- イ 協議などに関連し、受注者から第一報を受けた段階で班長等に相談するなど、報告・連絡・相談等による情報共有を図る。協議内容を班(課)内で共有することは、速やかな対応につながる重要な取組みである。
- ウ 「回答までの日数の目安」を参考に、その日のうちに回答する。
- エ 情報共有による迅速な意思決定や技術力の伝承の観点から、若手監督員＋熟練職員または熟練監督員＋若手職員などの組合せを想定している。
- オ 情報共有システムのワンデーレスポンスを支援する機能の活用により、受注者が希望する回答日や、発注者が想定する回答予定をシステムに登録することが可能となる。協議事項を関係者全員で共有するため、ワンデーレスポンスの実現に効果的である。
- カ 設計変更に係る協議を面談、書面にて実施した場合においても、改めてメールにて提出を求める。また、3者にメールすることにより、設計変更に係る協議について関係者間で共有することができる。なお、詳細な送信方法は、別途定める送信先アドレス、件名の記載方法等に基づくものとする。

(5) 変更設計書作成時

変更内容は、受発注者間で相互に確認する。

〈解説〉

①現場代理人が行う工事の出来形に関する報告時期や、②監督員が行う変更設計書(案) (変更図面、変更数量計算書、金抜き設計書、金額等)の提示時期について、あらかじめ目標時期を相互に取り交わしておくなどにより、変更内容を相互に確認する時間を確保する。

(6) 参照する図書

工事の各段階においては「工事施工の円滑化4点セット(富山県版)」を参照する。

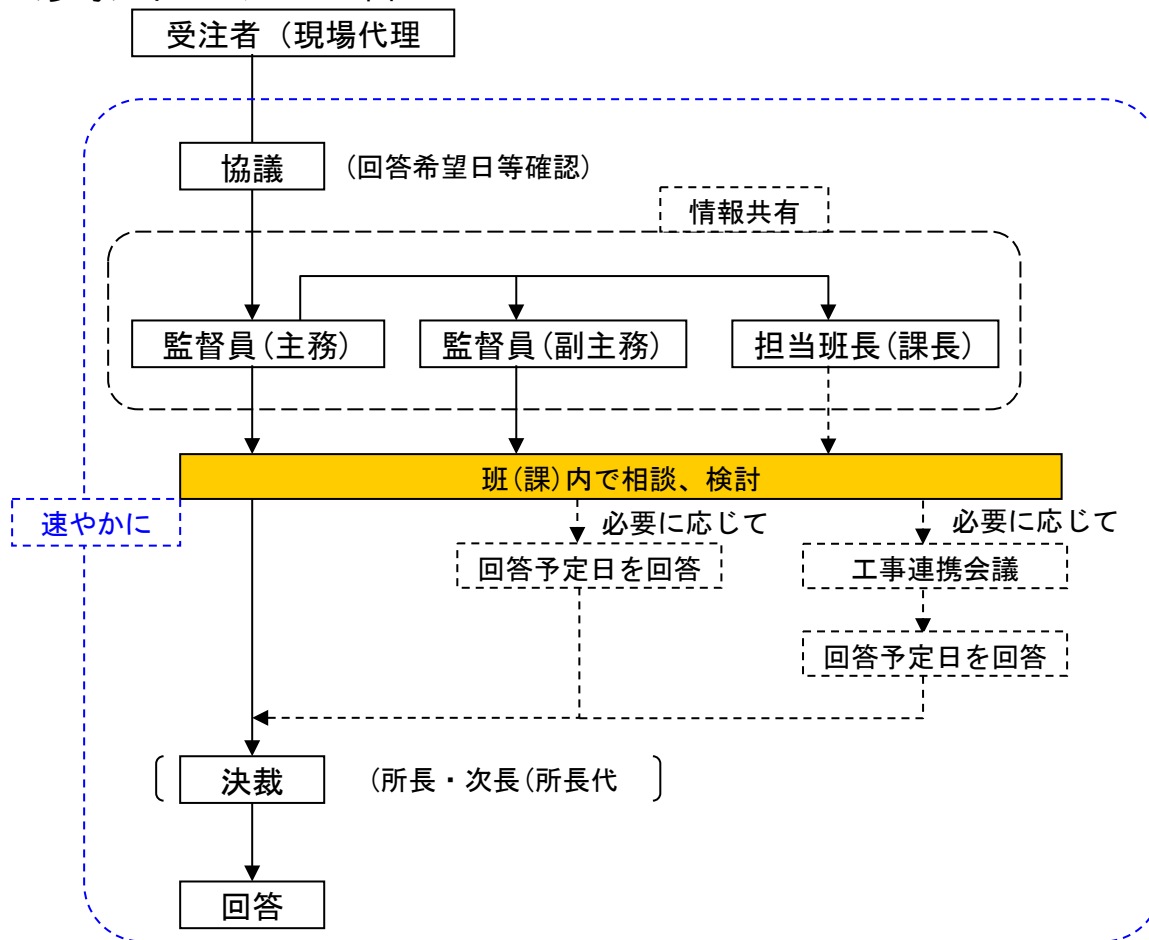
〈解説〉

設計照査や設計変更などの工事の各段階において参照することで、協議の円滑化などの生産性向上を図るため、

- ・「土木工事の条件明示の手引き(案)」
- ・「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」
- ・「土木工事設計変更ガイドライン(案)」
- ・「工事中止に係るガイドライン(案)」

の4点セットを官民が協同により作成している。これらの活用により、円滑な施工に関する受発注者間の共通認識を深めることは重要な取り組みである。

<参考>イメージフロー図

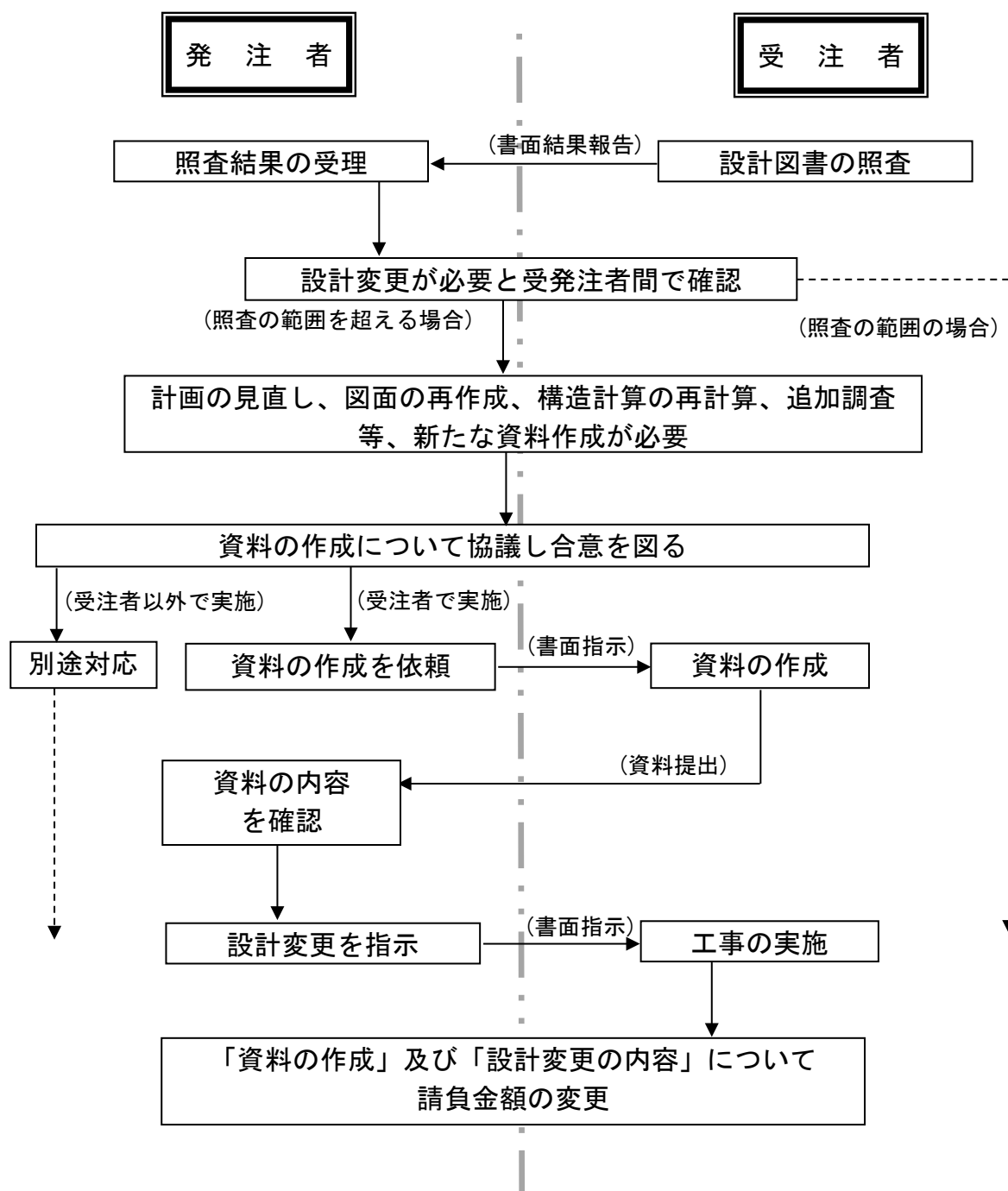


別表

回答までの日数の目安（例）

1 日以内
・使用材料の規格の変更(特記仕様書等で明記のあるもの) (例) コンクリート配合の変更 ・概数発注による詳細測量結果報告による指示(承諾) ・コンクリート殻・発生土等の処分地変更 ・構造物取壊し数量の変更 ・既設構造物との取合い(擦りつけ)
3 日以内
・施工方法の変更によるもの ・工種が追加・変更となるもの ・舗装構成(CBR試験によるものなど)の変更 ・地元要望で、他の関係者と協議を要しないもの
7 日以内
・他の関係機関との調整を要するもの ・地元要望で、他の関係者と協議を要するもの
7 日超え
・他の関係機関との調整を要するもの ・別途調査が必要なもの

○「設計図書の照査」の範囲を超える作業等が発生した場合のフロー図



富山県建設工事検査技術基準

検 第 3 号
平成 13 年 3 月 15 日
出納事務局長通知

（目的）

第 1 条 この基準は、富山県が発注する建設工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、適切で的確な検査の実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第 2 条 検査は、当該工事を対象として、契約図書に基づき、実地において行うものとし、別表 1（建築・設備工事においては別表 1－2 を含む）に掲げる検査確認票の確認項目について行うものとする。

（工事実施状況の検査）

第 3 条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約図書とを対比し、別表 2 に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）

第 4 条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表 3 に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

（品質の検査）

第 5 条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表 4 に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

（出来ばえの検査）

第 6 条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、おさまり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について、目視、観察により行うものとする。

（出来形及び品質の合格値）

第 7 条 出来形及び品質検査の合格値は、設計図書に定める規格値のほか、土木工事については、別に定める「農林水産部土木工事施工管理基準」又は「土木部土木工事施工管理基準」に掲げる規格値をすべて満足するものとする。ただし、既設構造物又は関連する他の工種により制約を受けるものと認められる場合はこの限りではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この技術基準は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 3 月 30 日付け 検第 10 号（出納事務局長通知）富山県農林水産部土木
工事検査技術基準（平成 10 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 平成 10 年 3 月 24 日付け 検第 8 号（出納事務局長通知）富山県土木部土木工事検
査技術基準（平成 10 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 4 平成 11 年 3 月 31 日付け 検第 9 号（出納事務局長通知）富山県土木部建築・設備
工事検査技術基準（平成 11 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この技術基準は、平成 14 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に
適用する。

附 則

この技術基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に
適用する。

附 則

この技術基準は、平成 30 年 7 月 9 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に
適用する。

附 則

この技術基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に
適用する。

附 則

この技術基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に
適用する。

附 則

この技術基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に
適用する。

附 則

この技術基準は、令和 8 年 2 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に
適用する。

完 成 ・ 出 来 形 ・ 中 間 検 査 確 認 表

工事番号		検 査 日		検査員氏名					
確			認		事 項		確 認 状 況		
項目	中項目	細 目	内 容			適	不 適	指 導	摘 要
施 工 体 制	Ⅰ 施工体制一般 関係チェックリスト 01, 02, 06, 07, 08, *09, *10, 11, 12, *13, 14, 15, 16, 17	評項 09〃 施ﾌﾞ 13	施工体制台帳、施工体系図が整備されている。(施工体制台帳等(写し)提出書の内容)						
		評項 13〃 施ﾌﾞ 09	建設業退職金共済証紙の配布が受け払い簿等により適切に管理されている。						
			作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図等で確認できる。						
		施ﾌﾞ 16	下請けの施工体制、施行状況を把握し、部下等とともによく指導している。						
		施ﾌﾞ 17	建設業許可票の標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。						
		重点確認項目	CD-R等(1 組* 1枚)						
			電子納品取組 ①発注図 ②打合せ簿 ③施工計画書 ④完成図 ⑤写真 ⑥その他						
	Ⅱ 配置技術者 関係チェックリスト 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 30,	現場代理人	施ﾌﾞ 18	現場代理人として常駐し、工事全体を把握している。					
		主任(監理)技術者の専任	施ﾌﾞ 27	工事に係る技術的事項を把握し、主体的に関わっていた。					
		専門技術者	施ﾌﾞ 20	専門技術者を配置している。					
		重点確認項目	監理技術者資格者証、講習有効期限						
			下請業者の主任技術者(専任 ・非専任)						
			作業主任者の選任(各資格者の配置)・掲示						
施 工 状 況	Ⅰ 施工状況 関係チェックリスト *31, 32, *33, *34, *35, *36, *37, *38, 39, 40, *41, 42, 43, *45, *46, 47	評項 01〃 施ﾌﾞ 31	契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。						
		評項 02〃 施ﾌﾞ 33 36	施工計画書が着手前に提出され、所定項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映している。						
		施ﾌﾞ 35	工事期間を通じて施工計画書と現場の施工体制等が一致している。						
		評項 03〃 施ﾌﾞ 34	工事期間を通じて施工計画書と現場施工方法が一致している。						
		評項 04〃 施ﾌﾞ 33	計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。						
		評項 05〃 施ﾌﾞ 37	工事材料の資料の整理及び確認がされ、品質に影響が無いよう管理している。						
		評項 06〃 施ﾌﾞ 38	品質確保のための対策など、施工に関する独自の工夫がみられる。						
		評項 07〃 施ﾌﾞ 41	中間検査及び段階確認の手続きが事前になされている。						
		評項 08〃 施ﾌﾞ 45 46	建設副産物の再利用への取り組みを行っている。						
		評項 11〃	工事関係書類を不足なく簡潔に整備している。(工事写真・出来形管理・品質管理)						
			工事写真:撮影項目、時期、頻度が適切であり、不可視部分が的確に判断できる。						
			出来形管理:設計図書及び施工計画等に基づき適切に行われている。						
	Ⅱ 工程管理 関係チェックリスト #48, 49, #50	施ﾌﾞ 48	フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。(品質管理)						
		施ﾌﾞ 49	現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。						
		重点確認項目	実施工程表						
		施ﾌﾞ 50	現場の休日の確保及び週休2日を達成した記録が整理されている。						
	Ⅲ 安全活動 関係チェックリスト #51, 52, 53, #54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, #61, 62	施ﾌﾞ 53	安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施した記録が整備されている。						
		施ﾌﾞ 55	新規入場者教育を実施し記録が整備されている。						
		施ﾌﾞ 56	過積載防止に積極的に取り組んでいる。						
		施ﾌﾞ 61	保安施設等の整理・設置・管理が的確で記録が整備されている。						
		重点確認項目	安全パトロール、安全ミーティング(KYK)等の実施内容と現場への反映						
	Ⅳ 対外関係等 関係チェックリスト 63, #64, #65	施ﾌﾞ 63	関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。						
		施ﾌﾞ 65	隣接工事又は施工上関連する工事の請負者と相互に協力を行っている記録がある。						
		重点確認項目	地元住民等との施工上必要な交渉、施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。						
	創意工夫等		工事特性・創意工夫	工事特性(構造物の特殊性、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保、その他) 創意工夫(施工、品質、安全衛生、施工管理、新技術活用、その他)					
社会性等		地域の貢献等	周辺環境への配慮、現場環境の地域への調和、地域に密着した清掃活動等、災害時における地域への援助・救援活動の実施等						
法令遵守等		事故・契約・法令違反等	労災・第三者への損害事故等、一括下請の判明等、建設業法・リサイクル法・産廃法等						
総合評価方式等		評価内容等	技術提案に記載された事項の履行確認及び措置状況等						
.検査等の状況		下請検査 評項 10〃	下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施している。						
		社内検査	検査回数(回)						

注: 1) 施工プロセスチェックリスト欄の#付き番号は、第二次評定者の採点項目であり、*付き番号は第三次評定者の採点項目である。

2) 重点確認項目欄は、工事内容の特色等により、検査員が独自に判断した確認内容を記載できるものとする。

別表2

工事実施状況の検査留意事項

(全工事共通)

項 目	関 係 書 類	検 査 留 意 事 項	備 考
1 契約書等の履行状況	請負契約（変更）書 共通（標準）仕様書 特別（特記）仕様書 設計図書（図面）等	- 仕様書の内容が良く把握されているか。 - 指示、承諾、協議事項等の処理状況は良好か。 - 支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況は良好か。	共通（農林・土木） 標準（建築・設備） 特別（農林） 特記（土木・建築・設備）
2 施工体制	工事工程表 現場代理人等（変更）届 下請負 施工体制台帳 工事カルテの登録等	- 工事工程表、現場代理人等届の提出時期、内容は適切であるか。 - 工事工程表どおり工事着手したか。 - 品質・安全確保の姿勢、社内体制、損害保険等の加入が適切に行われているか。 - 下請負なしで適正な内部施工体制ができているか。 - 施工体制台帳等（写し）の提出状況、施工体制台帳、施工体系図が適切であるか。また、下請負契約書、下請主任技術者の配置、資格が明確になっていたか。 - 退職金制度届出書が提出されているか。 - 工事カルテが登録されているか。 - 現場詰所、休憩所、便所、（宿舍）等の設備がなされ、また、法定労働時間の厳守がなされていたか。	共通（農林・土木） 契約後 7日以内 （約款 10 条） 工程表と同時提出 施工体制台帳等（写し）及び再下請負通知書の写しは下請契約後 7日以内に提出 （約款 7 条） 契約後 1 ヶ月以内に提出 （共仕 1-1-1-45） 500 万円以上契約後 10 日以内に登録 （共仕 1-1-1-6）
現場代理人	社員証 等	- 常駐していたか。社員証を携帯しているか。 - 営業所専任技術者と兼務していないか - 設計内容の理解度、監督員との連絡がされていたか。 - 現場運営が適切であったか。 - 安全管理指導が適切であったか。	常駐（約款 10 条）
主任（監理）技術者	社員資格証 等	- 規模に応じた技術者の配置がされているか。また、社員証、資格証を携帯しているか。 - 営業所専任技術者と兼務していないか - 設計図書の照査、現場状況の把握が適切にされているか。 - 技術判断が十分であったか。 - 段階確認、中間検査を適時適切に段取り実施したか。	4,000 万円（建築 1 式工事の場合は 8,000 万円） 以上は専任（建設業法 26 条 3 項） 下請負額 4,500 万円（建築 1 式工事の場合は 7,000 万円）以上は監理技術者（建設業法 26 条 2 項）

項 目	関 係 書 類	検 査 留 意 事 項	備 考
3 施工状況	施工計画書 工事打合簿 工事日誌 出来形管理図 工事写真 等	・ 施工計画書、施工（承認）図の内容が適切に行われていたか。 ・ 出来形管理、工事写真が適正に整理されているか。 ・ 材料及び施工中の試験、検査記録等の品質管理が適正に行われていたか。 ・ 工事日誌、打合せ記録、協議記録が書面で整理されているか。 ・ 工事現場のイメージアップの工夫がされているか。 ・ 工事の後片付けが良好にされているか。	
4 工程管理	実施工程表 休日等取得実績書 等	・ 工程表による適正な管理が行われていたか。 ・ 現場の休日の確保が適切に行われていたか。	遅れた場合の対策 （約款第 11 条）
5 安全対策	安全日誌 等	・ 現場への立入り制限、安全標識、保安施設が良好に行われていたか。 ・ 安全巡視、パトロールが十分に行われていたか。 ・ 新規入場者教育、KYK等の安全教育が十分に行われていたか。 ・ 保護具の装着が守られていたか。 ・ 道路交通法、労働安全衛生法等を遵守していたか。 ・ 車両・機械類の点検が行われていたか。	写真 安全日誌 責任者の選任 月毎に半日以上
6 対外関係等	マニフェスト集計表等	・ 関連工事との連絡調整、地元関係者との調整が良好になされていたか。 ・ 騒音、振動、大気汚染、水質の汚濁等周辺環境の保全に十分配慮されていたか。 ・ 建設副産物の分別、保管が良好に行われているか。 ・ 産業廃棄物の運搬、処分の委託契約、マニフェストが整理し管理されているか。 ・ 工事に適用される法律上の手続き（警察、県、市町村等が適切に行われていたか。	書類提出
7 事故・違反等の有無		・ 労災事故や第三者に損害を与えた事故等は無かったか。 ・ 契約違反等は無かったか。 ・ 建設業法、産廃法、労働基準法、道路交通法等の法律違反は無かったか。	一括下請負 義務履行違反等 過積載 （約款 1 条 1 項）

別表3 出来形検査基準

(土木工事)

工 種		内 容	検 査 密 度	
土 工	土 工 (盛土、切土)	基準高、幅、法長、 法勾配	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）。	
		天端面・法面の設計 との標高較差、また は水平較差(3次元 モデルによる場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)	
共 通 的 工 種	矢板工	矢 板	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）。	
		頭冠コンクリート		基準高、幅、高さ
	プレキャスト ボックスカルバート		1施工につき1箇所以上。	
	プレキャストU型 側溝		100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）。	
	現場打U型側溝			基準高、厚さ、幅、 高さ、延長
基 礎 工	基 礎 材 (クラッシャーラン、栗 石、均しコンクリート)		200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）。	
	基礎コンクリート			基準高、幅、高さ、 延長
	基 礎 杭 (既成杭、場所打杭、 深礎杭)		基準高、根入長、径、 偏心量	杭5本につき1本以上。
	ケ ー ソ ン (オープン、 ニューマチック)		基準高、長さ、高さ、 幅、壁厚、偏心量	1基につき1箇所以上。
石・ブロック積(張)工	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、 法勾配、厚さ、控長、 延長	基準高、法長、延長は、100mにつき1箇所以上（ただし施工延長100m以下の場合は2箇所以上）。 控長、厚さは工事写真、出来形管理図で確認できない場合は1,000㎡につき1箇所以上（ただし1,000㎡以下の場合は2箇所以上）抜石（ブロック）により検査。 なお、抜石（ブロック）箇所の選定にあたっては、かたよることなく、全体が把握できるよう適切に選定する。

(土木工事)

工 種		内 容	検 査 密 度
一 般 舗 装 工	路 盤 (上層、下層)	基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)。
		基準高、厚さあるいは標高較差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
	舗 装 (表層、基層)	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性、延長	基準高、幅及び横断勾配は、200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)。 平坦性は資料検査、厚さは施工面積10,000㎡につき1箇所以上(ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上)コアーにより検査。 なお、コアー箇所の選定にあたっては、かたよることなく、全体が把握できるよう適切に選定する。
		基準高、厚さあるいは標高較差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
地盤改良工	地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)。
法 面 工 (共 通)	植 生 工 (種子、張芝、筋芝、市松芝、種子帯、植生ネット等)	厚さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)。
	吹 付 工 (モルタル、コンクリート、厚層基材)	厚さ、法長、延長	
	法 枠 工 (現場打、プレキャスト)	幅、高さ、法長、法勾配、間隔、延長	
	アンカー工 抑止アンカー (緊張するアンカー)	削孔長、削孔位置、削孔方向	段階確認結果の資料等により検査。
	アンカー (緊張しないアンカー)		
擁 壁 工 (共 通)	現場打擁壁 プレキャスト擁壁	基準高、幅、厚さ、高さ、延長、法勾配	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)。
	井桁ブロック	基準高、法長、法勾配、厚さ、延長	

(土木工事)

工 種		内 容	検 査 密 度
河 川	築堤護岸工	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、法勾配、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）。
	浚渫工（川）	基準高、幅、深さ、延長	
	樋門・樋管工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	樋門、樋管、水門は1基につき2箇所以上。呑口部は1箇所以上。
	水門工		
海 岸	堤防護岸工	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、法勾配、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）。 根固め、消波ブロックは、ブロック個数100個につき1個以上（ただし、ブロック個数100個以下の場合は2個以上）。
	突堤・人工岬工		
	離岸堤工		
	浚渫工（海）	基準高、幅、深さ、延長	
砂 防 対 策 工	砂防ダム工 （本体、側壁、水叩）	基準高、幅、厚さ、高さ、延長、法勾配	1施工箇所につき1箇所以上。
	流 路 工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）。
	斜 面 対 策 工	盲 暗 渠	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）。
		U 型 側 溝	
		集排水ボーリング	段階確認結果の資料等により検査。
		集 水 井	1施工箇所につき1箇所以上。
ダ ム	コンクリートダム工	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長、勾配	5ジョイントにつき1箇所以上。
	フィルダム工 （コア、フィル材、ロック）	基準高、盛立幅、勾配、ゾーン境界線	5測点につき1箇所以上。

(土木工事)

工 種		内 容	検 査 密 度
道 路	道 路 改 良 工	現場打ボックス カルバート	基準高、厚さ、幅、 高さ、延長
		落石防止網	幅、延長
		落石防護柵	高さ、延長
		防 雪 柵	高さ、延長
	橋 梁 上 ・ 下 部 工	橋 梁 下 部 (橋台、橋脚)	基準高、幅、厚さ、 高さ、径間長、変位
		橋 梁 上 部 (鋼橋、コンクリ ート橋)	部材寸法、基準高、 支間長、主桁の中心 間距離、キャンバー
	ト ン ネ ル 工	覆 工 (矢板、コンクリ ート)	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長、間隔、 偏心量
		吹付コンクリート	厚さ
		坑 門	基準高、幅、高さ、 延長
	下 水 道	開 削 管 渠	基準高、幅、高さ、 だ行、延長、管径
		推 進 管 渠	基準高、だ行、延長、 管径
		シ ー ル ド (1・2次覆工)	基準高、厚さ、だ行、 延長、内径
		人 孔	基準高、幅、高さ、 厚さ

港 湾	岸壁、防波堤工 (ケーソン、 上部コンクリート)	基準高、幅、長さ、 高さ、壁厚	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100 m以下の場合は2箇所以上）。
	浚渫工（海）	基準高、幅、深さ、 延長	
その他の構造物		工種に応じ、基準 高、 幅、厚さ、高さ、 深さ、法長、長さ等	同種構造物を準用。

- 注 （１） 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合や、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、監督員の確認資料及び品質証明書、３次元モデル等により、検査することができる。
- （２） 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表4 品質検査基準

(農林・土木工事)

工 種	検 査 内 容	検 査 方 法
材 料	品質形状は、設計図書等と対比して適切か。	①品質証明書により検査。
二次製品類 (コンクリート、鋼材)	(1)工場検査は実施されているか。 (2)工場報告書等で品質が確認できるか。	①品質証明書により検査。
コンクリート工 (無筋コンクリート、 鉄筋コンクリート、 モルタル)	コンクリート・モルタルの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書等と対比して適切か。	①試験結果の資料により検査。 ②コンクリート強度については、テストハンマーにより同種構造物毎に検査。 (「テストハンマーによるコンクリート圧縮強度検査」による。) ③設計強度があると判断することが困難な場合は、コアを採取して実測。 (JIS-A1107による。)
ガス圧接工	鉄筋を圧接する接合部は、適切か。	①試験結果の資料により検査。
基 礎 工 (鋼管杭、H鋼杭、 コンクリート杭)	(1)基礎の位置、上部との接合及び溶接部等は適切か。 (2)支持力は、設計図書と対比して適切か。	①試験結果の資料により検査。
路 盤 工	(1)路盤材料の合成粒度は、設計図書と対比して適切か。 (2)支持力又は締固め密度は、設計図書と対比して適切か。	①試験結果の資料により検査。 ②適切であると判断できる資料等がない場合は実測。
アスファルト 舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は、設計図書と対比して適切か。	①アスファルト混合物事前審査委員会が認定した合材を使用しているか、認定通知書の内容等の検査。 ②同委員会が認定していない合材を使用している場合で、配合設計等が適切であると判断できる資料等がない場合は実測。

工 種	検 査 内 容		検 査 方 法
アンカー工	抑止アンカー	品質保証試験がグラウンドアンカー設計・施工基準に基づき実施され、同基準の引張荷重に対して安全か。 (緊張するアンカー)	①試験結果の資料により検査 適正試験の一定量を中間 検査で実施していること。 ②適切であると判断できる資料等 がない場合は、適正試験 を実施。
	アンカー	土木部編「鉄筋挿入工マニュアル (案)」及び特別(記)仕様書に基づき実施 され、地山と一体となり、容易に引抜け ないよう施工されているか。 (緊張しないアンカー)	①試験結果の資料により検査 各確認試験の一定量を中間検査 で実施していること。 ②適切であると判断できる資料等 がない場合は、確認試験を実施。
土 工	(1)土質・岩質は、設計図書等と一致して いるか。 (2)支持力又は締固め密度は、設計図書と 対比して適切か。		①試験結果の資料により検査。 ②適切であると判断できる資料等が ない場合は実測。
捨 石 工 (石材)	岩の比重、圧縮強度等が適切か。		①試験結果の資料により検査。
溶 接 工	溶接部のビートやその周辺にわれの箇所がない等適切に溶接されているか。		①浸透探傷試験（カラーチェック） 等により検査。 ②すみ肉溶接試験等は試験結 果の資料により検査。
構造物の機能	構造物又は付属設備等の機能は設計図書と対 比して適切か。		①実際に操作して検査。
その他の構造物	設計図書と対比して適切か。		① 試験結果の資料により検査。 ②適切であると判断できる資料が ない場合は実測。

レディーミクストコンクリート単位水量測定・管理要領

1 適用範囲

本要領は、レディーミクストコンクリート単位水量の、測定方法及び管理基準値等を規定するものである。

2 対象工種

別表に示す重要構造物、及び1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100 m³以上を施工するコンクリート工を対象とし、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートは除くものとする。

3 測定機器・測定方法

単位水量測定機器及び測定方法は、別紙「エアメータ法による単位水量推定マニュアル(土木研究所法)」に基づくこととする。施工計画書の施工管理計画に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督員に提出するものとする。また、使用する機器はキャリブレーション(正しく調整)された機器を使用するものとする。

4 品質の管理

受注者は、施工現場において、打ち込み直前のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。

5 単位水量の管理記録

受注者は、測定結果をその都度記録(プリント出力がある測定機器を使用した場合は、プリント出力)・保管するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

6 測定の回数と時期

単位水量の測定は、(1)及び(2)による。

(1)コンクリート打設(コンクリート種別ごと)を午前から午後にかけて行う場合は、2回/日(午前1回、午後1回)行う。午前または午後のみ打設を行う場合は、1回/日行う。

(2)荷卸し時及び打ち込み中に品質変化が認められたとき。

7 管理基準値・測定結果と対応

(1)管理基準値

現場で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとする。

区 分	単位水量(kg / m ³)
管理値	配合設計 ± 15kg / m ³
指示値	配合設計 ± 20kg / m ³

注) 配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20～25mmの場合は175kg / m³、40mmの場合は165kg / m³を基本とする。

(2)測定結果と対応

管理値内の場合

測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設してよい。

管理値を超え、指示値内の場合

測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま施工してよいが、受注者は水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。

その後、管理値内に安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行うこととする。

なお、「管理値内に安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。

指示値を超える場合

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は打ち込まずに持ち帰らせるとともに、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。

その後、単位水量が管理値内になるまで全運搬車の測定を行う。

なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は、2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。

8 特記仕様書への記載

本要領に該当する工事については、特記仕様書に下記のとおり記載する。

(記載例)

第○条 コンクリートの単位水量に関する品質管理

下記に示す重要構造物のコンクリート打設、またはコンクリート種別ごとの日当たり施工量が100 m³以上となるコンクリート打設の際に、受注者は別添の富山県土木部レディーミクストコンクリート単位水量測定・管理要領に基づいて、単位水量の管理を行い、その結果について、監督員からの請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出するものとする。

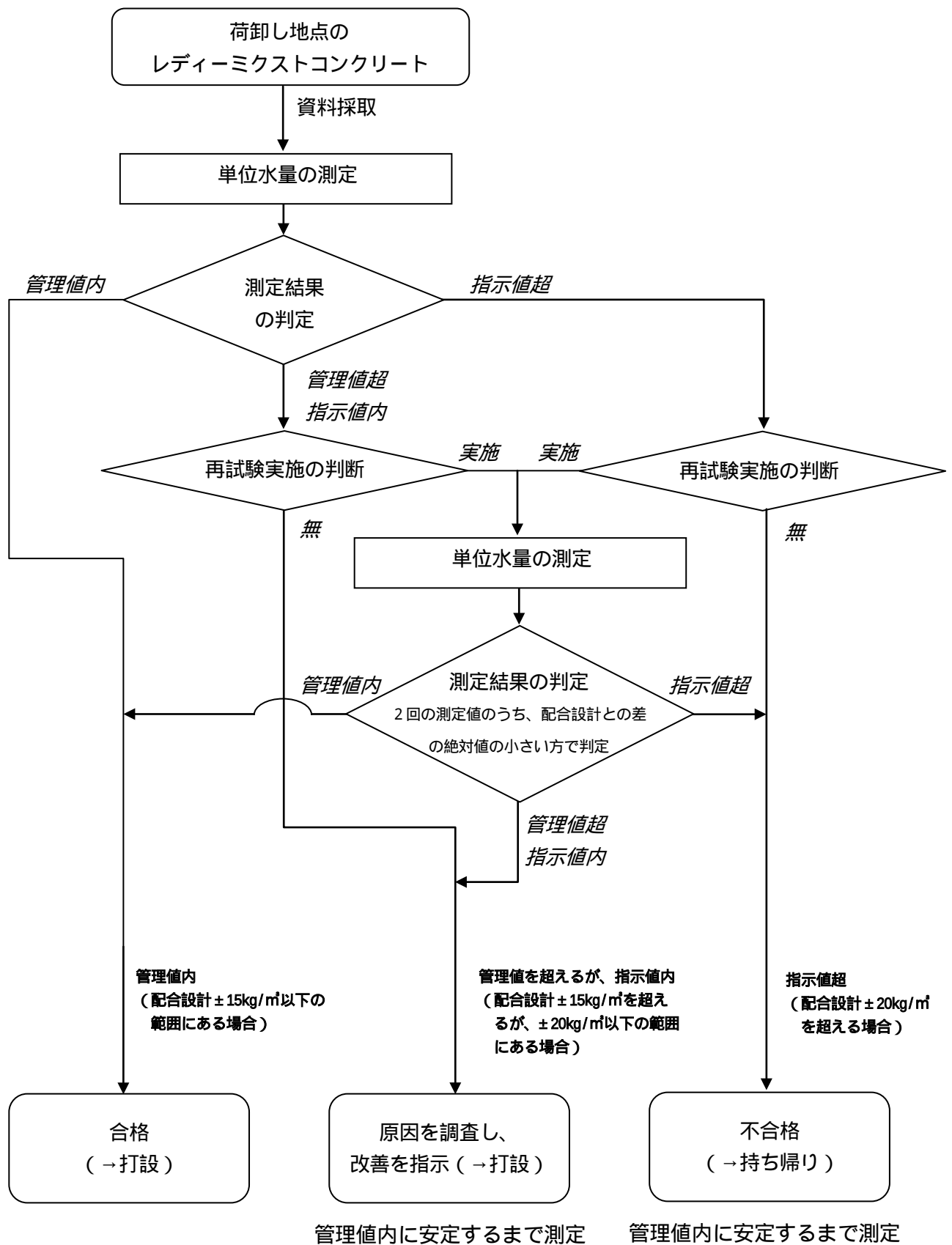
別 表

レディーミクストコンクリート単位水量測定における重要構造物

No .	名 称
1	擁壁 (H = 5 m以上)
2	ボックスカルバート (内空断面積 2 5 m ² 以上)
3	橋梁 (上・下部・床版)
4	トンネル
5	ダム
6	砂防堰堤 (H = 1 0 m以上)
7	排水機場
8	堰・水門 (H = 3 m以上)
9	樋門・樋管 (内空断面積 1 0 m ² 以上)
1 0	洞門
1 1	その他測定が必要と認められる重要構造物

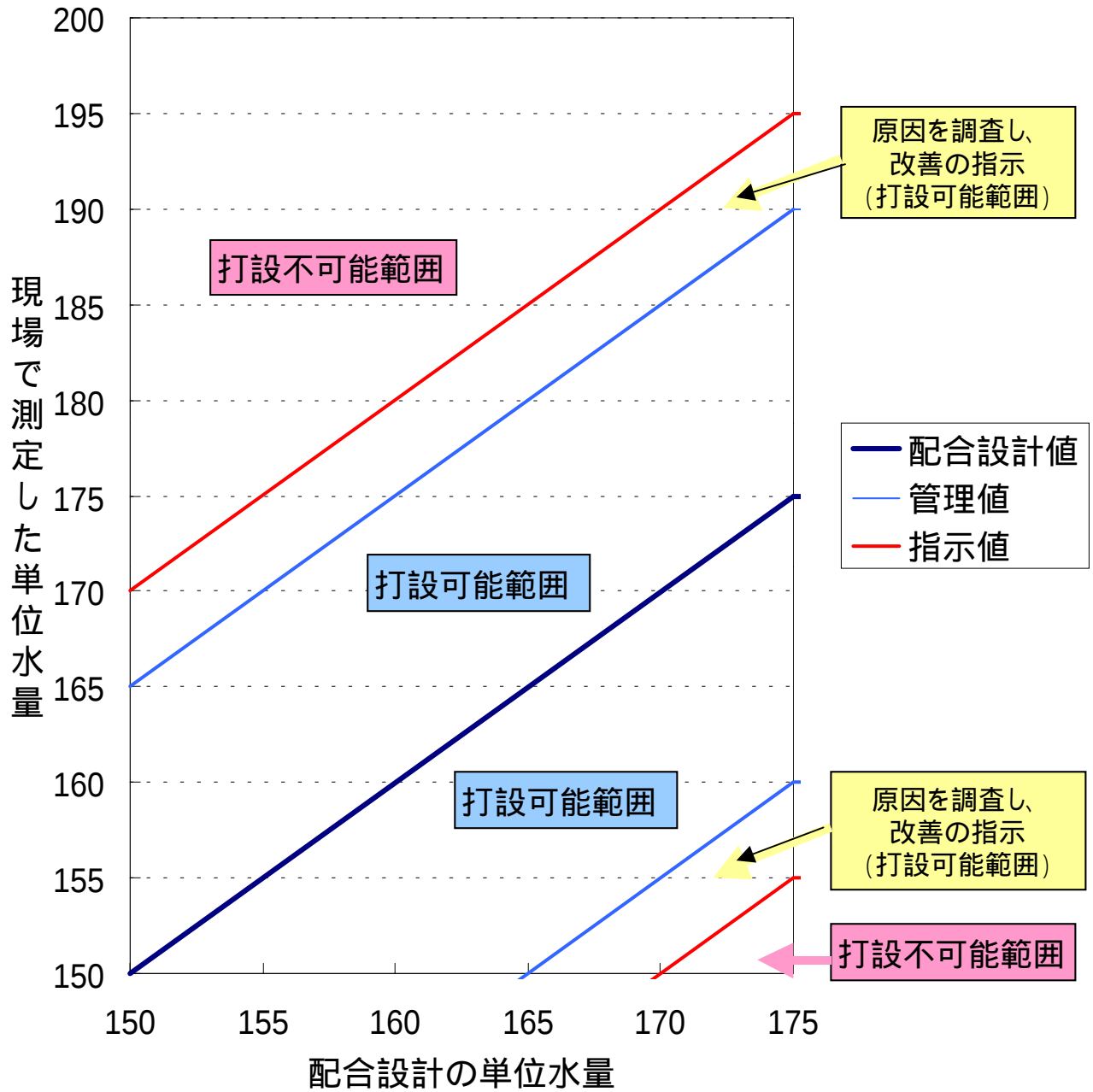
1：プレキャスト製品を除く

2：1日当たりコンクリート使用量が100 m³未満の場合でも、上記の1～11に該当する場合は、単位水量測定を実施するものとする。



レディーミクストコンクリートの単位水量の管理フロー図

レディーミクストコンクリートの 単位水量測定管理図 (kg/m³)



(別 紙)

エアメータ法による単位水量推定マニュアル(土木研究所法)

【概 要】

コンクリート材料の中で、水は他の材料に比較して密度が小さいので、単位水量が変化するとコンクリートの単位容積質量も変化する。エアメータ法はコンクリートの単位容積質量の違いから単位水量を推定する。ただし、空気量によっても単位容積質量は変化することから、空気量を除いた単位容積質量で比較する。注水法、無注水法のどちらでも同精度で単位水量の推定が可能である。

1. 測定機器

- ・ 圧力式エアメータ
- ・ 秤容量：25 kg

最小目盛：5 g 以下

「2. 事前準備」での計量は1 g 単位が望ましい。

「3. 測定作業」での計量は5 g 単位で十分である。

電源：持ち運びを考慮すると乾電池式が良い。

2. 事前準備

2.1 エアメータの質量の測定

エアメータの下容器と蓋の質量を測定する。

2.2 エアメータの容積の測定

コンクリートを詰める下容器の容積、および下容器と蓋の部分を含めた全容量を測定する。容積は容器内に水を充填し、水の質量を測定することによって行う。下容器に水を満たす場合は水面を容器上縁に精度良く一致させるためにスリガラスを用いると良い。

2.3 エアメータの圧力計の検定

2.3.1 注水法の検定

- (1) 下容器に水を満たす。さらに蓋を締めてから注水孔から注水して、排水孔から排水される状態でコックを閉める(満水状態にする)。
- (2) 空気量の測定法にならって注水法の目盛りで空気量を測定する。
(空気量が0を示せば0点の誤差はない)
- (3) (1)の状態から、下容器容量の約5%の水(約350cc)を排出する。排出した水の量を正確に測定する。
- (4) 空気量の測定法にならって注水法の目盛りで空気量を測定する。
- (5) (3)で排出した水量を下容器容積で除した値と空気量を比較する。
(双方の値が一致すれば測定誤差はない。差があればその分だけ測定空気量を補正する必要がある。)

2.3.2 無注水法の検定

- (1) 下容器容積に等しい量の水を満たし、蓋を締める。
- (2) 空気量の測定法にならって無注水法が目盛りで空気量を測定する。
(空気量が0を示せば0点の誤差はない)
- (3) (1)の状態から、下容器容量の約5%の水(約350cc)を排出する。排出した水の量を正確に測定する。
- (4) 空気量の測定法にならって無注水法が目盛りで空気量を測定する。
- (5) (3)で排出した水量を下容器容積で除した値と空気量を比較する。
(双方の値が一致すれば測定誤差はない。差があればその分だけ測定空気量を補正する必要がある。)

2.3.3 骨材密度、骨材修正係数の測定

- (1) 細骨材の密度を JIS A 1109、粗骨材の密度を JIS A 1110 に従って正しく測定する。

エアメータ法はコンクリートの質量から単位水量を推定する方法であるが、コンクリートの質量の大半は骨材であるため、骨材密度が正しくないと、推定単位水量に大きな誤差が生じる。従って骨材密度が変化した場合には、それにあわせて配合表を修正する必要がある。

- (2) 骨材修正係数を JIS A 1128 に従って正しく測定する。

骨材修正係数がある場合は、測定空気量から骨材修正係数分を差し引いた値を空気量として用いる必要がある。

3. 測定作業

注水法の手順を以下に示す。

無注水法の場合は、を省略する(無注水法でも、単位水量推定精度は注水法と変わらない)。

空気量測定法に従ってコンクリートを下容器に詰め、表面を均し、蓋を締める。
容器ごと、質量(M_A)を測定する。

注水孔から注水し、排水孔から排出されるまで注水した段階でコックを締める。

質量(M_B)を測定する。

空気量を0.1%単位で測定する。

4. 単位水量推定式

4.1 単位容積質量

エアメータ法は「配合表上の単位容積質量 γ_1 」と「試験で得られる単位容積質量 γ_2 」を比較することで単位水量を推定する。ただし、単位容積質量は空気量を除いた値として次式で計算する。正規の配合で練混ぜられたコンクリートでは γ_1 と γ_2 は同じ値を示すはずである。

$$\gamma_1 = \frac{M_c}{1 - (\text{Air} + \alpha) \times 0.01} \quad (1)$$

ここに、 γ_1 ：配合表上の空気量を除いた単位容積質量 (kg/m³)
 M_c ：配合表上のコンクリート 1 m³ 当たりの質量 (kg/m³)
 Air：配合表上の空気量 (%)
 α ：セメント粒子への水の浸潤による容積減少量 (%)
 単位セメント量 100kg/m³ 当たり 0.1%とする

$$\gamma_2 = \frac{M_2}{V_2 - V_3 \times \text{Air}_2 \times 0.01} \quad (2)$$

ここに、 γ_2 ：試験で得られる空気量を除いた単位容積質量 (kg/m³)
 M_2 ：試料の質量 (g)
 V_2 ：試料の容積 (ml)
 注水法では $V_2 = (\text{全容積容量}) - (\text{注水量})$
 無注水法では $V_2 = V_3$
 V_3 ：試料を詰める下容器の容量
 Air_2 ：試料中の空気量 (%)
 Air_2 ：(測定空気量) - (骨材修正係数)

4.2 単位水量推定式 (簡易式)

現場で電卓を片手に単位水量を推定することを想定すると、推定式はできる限り簡略化した方がよい。そこで、式(1)(2)から得られる γ_1 、 γ_2 を用いて、式(3)に示す簡便式で単位水量を推定しても良い。

$$W = W_1 + (\gamma_1 - \gamma_2) \times \beta \quad (3)$$

ここに、 W_1 ：配合表上の単位水量 (kg/m³)
 β ：換算係数 (=0.7)

係数 β は通常の配合では 0.7 とする。つまり、コンクリートの一般的な物性は 1 m³ の質量 2,300kg、空気量 4.5%程度である。その空気量を含まない単位容積質量は $\alpha=0.3$ として $2,300/(1-(4.5+0.3) \times 0.01)=2,416 \text{ kg/m}^3$ であり、これに 7kg の水を加えると $(2,300 + 7) / (0.952 + 0.007) = 2,406 \text{ kg/m}^3$ となり、単位容積 10 kg/m³ 減少する。1 m³ 当たりのコンクリート質量が 2,200 ~ 2,400 kg/m³ の範囲の配合で、単位水量の変動幅が ± 10 以内であれば、式(3)を用いることによる推定誤差は 0.4 kg/m³ 以下であり、実用上無視して良い精度である。

エアメータ法による単位水量管理シート(土木研究所法)

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇〇〇株式会社 殿

富山県〇〇市〇〇町〇〇
TEL 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇株式会社

部について入力する。

工事名	〇〇〇〇〇工事
施工者	〇〇〇〇株式会社
生コン納入工場	〇〇〇〇生コン株式会社
試験月日	〇〇年〇〇月〇〇日

配合の設計条件

呼び方	コンクリートの種類による記号	呼び強度	スランブ又はスランブフロー cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類による記号
	普通	18	8	40	N
指定事項	W/C 65%				

実測値

スランブ又はスランブフロー(cm)	空気量(%)	コンクリート温度()	生コン打設量(試験日当り)(m ³)
19.5	5.2	〇〇.〇	〇〇.〇

コンクリートの配合表(1m³あたり)

W/C (%)	水 (kg)	セメント (kg)	細骨材 (kg)	粗骨材 (kg)	空気量 (%)	骨材修正係数 (%)
51.6	165	320	779	998	4.5	0.0

* 混和材量は セメント量、混和剤量は 水量に含める

	配合表上のコンクリート1m ³ 当たりの質量Mc(kg/m ³)	+ + +	2262
	空気量を除いた容積(m ³)	1.0 - (+ × 0.001) × 0.01	0.9518
	配合表上の空気量を除いた単位容積質量 γ 1(kg/m ³)	÷	2377

使用エアメータ番号 : 〇〇〇〇〇〇〇

	エアメータの下容器容積V2=V3 (cc)		7028
	エアメータの蓋を含めた全容器質量(g)		6977
	測定質量(容器含む)(g)		22807
	測定空気量(%)		5.2
	試料中の空気量Air2(%)	-	5.2

	試料の質量(g)	-	15830
	試料の空気量を除く容積(cc)	× (1.0 - × 0.01)	6663
	試料の単位容積質量(kg/m ³)	(÷) × 1,000	2376

	単位水量の推定誤差(kg/m ³)	(-) × 0.7	1
	推定単位水量W(kg/m ³)	+	166
	配合設計との差(kg/m ³)	-	1

備考	参考	管理基準値	管理値	配合設計との差 ±15	打設可		
			指示値	±15 < 配合設計との差 ±20	打設可	改善	1/3台測定
		管理基準値外		±20 < 配合設計との差	打設不可	持ち帰り	全車測定
		●管理値・指示値を超える場合は、1回に限り再試験が実施できる。 この場合、2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価する。					
		●指示値の場合は、水量変動原因を調査・改善後、管理値内に安定するまで運搬車の1/3台、測定実施。 ●管理基準値外の場合は、水量変動原因を調査・改善後、単位水量が管理値内に安定するまで全車測定実施。 ここに、「管理値内に安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。					

立会者	〇〇 〇〇 氏	測定者	〇〇 〇〇
-----	---------	-----	-------

富山県土木工事請負契約に係る主要書類一覧表

【参考資料】

【令和8年4月1日版】

種別	書類名 ※付属書類	提出方法 ●：紙 ○：データ (紙も可)	様式 掲載	様式 番号	提出時期	根拠条項	書類 作成者	宛先	備 考	完成検査時に確認する書類																													
										対象書 類	受注者の持 参	備考																											
契約当初	建設リサイクル法第13条及び省令第4条に 基づく書面	●	事務	第105号 の1～3	契約締結時	建設法13条	受注者	—																															
	工事工程表	○	事務	第45号	契約締結後14 日以内	約款3条 仕様1-1-1-4 事務23条	受注者	知事	工期変更時や変更契約時は提出不要 着手日が工程表提出後となる場合は、着手予定日を記載 (着手予定日が変更となる場合は、工事打合簿で報告)	○		提出済																											
	現場代理人等届	○	事務	第46号 の1	契約締結後7 日以内（休日 除く）	約款10条 事務26条	受注者	知事	現場代理人等の適正な配置の徹底について（R7.1.23） 発注者側がCORINS等により現場代理人等の在籍確認、資格確認及び 現場選任確認を行う。 監理技術者等の専任義務に係る合理化及び営業所技術者等の職務の 特例について（R7.1.23） 建設業法第26条第3項第1号の規定により専任を要する主任技術者 又は監理技術者が他工事の主任技術者又は監理技術者と兼務する場 合、もしくは、建設業法第26条の5の規定により営業所技術者又は 特定営業所技術者が主任技術者又は監理技術者の職務を兼務する場 合は人員の配置を示す計画書を添付すること。	○		提出済																											
	現場代理人兼務工事申出書(回答書) 主任技術者兼務工事申出書(回答書)	○	資料	—	随時	H23建技第107号 H30建技第462号	受注者	知事	富山県建設工事標準請負契約約款第10条の改正にかかる現場代理人 の工事現場における常駐等の運用について（H23.3.31） 建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについ て（H30.3.15）	○		提出済																											
	工事カルテ登録申請書（CORINS）	提示	CORIN S	—	契約締結後10 日以内（休日 除く）	仕様1-1-1-7	現場代理人	—	・請負代金500万円以上 ・変更登録は工期、技術者変更時 ・変更時と工事完成日の間が閉庁日を除き10日間 未満の場合は変更時の提示を省略できる。	○	○																												
契約 後	前払金請求書	○	事務	第44号	前金払請求時	約款34条 前金規則3条 事務44条	受注者	知事	富山県土木建築工事費の前金払取扱規則																														
工事 打 合	工事打合簿 口提出・報告・通知・届け・協議 承諾・18条確認請求	○※	事務 監督	第52号	随時	約款18条 監督5条 事務5条	現場代理人	監督員	情報共有システム（ASP）を利用する場合に限り、試行様式を使用す る。（工事書類の簡素化試行要領（案）（令和8年4月富山県土木部） ※ASPの場合、データでの提出必須とする。	○		提出済 ※検査書類限定 型モデル工事対 象																											
	休日又は夜間の作業連絡	○※	—	官公庁休日等 前	仕様1-1-1-41の2	仕様1-1-1-41の2	現場代理人	—	施工計画書等で事前に作業実施報告をしていない場合は、事前にそ の理由を監督員に連絡 ※FAXまたは電子メールによる連絡の場合	○		提出済																											
各種 計 画 書	施工計画書	○※	—	—	工事着手前	仕様1-1-1-6	受注者	—	・下表の項目について記載 ・当初請負代金額が500万円未満の工事の場合、1、3、4、7（交通規 制がある場合を除く）、8、9の項目を省略するものとする。 ※7交通管理を省略の場合、過積載防止対策については11その他に記 載すること。 ※ASPの場合、データでの提出必須とする。	○		提出済 ※検査書類限定 型モデル工事対 象																											
	※再生資源利用計画書	○	資料	様式1	施工計画書提出 時	建設法18条 仕様1-1-1-20	現場代理人	—	該当建設資材を搬入予定の場合、コブリス・プラスにて作成 ※コブリス・プラス利用の場合、添付不要。	○		提出済																											
	※再生資源利用促進計画書	○	資料	様式2	施工計画書提出 時	建設法18条 仕様1-1-1-20	現場代理人	—	該当建設副産物を搬入予定の場合、コブリス・プラスにて作成 ※コブリス・プラス利用の場合、添付不要。	○		提出済																											
	※安全教育・訓練の実施予定表	○	(仕様)	様式1	施工計画書提出 時	仕様1-1-1-30	現場代理人	—	仕様「条項関連資料 安全教育・訓練等の実施要領」	○		提出済																											
	<table><tr><th>項目</th><th>記載内容の例</th><th>項目</th><th>記載内容の例</th></tr><tr><td>□1計画工程表</td><td>工種等に分類した計画工程、月単位の計画出来高率を記入</td><td>□7交通管理</td><td>過積載防止対策、交通安全対策、交通切りまわし及び規制計画、保安施設設置計画及び 保守点検計画、運送補給・防塵防汚方法等</td></tr><tr><td>□2主要資材</td><td>資材の品名、規格、品質証明方法、製造及び取扱会社等</td><td>□8環境対策</td><td>騒音・振動・地盤沈下・水質汚濁対策、ゴミ・ほこりの処理、事業廃失防止対策（家畜 飼育・地下水域等）、産業廃棄物の対応等</td></tr><tr><td>□3施工方法</td><td>主要工種毎の施工順序、施工方法及び施工上の留意事項について使用する機械 を明記</td><td>□9現場作業環境の整備</td><td>現場作業環境の整備について記載、工事P.R.作業員作業環境の悪化、現場事務所・トイレ 等の快適な労働環境の改善、地域とのコミュニケーションや工事の理解促進等</td></tr><tr><td>□4施工管理計画</td><td>出来形・品質管理基準、段階確認・検査員検査・下請検査・社内検査等</td><td>□10再生資源の利用の促進と 建設副産物の適正処理方法</td><td>再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を添付</td></tr><tr><td>□5安全管理</td><td>安全管理組織図、安全施工計画、作業主任者や専門技術者の専任、安全教育訓練、 新規入場者教育、安全パトロール、KY、機械の点検整備等の管理方法等</td><td>□11その他</td><td>官公庁への手続き、地元説明・届出、休日の確保、総合評価方式の技術提案の内容が確認 できる箇所（監査、その他（特記仕様書で定められている事項等）</td></tr><tr><td>□6緊急時の体制及び対応</td><td>緊急連絡系統図、夜間・休日連絡先等</td><td></td><td></td></tr></table>												項目	記載内容の例	項目	記載内容の例	□1計画工程表	工種等に分類した計画工程、月単位の計画出来高率を記入	□7交通管理	過積載防止対策、交通安全対策、交通切りまわし及び規制計画、保安施設設置計画及び 保守点検計画、運送補給・防塵防汚方法等	□2主要資材	資材の品名、規格、品質証明方法、製造及び取扱会社等	□8環境対策	騒音・振動・地盤沈下・水質汚濁対策、ゴミ・ほこりの処理、事業廃失防止対策（家畜 飼育・地下水域等）、産業廃棄物の対応等	□3施工方法	主要工種毎の施工順序、施工方法及び施工上の留意事項について使用する機械 を明記	□9現場作業環境の整備	現場作業環境の整備について記載、工事P.R.作業員作業環境の悪化、現場事務所・トイレ 等の快適な労働環境の改善、地域とのコミュニケーションや工事の理解促進等	□4施工管理計画	出来形・品質管理基準、段階確認・検査員検査・下請検査・社内検査等	□10再生資源の利用の促進と 建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を添付	□5安全管理	安全管理組織図、安全施工計画、作業主任者や専門技術者の専任、安全教育訓練、 新規入場者教育、安全パトロール、KY、機械の点検整備等の管理方法等	□11その他	官公庁への手続き、地元説明・届出、休日の確保、総合評価方式の技術提案の内容が確認 できる箇所（監査、その他（特記仕様書で定められている事項等）	□6緊急時の体制及び対応	緊急連絡系統図、夜間・休日連絡先等	
項目	記載内容の例	項目	記載内容の例																																				
□1計画工程表	工種等に分類した計画工程、月単位の計画出来高率を記入	□7交通管理	過積載防止対策、交通安全対策、交通切りまわし及び規制計画、保安施設設置計画及び 保守点検計画、運送補給・防塵防汚方法等																																				
□2主要資材	資材の品名、規格、品質証明方法、製造及び取扱会社等	□8環境対策	騒音・振動・地盤沈下・水質汚濁対策、ゴミ・ほこりの処理、事業廃失防止対策（家畜 飼育・地下水域等）、産業廃棄物の対応等																																				
□3施工方法	主要工種毎の施工順序、施工方法及び施工上の留意事項について使用する機械 を明記	□9現場作業環境の整備	現場作業環境の整備について記載、工事P.R.作業員作業環境の悪化、現場事務所・トイレ 等の快適な労働環境の改善、地域とのコミュニケーションや工事の理解促進等																																				
□4施工管理計画	出来形・品質管理基準、段階確認・検査員検査・下請検査・社内検査等	□10再生資源の利用の促進と 建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を添付																																				
□5安全管理	安全管理組織図、安全施工計画、作業主任者や専門技術者の専任、安全教育訓練、 新規入場者教育、安全パトロール、KY、機械の点検整備等の管理方法等	□11その他	官公庁への手続き、地元説明・届出、休日の確保、総合評価方式の技術提案の内容が確認 できる箇所（監査、その他（特記仕様書で定められている事項等）																																				
□6緊急時の体制及び対応	緊急連絡系統図、夜間・休日連絡先等																																						
13	電子納品チェックシート	○	電納	付属 資料	工事着手前	電納3-2 仕様1-1-1-50	現場代理人	—	納品時は工事着手前に提出したチェックシートを用いて確認を行う (納品時に改めて提出する必要は無し)	○		提出済																											
退職 金 手 続	退職金制度届出書	○	資料	別紙2	契約後1ヶ月 以内（電子申 請方式の場合 は40日以内）、変更時	仕様1-1-1-46 資料1-1-298 資料1-1-305	現場代理人	監督員	・建設業退職金共済制度の普及徹底について (H11.7.16)管理課(H30.3一部様式改定) ・建設業退職金共済制度の適正履行の確保について (R03.6.16)	○		提出済																											
15	掛金充当実績総括表 附属書類：建退共証紙受払簿（紙申請） 附属書類：掛金充当書（電子申請）	提示	—	—	—	仕様1-1-1-46 資料1-1-298 資料1-1-305	現場代理人	—	〃	○	○																												
下 請 施 工 体 制	施工体制台帳の写し （工事打合簿（通知）に添付）	○	事務	第50号	下請契約後7 日以内	入契法15条 仕様1-1-1-12 事務25条	受注者	—	施工体制台帳の写し等提出時の確認事項について（R7.1.23） ・工事打合簿に一次下請合計額を記載する ・建設工事の請負契約に該当しない「営業業者」 ・運搬業者・測量業者等は記載不要 ・建設業許可証の写し、主任技術者の資格を証する書類は提出不要 ※工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法によ り確認できる場合は提出不要	○	△	提出済以外は 持参必須 ※検査書類限定 型モデル工事対 象																											
	※受注者が下請負人と締結した下請契約 に係る契約書の写し	○	事務	—	施工体制台帳 提出時	建設業法施行規則 14条の2② 仕様1-1-1-11 事務25条	受注者	—		○		提出済																											
	再下請負通知書の写し （工事打合簿（通知）に添付）	○	事務	第50号の3	再下請契約後 7日以内	建設業法24条の7、建設 業法施行規則14条の4① 事務25条	受注者	—	・再下請けがある場合に作成	○		提出済																											
	※再下請負契約に係る契約書の写し	○	事務	—	再下請負通知 書提出時	建設業法施行規則 14条の4③	受注者	—	・建設業許可証の写し、主任技術者の資格を 証する書類は提出不要	○		提出済																											
	工事作業所災害防止協議会業施工体系図 の写し（工事打合簿（通知）に添付）	○	事務	第51号	施工体制台帳 提出時、再下 請負通知書提出時	安全法30条 仕様1-1-1-12 事務25条	受注者	—		○		提出済																											
工事 施 工 記 録	工事写真	○	写撮	—	施工中、完成 時	約款14条 仕様1-1-1-27 監督6条	現場代理人	—		○		提出済 ※検査書類限定 型モデル工事対 象																											
	現場事故報告書	○	監督	別紙-3 第69号	事故発生時	仕様1-1-1-33	受注者	知事		○		提出済																											
	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実 施状況報告書	○	評定	別紙-6	随時	評定第4	現場代理人	監督員		○		提出済																											
	関係官公庁協議資料	提示	—	—	—	仕様1-1-1-40	現場代理人	—		○	○																												
	隣接工事又は施工上関連する工事と相互に 協力を行っている記録	—	—	—	—	仕様1-1-1-13	現場代理人	—		○	○																												
19	地元住民等との交渉記録、苦情対応の記録	—	—	—	—	仕様1-1-1-30 仕様1-1-1-40	現場代理人	—		○	○																												
監 理 員 確 認	段階確認出来形管理図	●	—	—	段階確認時	仕様1-1-1-21	現場代理人	—	完成時の出来形管理資料とすることができる。	○		提出済																											
中 間 検 査	工事中間検査申出書	○※	事務	第57号	中間検査前	仕様1-1-1-2425 検査5条	受注者	知事	※ASPの場合、データでの提出必須とする。	○		提出済																											
	中間検査出来形管理図	●	—	—	中間検査時	仕様1-1-1-25 検査5条	受注者	—	完成時の出来形管理資料とする。	○		提出済																											

富山県土木工事請負契約に係る主要書類一覧表 【参考資料】

【令和8年4月1日版】

種別	書類名 ※付属書類	提出方法 ●：紙 ○：データ (紙も可)	様式 掲載	様式 番号	提出時期	根拠条項	書類 作成者	宛先	備 考	完成検査時に確認する書類		
										対象書 類	受注者の持 参	備考
30 31 32 33 中間支払	中間前払金請求書	○	事務	第44号 の2	随時	約款34条 前金規則3条② 業務44条 約款34条 前金規則3条③	受注者	知事	富山県土木建築工事費の前金払取扱規則 ※工事履行報告書と合わせて提出すること			
	認定申請書	○	事務	第44号 の3	随時	約款34条 前金規則3条③	受注者	知事	富山県土木建築工事費の前金払取扱規則			
	部分払金申請書	○	事務	第59号	随時	約款37条 事務45条	受注者	知事				
	部分払金請求書	○	事務	第60号 の2	随時	約款37条 事務45条	受注者	知事				
34 35 36 37 38 変更契約時	施工計画書(変更)	○※	—	—	重要な変更が生じた場合	仕様1-1-1-6	受注者	—	・変更のあった部分のみ提出 ・数量等の軽微な変更の場合は提出不要 ※ASPの場合、データでの提出必須とする。	○		提出済
	現場代理人等(変更)届	○	事務	第46号 の2	現場代理人等 変更時	約款10条 事務26条	受注者	知事		○		提出済
	工期延長申出書	○※	事務	第68号	随時	約款21条 仕様1-1-1-17 事務28条	受注者	知事	※ASPの場合、データでの提出必須とする。	○		提出済
	建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面	●	事務	第105号 の1～3	変更契約締結時	建設リサ法13条	受注者	—				
	退職金制度届出書	○	資料	別紙2	建設業退職金 共済証紙を追加 購入した場合	仕様1-1-1-46	現場代理人	監督員	・建設業退職金共済制度の普及徹底について(H11.7.16)管理課 (H30.3一部様式改定)	○		提出済
39 40 41 42 43 品質管理、 工程管理、 出来形管理	材料品質規格証明書 材料納入伝票	○ 又は 提示	—	—	随時	仕様2編1章2節	現場代理人	—	設計図書で指定した材料がある場合、工事打合簿等により提出(試験成績表、性能試験結果、シート等) その他の使用材料は受注者で整備、保管し、請求があった場合に提示。 JIS又は富山県コンクリート製品協会認定製品は認定マーク表示状態の写真等確認資料の提示に替えることができる。(監督員による材料確認は不要)	○	△	提出済以外 は持参必須
	工程管理資料	●※	—	—	随時	仕様1-1-1-27の8			土木工事施工管理基準に係るもの ※ASPの場合、データでの提出可とする。	○	△	提出済
	品質管理図表	●※	—	—	随時	仕様1-1-1-27の8			土木工事施工管理基準に係るもの ※ASPの場合、データでの提出可とする。	○	△	提出済 ※検査書類限定 型モデル工事対 象
	品質証明書等	●※	—	—	随時					○	△	提出済 ※検査書類限定 型モデル工事対 象
	出来形管理図表	●	仕様	別紙1 ～3	随時	仕様1-1-1-22 1-1-1-23 1-1-1-24 1-1-1-27の8			土木工事施工管理基準に係るもの 管理点数が少ない場合は設計値と実測値が対比した構造図のみとする等、様式の省略可能	○	△	提出済 ※検査書類限定 型モデル工事対 象
44 45 46 47 48 完成検査	工事完成届	●※	事務	第61号	完成届提出時	約款31条 仕様1-1-1-23 事務41条	受注者	知事	※ASPの場合、データでの提出可とする。	○		提出済
	※完成写真(着工前、着工後)	紙提出 不要				約款14条 仕様1-1-1-23 検査6条 写真2-7、 電納2-2、3-4-3			写真データとは別に、着工前と完成を対比した写真帳(PDF)をその 他フォルダに保存すること。	○		提出済
	電子納品チェックシステム チェック結果	提示	チェッ クシ ステム	—	成果品納品時	電納3-5 仕様1-1-1-50			エラーがないことを確認し、署名のうえ、保管。 (エラー有の場合、発注者の了解を得ておく)	○	○	
	デジタル写真伝憑性チェック表	提示							工事写真における画像情報の電子化に関する運用指針			
	工事カルテ受領書(CORINS)	提示	CORIN S	—	—	仕様1-1-1-7	現場代理人	—		○	○	
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 完成検査・ 関係法令等	産業廃棄物処理委託契約書	提示	—	—	—	廃掃法12条				○	○	
	※産業廃棄物管理表(マニフェスト)	提示	—	—	—	廃掃法12条の3 仕様1-1-1-20				○	○	
	過積載防止に取組んでいることを示す資料	提示	—	—	—	道交法57条 仕様1-1-1-39			二次製品等の製造業者調達の運搬車両は対象外	○	○	
	安全・訓練等の実施記録	提示	(仕様)	様式2	—	安衛法30条 仕様1-1-1-30			仕様「条項関連資料 安全教育・訓練等の実施要領」	○	○	
	災害防止協議会活動記録 店社ハドル実施 記録 安全巡視 TBM KY実施記録 作業日報	提示	—	—	—	安衛法15条の3、 安衛則18条の8 仕様1-1-1-30	—	—		○	○	
	新規入場者教育実施記録	提示	—	—	—	安衛法59条、 安衛則35条				○	○	
	使用機械、車両等の点検整備等がなされ、 管理されていることを示す資料	提示	—	—	—	安衛則169条、 170条				○	○	
	足場、支保工チェックリスト等	提示	—	—	—	安衛則567条				○	○	
	山留め仮締切チェックリスト等	提示	—	—	—	安衛則370.373条				○	○	
	下請検査の記録	提示	—	—	—	建設業法24条の4				○	○	
60 61 62 63 64 引渡	社内検査の記録	提示	—	—	—	富山県建設工事検査 技術基準2条				○	○	
	工事修補承諾書	○	検査	第102号 の1	修補指示時	約款31条 検査9条	受注者	検査員		○		提出済
	修補工事完了届	●	検査	第98号	修補完了時	約款31条 事務42条、検査10条	受注者	知事		○		提出済
	軽易な修補に係る修補工事完了届	●	検査	第102号 の2	修補完了時	約款31条 検査10条	受注者	検査員		○		提出済
65 66 リサイ 法イ クル	工事引渡書	○	事務	第62号	完成検査合格時	約款31条 事務42条	受注者	知事				
	請負代金請求書	○	事務	第63号 第63号 の2	完成検査合格時	約款32条 事務43条	受注者	知事				
65 66	再生資源利用実施書	○	資料	様式1	完成後	建設リサ法18条 仕様1-1-1-20	現場代理人	—	該当建設資材を搬入した場合、コブリス・プラスで作成 ※コブリス・プラス利用の場合、提出不要。	○		提出済
	再生資源利用促進実施書	○	資料	様式2	完成後	建設リサ法18条 仕様1-1-1-20	現場代理人	—	該当建設副産物を搬出した場合、コブリス・プラスで作成 ※コブリス・プラス利用の場合、提出不要。	○		提出済
【書類提出方法】 ●：紙で提出する書類 ○：電子データ(セキヤファイル交換サービス含む電子メール、情報共有システム等)による提出を基本とする書類。紙による提出も可。 ※本一覧表に記載のある書類については、社印の押印は不要です。 【完成検査時に確認する書類】 事務担当：出納局検査室工事検査班										○：対 象書類	○：必須 △：提出済 以外は必須	
【用語の解説】 「約款」富山県建設工事標準請負契約約款 「仕様」土木工事共通仕様書(富山県土木部) (仕様)は条項関連資料 「事務」土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領 「監督」富山県土木部建設工事監督要領 「検査」富山県建設工事検査監察要領 「電納」富山県電子納品運用ガイドライン(案) 「評定」工事成績評定要領 に関する法律 「廃掃法」廃棄物の処理及び清掃に関する法律 「安衛法」労働安全衛生法 「道交法」道路交通法 「入契法」公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律										「資料」設計精算資料(富山県土木部) 「前金規則」富山県土木建設工事費の前金払取扱規則 「写撮」富山県土木工事写真撮影要領 「建設リサ法」建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等) 「安衛則」労働安全衛生規則		

工事書類の簡素化試行要領(案)

第1 目的

土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、受注者に対して提出を求めている工事書類について提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を図るなど工事書類の簡素化により、発注者の監督・検査及び受注者の業務の合理化を図ることを目的とする。

第2 実施内容

富山県土木部が発注する工事（住宅建設・営繕工事を除く）で、別添「工事書類の簡素化一覧表(案)」(以下、簡素化一覧表(案)という)に基づき実施するものとする。

なお、実施にあたっては、工事書類スリム化ガイド（令和8年3月版富山県土木部）を活用の上、受発注者で協力し、書類作成の負担軽減に努めるものとする。

第3 適用工事

令和8年4月1日以降に作成する設計書(住宅建設・営繕工事を除く)から適用する。

第4 特記仕様書への記載

特記仕様書に以下 内の文書を記載するものとする。

(記載例)

第〇〇条 工事書類の簡素化の試行について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。
- 2 試行は、工事書類の簡素化試行要領(案)（令和8年4月 富山県土木部）に基づき実施するものとする。
- 3 これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

第5 その他

- 1 本試行により書類等の取り扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、建設技術企画課技術指導係に速やかに報告を行うものとする。
- 2 電子メールの受信状況は、逐次確認するものとする。
- 3 電子データ（セキュアファイル交換サービスを含む電子メール、情報共有システム等）で提出する工事書類のデータ形式は、原則、PDF形式とするが、添付ファイル等（数量計算書や図面等）については必要に応じ、その他形式でも提出できるものとする。ただし、添付ファイルの内容は監督員自ら修正は行わないこととする。

工事書類の簡素化一覧表（案）

① 提出を要しない書類（廃止する様式）

工事段階確認申出書	段階確認の申出は、事前に電子メール等で監督員に予定日時、対象工種等を連絡するものとする。
法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書	入札を行う全ての工事について、法定福利費のほか、材料費、労務費等を記載した工事費内訳書が入札時に提出されているため。
NETIS 登録技術活用効果調査票	

② 電子データ（セキュアファイル交換サービスを含む電子メール等）による提出を基本とする書類（紙による提出も可）

工事中間検査申出書
工事打合簿
施工計画書、変更施工計画書
退職金制度届出書
工事特性・創意工夫・社会性に関する実施状況報告書
その他、監督員宛の書類

- ・ 上記以外の工事書類の提出においても、別添「富山県土木工事請負契約に係る主要書類一覧表」のとおり、電子データ（セキュアファイル交換サービスを含む電子メール等）を活用できる。
- ・ 添付書類は極力最小限とすること。

③ 情報共有システム（ASP）を利用する場合

工事中間検査申出書 工期延長申出書	データでの提出を必須とする。
工事打合簿	データでの提出を必須とする。試行様式（別添）を使用する。
施工計画書、変更施工計画書	データでの提出を必須とする。
工程管理資料 品質管理資料 工事完成届	データで提出することができる。

④ 改めて提出を要しない書類

段階確認 出来形管理図 段階確認 品質管理資料 中間検査 出来形管理図 中間検査 品質管理資料	段階確認、中間検査時に提出した出来形管理図、品質管理資料は、改めて提出を要しない。※1 ただし、完成時までに出て形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
電子納品チェックシート	工事着手前に提出したチェックシートを用いて確認を行うため、納品時は改めて提出を要しない。

※1：段階確認、中間検査済み出来形管理図、品質管理資料については、完成時の管理図目次等に「段階確認参照」、「中間検査参照」と記載。

⑤ その他

発注者及び受注者は別添「富山県土木工事請負契約に係る主要書類一覧表」を参考として、工事書類の簡素化に努めること。

【令和8年4月1日適用】

別添

[illegible]

課長	係長	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技 術 者

公共工事発注にあたり留意頂きたい事項（富山労働局）

この項では、富山労働局が作成した、公共工事発注に際し留意頂きたい事項を掲載しています。

《梅雨時期・台風到来時期等における労働災害防止について》

例年 8、9 月を中心に、集中的な大雨や継続的な降雨及び暴風雨等が予想され、作業箇所とその周辺及び仮設設備等に少なからず影響を及ぼし、地山の崩壊、土石の落下、土石流・鉄砲水の発生、河川の急激な増水等に起因する労働災害の発生が懸念されるところであり、関係事業者に、危険が予想される場合には、発注者として、工事の中断、施工時期の変更、工期の延長、適正な工法又は作業方法の採用について配慮願いたい。

《砂防工事等における土石流災害の防止について》

平成 8 年 12 月 6 日、長野県と新潟県の県境の蒲原沢において、土石流が発生し、河川で工事を行っていた建設会社の作業中の労働者 14 名が死亡し、9 名が負傷するという重大な災害が発生したが、労働省では、この労働災害の調査結果を踏まえて労働安全衛生規則の改正を行い、平成 10 年 6 月 1 日から施行しており、さらに、現場の実態に応じて、事業者が配慮すべき事項や取り組むべき事項等についても具体的に明らかにした「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」を策定している。

このガイドラインに基づく安全対策の実施等を関係事業者に徹底するよう指導いただくとともに、発注者として、工事現場における状況を踏まえて、工事の中断、施工時期の変更、工期の延長、適正な工法等の採用についても特段の配慮を願いたい。

「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」の概要

事業者が講ずる措置

1. 作業着手前の実施事項

- (1) 作業場所から上流の河川及びその周辺の状況の調査・記録

- (2) 土石流による労働災害防止に関する規程の策定
- (3) 警報用・避難用設備の設置
- (4) 監視人の配置場所の決定、又は土石流検知機器（センサー）の設置場所の決定と設置

2. 工事中の実施事項

- (1) 降雨量等の把握
- (2) 降雨があった場合の措置
- (3) 融雪又は地震の場合の措置
- (4) 土石流の前兆現象が把握された場合に講ずる措置
- (5) 非難訓練の実施
- (6) 土石流発生時等の作業中止と安全な場所への退避

3. 安全教育の実施

- (1) 施工計画を作成する者に対する教育
- (2) 現場の安全管理を行う責任者に対する教育
- (3) 現場で作業を行う労働者に対する教育

元方事業者が講ずる措置

1. 元方事業者が講ずる措置

- (1) 協議会等の設置
- (2) 警報の統一
- (3) 避難訓練の統一等
- (4) 関係請負人に対する技術上の指導等作業場所の安全の確保のために必要な措置

2. 異なる元方事業者が近接して作業を行う際に講ずる措置

《令和6年能登半島地震の復旧工事における労働災害防止について》

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、富山県内においても地割れや土砂崩れ等の被害が確認されており、現在も復旧工事が進められている。地震により被害が出た地域においては、地盤の軟弱化が懸念され、アウトリガの陥没による移動式クレーンの転倒や地山掘削時の土砂崩壊といった危険が予測される。

危険が予想される場合には、発注者として、工期の延長、適正な工法又は作業方法の採用について、関係事業者に対する配慮を願いたい。

《地山の掘削等に係る事項について》

1. 地山の掘削等については、的確な地質調査に基づいて、掘削工法、掘削面の勾配、掘削面の高さ、掘削時期等を計画、設計されたい。なお、掘削面の勾配及び掘削面の高さについては、地山の種類に基づく設計とされたい。
2. ボーリングなどによる地質調査においては、その範囲が狭いものも見受けられるので、可能な限り工事のすべての範囲で調査を実施されたい。
また、発注者側で調査した結果については、施工業者側に提供するとともに、提供できない場合は、事前調査費用を計上のうえ、施工業者側での調査を指示されたい。
3. 地山の掘削に伴い、地山の状態（地質、湧水等）や気象条件が施工前の調査結果等と異なってくる場合があるので、早い段階で計画を変更されたい。（特に、小規模・短期間の工事に配慮されたい。）
4. 地山の掘削に伴い、施工途中で新たな地盤リスクが判明した場合には、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、その情報を速やかに施工業者、発注者及び、設計者等と情報を共有した上で、必要な対策について検討を行い、適切な措置を講じられたい。
その結果、設計図書の変更等、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、配慮されたい。
5. 土石の落下の危険のある場所での工事又は切取り後の法面の下部において行う工事等については、崩壊又は落石による危険を防止するため、あらかじめロックネット、安全ネット、防護フェンス等を指定仮設物として設計されたい。
6. 上下水道工事等における掘削溝の土止め支保工については、掘削溝内に立ち入らずに組立て作業ができる簡易土止め支保工（矢板と切ばりがセットされたもの）の設置等安全な工法を採用した設計とされたい。
なお、土止め支保工の組み立てに当たっては、あらかじめ、矢板、くい、切ばり等の部材の配置、寸法等、取付けの時期及び順序が示されている組立図を作成し、当該組立図により組立てると規定されているので、留意願いたい。
7. 上下水道工事等では、掘削の深さが浅い場合においても地質、湧水等により土砂崩壊の危険があるときや道路の端等を掘削する場合で車両の通行を禁止できないとき等には、土止め支保工による土砂崩壊防止対策を設計、積算されたい。
8. 上下水道工事等を施工する場所及び付近で過去に掘削等の工事が行われている場合には、掘削が行われた場所、施工時期及び埋戻し土砂の状況等を施工業者に提供されたい。

9. 上下水道工事等において、掘削箇所に隣接してブロック塀、擁壁、ガス管等がある場合には、これらの損壊防止措置又は移設等について設計、積算されたい。
また、地下埋設物等の調査費用についても計上されたい。
10. ずい道工事等において、工数等費用計上にあたっては、1日8時間労働を積算基準とすることとされたい。また、労働者の健康確保の観点から、施工業者において、1日8時間労働に向けて時間外労働がさらに縮減されるよう配慮されたい。

《工事施工方法等に係る事項について》

1. 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械（不整地運搬車、貨物自動車等）については、安全に作業ができるよう十分な広さの作業場所を確保するとともに、その運行経路については、不同沈下防止及び必要な幅員の確保に配慮されたい。
2. 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による作業については、路肩、傾斜地等からの転倒・転落災害を防止するため及び当該機械との接触による災害を防止するため、誘導員の配置を徹底されたい。
3. 車両系建設機械については、荷のつり上げ等主たる用途以外の使用による労働災害を防止するため、移動式クレーン等の使用を特定して発注されたい。
なお、車両系建設機械の荷のつり上げ作業等主たる用途外の使用については、限定された場合に認められるものであることに留意されたい。
4. クレーン機能付き車両系建設機械の使用を発注する場合には、車両系建設機械に係る資格者以外に、移動式クレーンに係る資格者及び玉掛け技能講習修了者等の有資格者の配置に留意願いたい。
5. 道路上等で移動式クレーン等を使用させる場合には、アウトリガーを最大限に張り出して作業できるよう設置場所の確保に配慮されたい。これが困難な場合には、クローラーを有する移動式クレーンを使用させる等、移動式クレーンの転倒防止に配慮されたい。

《墜落災害防止に係る事項について》

1. 堰堤、谷止め工及び橋脚等の工事においては、工事中のみならず、完成写真撮影時、完成構造物の測量時、補修工事時等にこれら構造物からの墜落する災害も発生していることから、足場の解体時期や完成検査時等の墜落防止対策の徹底に配慮願いたい。
2. 法面工事等については、墜落災害防止措置の徹底及び作業場所への安全な通路の確保に配慮願いたい。

3. 安衛則の改正により、令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として手すり・中さん等の墜落防止措置や幅木等の物体の落下防止措置が必要な本足場を使用することが義務付けられたことから、工事の対象となる建築物、構築物等の設計においては、足場上での高所作業ができるだけ少なくなるような工法を採用するよう努めるとともに、施工にあたって足場を設置する際に、設置する場所が十分確保されるよう設計に配慮されたい。

《交通災害等第三者災害防止について》

1. 道路上における工事については、安全を確保するため完全通行止により作業を実施することとし、これが困難な場合には、一般通行車両による事故防止等のため、必要な標識等の設置及び交通整理員等の配置を徹底されたい。
2. 道路上又は道路に隣接して車両系建設機械により作業を行う必要がある場合には、誘導員の配置を徹底されたい。

《一酸化炭素中毒危険作業・酸素欠乏場所における作業》

管渠の清掃工事において、酸素欠乏危険場所における作業であるにもかかわらず、その危険性を認識しなかったため、当該作業に係る資格者（酸素欠乏危険作業主任者技能講習の修了者）がいない施工業者に発注し、また、当該施工業者が管渠内に溜まった水の汲み出しに、内燃機関を有する動力ポンプを使用した上、換気も行わなかったために労働者が一酸化炭素中毒（病名としては「低酸素脳症」）となった事例があるので、工事の発注に当たっては、工事に伴い予想される危険性を十分に検討するとともに、必要な資格者の有無等を確認のうえ発注されたい。

（参考）労働安全衛生規則第578条において、「坑、井筒等の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならない」と規定している。〔但し、「排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときはこの限りではない。」とされている。〕

《降雪期における労働災害の防止》

例年、降雪期になると、積雪や凍結等に起因する労働災害の発生が見られるところであり、また、山間部においては、雪崩等の発生に伴う重大災害の発生も懸念されることから、降雪に伴う危険が予想される場合には、工事の中断、施工時期の変更、工期の延長、適正な工法又は作業方法の採用に配慮されたい。

《発注に係る一般事項》

1. 年度末及び冬期間等一時期に工事が集中することのないよう発注時期の平準化に配慮されたい。
2. 工事発注に当たっては、施工業者に対し、工事場所の地質、地形等に応じて、災害防止のために必要な重点事項を示すとともに、当該事項に基づいて工事が施工されているか否か確認願いたい。
3. 地質等の調査結果に基づき、安全衛生の確保に配慮した施工方法の採用及び工期の設定を行うとともに、施工期間中の工期の短縮は行わないようにされたい。
4. 設計をコンサルタント等に委託している場合には、地質、地形等について必要な情報を提供するとともに、安全衛生が確保された設計がなされるよう指導されたい。
5. 設計及び工事予定額の積算に際しては、安全衛生管理のために必要な仮設経費は、判明しているもの全てを明確に指定して計上願いたい。
特に近年、建設業においては、夏季において熱中症による死傷者数が増加の傾向にあることを受けて、令和7年6月1日から緊急時連絡体制等、職場における熱中症対策強化について労働安全衛生規則が改正されることから、夏季期間中に係る工事において、施工業者が熱中症対策に係る経費を計上した際は、配慮されたい。
6. 解体工事等の短期間の工事や小規模工事においても、昇降設備の設置や足場の設置等墜落防止対策に対する仮設経費について配慮願いたい。
7. 工事発注後及び工事施工途中においても、安全衛生面で配慮すべき事項については弾力的設計変更が行われるよう配慮願いたい。
8. 工事期間中の設計変更については、施工順序・工法等の変更に伴って当初の安全衛生管理計画の見直し・変更が必要となる場合があるので、設計変更が生じた場合には、同計画を変更する必要性の有無及びその内容について確認の上、必要な指導を行われたい。
9. 工事発注に際しては、作業主任者の選任が必要な業務、有資格者による就業が必要な業務を確認の上、資格者の確保に留意願いたい。
10. 労働安全衛生法第88条の規定により計画の届出の対象となる工事等がある場合には、届出について指導願いたい。

11. 設計・積算の担当者及び工事監督員等に対して、労働災害防止に必要な知識を付与するための教育研修の実施について配慮願いたい。
12. 現場監督時等において、危険な機械設備や危険な作業等を発見した場合には、必要な指導を行われたい。また、作業主任者の選任が必要な作業や就業制限業務については、作業主任者の選任及び有資格者の就業を確認願いたい。
13. 悪天候時における作業禁止について、発注者としても施工業者に対し徹底を図られたい。
又、前線の通過に伴う急激な気象変化や急速に発達した低気圧による局所的な突風への対応については、常に気圧配置や前線の位置に関する情報に注意するとともに、工事現場内に吹き流しや風速計などを設置し、気象観察を行うよう、施工業者に対する指導を行われたい。
14. 労働災害の防止のためには、店社における自主的・計画的な取り組みが必要であることから、当局においては、毎年、「年間安全衛生管理計画」の作成及び監督署への届出を誘導しているところであり、工事施工計画の提出を求める際には、「同計画書」の写の提出を求める等施工業者の自主的な安全管理活動の定着に配慮願いたい。

発注者の設計等に問題のあった事例等

・富山労働局では、過去に以下の事例を把握しています。

番	工事の種類	設計の内容、工法等の問題点等	措置内容
1	道路改修工事	側溝掘削工事に際し、発注者及び施工業者において埋設物等の調査を行っていたが、コンクリートブロック壁等の建設物の倒壊の危険の有無についての調査を行っていなかった。 掘削溝内で作業していた労働者が倒壊してきた掘削溝横のブロック塀と道路に挟まれ死亡した。	発注者に対して、地山掘削を伴う土木工事を発注する際には、工事場所の埋設物等の調査はもとより、コンクリートブロック壁等の建設物の倒壊の危険の有無についても調査させ、当該結果に基づく安全施工計画を施工業者に提出させた上で、安全な工法で作業させるよう文書要請を行った。
2	下水道管理設工事	地質調査及び埋設物の調査を発注者で調査していながら、施工業者に対して施工前に調査結果を知らせていなかった。 埋設されていたコンクリート製排水管の位置を知らずに掘削していたため、掘削した構内で作業していた労働者が土砂崩壊により死亡した。	発注者に対して、施工業者に地質調査結果及び埋設物についての調査結果を施工前に提供するように文書要請を行った。
3	下水道管理設工事	同一場所において、複数の工事(下水工事及び道路工事)が発注され、ほぼ同時期に並行して工事が行われていたが、発注関係各課の打合せが行われていなかった。 無資格者がくい打ち機を軟弱な地盤の上(路盤用土砂が部分的に敷いてある)に設置したため、くい打ち機の脚部が沈下して、横転し、側にいた労働者がくい打ち機の脚部の下敷きになり死亡した。	発注者に対して、同一場所で複数の工事が発注される場合には、発注者間で工期や工程等の打合せ・調整の実施を行うとともに、車両系建設機械の資格者の有無の確認について文書要請を行った。
4	下水道管理設工事	発注時の契約工期(約2ヶ月間)は適正だったが、下水管布設の前工事の水道管移設工事(同じ町の発注工事)の完了が遅れ、契約工期から約1ヶ月遅れで工事に着工したが、発注者と施工業者の間で工期変更について協議されず、結果として安全衛生の確保に十分な配慮がなされていなかった。 掘削溝内で作業していた労働者が土砂崩壊により死亡した。	発注者に対して、工期変更についての施工業者との協議の実施及び施工における安全衛生の確保について文書要請を行った。

・全国的には、以下の事例が過去にありました。

番	工事概要	設計の内容 工法等の問題点	措置内容
1	幅 21m、高さ 8 m の砂防えん堤を築造する工事	砂防えん堤築造のための地山の切取り角度が安衛則第 356 条に定められているこう配の基準を超えて発注されていた。	発注者に対して安衛法第 98 条第 4 項に基づく勧告・要請を行った。
2	既設橋梁の架け替え工事において、橋台を既設の橋の両側に築造するため、渓谷の両側を 7 m の高さで掘削するもの	左記の条件で設計発注が行われていたが、地山の地質はやや風化した岩盤でこう配は約 80 度あり、落石等のおそれがあるが、こう配を緩くすると上の道路にかかってしまう。	発注者、施工業者及び署が協議し、コンクリート吹き付けによる補助工法を採用することとした。
3	深さ 27m の立坑の掘削を行う仕事	人力及びクラムシェルを用いて掘削する工法で発注されていたが、19m 以下の部分は、湧水による泥水中の作業となり肌落ち、崩壊の危険、クラムシェルのバケット等の接触の危険があった	計画の届け時に指導したところ施工業者と発注者との協議の結果、19m 以下の部分については、コラムジェット用超高速噴射装置を用いる機械掘削工法に変更した
4	農道の新設工事において、擁壁の改築のため農道の西側斜面を掘削するもの	切取り角度が安衛則第 356 条に定められているこう配の基準を超えて発注され、施工業者の申し出にもかかわらず、変更されなかったため、土砂崩壊が発生した。	発注者を送検した
5	中学校の屋根のふき替え工事	屋根上に必要な墜落防護設備等の設置が施工業者の指摘にかかわらず、積算に盛り込まれず、そのまま施工されていた。	発注者に対して口頭指導し、改善された
6	道路改良工事において、高さ 19m の法面掘削の工事	法面を全面掘削後、掘削面に受圧版を設置する工法であった。(高さ 5m 以上で、切取り勾配 63 度) 安衛則 356 条に定める勾配を指導。	逆巻き工法等の工法変更を口頭指導し、業者が発注者と協議改善された。

その他

1 計画届を必要とする設備等一覧（労働安全衛生法関係、建設工事関係分抜粋）

（１）建設物・機械設備・移転変更届(様式第 20 号)

- 安衛法第 88 条第 1 項、安衛則第 88 条、安衛則第 89 条
- 当該工事の開始の日の 30 日前までに様式第 20 号にて届出
- 所轄労働基準監督署長あて

設 備	事 項	図 面
型わく支保工(支柱の高さが 3.5m 以上のものに限る)	1.打設しようとするコンクリート構造物の概要 2.構造、材質及び主要寸法 3.設置期間	組立図及び配置図
架設通路(高さ及び長さがそれぞれ 10m 以上のものに限る)	1.設置場所 2.構造、材質及び主要寸法 3.設置期間	平面図、側面図及び断面図
高さ 10m 以上の足場及びつり足場、張出し足場	1.設置箇所 2.種類及び用途 3.構造、材質及び主要寸法	組立図及び配置図
軌 道 装 置	1.使用目的 2.起点及び終点の位置並びにその高低差(平均こう配) 3.軌道の長さ 4.最小曲線半径及び最急こう配 5.軌間、単線又は複線の区別及び軌条の重量 6.橋梁又は栈橋の長さ、幅及び構造 7.動力車の種類、数、型式、自重、けん引力及び主要寸法 8.巻上げ機の型式、能力及び主要寸法 9.ブレーキの種類及び作用 10.信号、警報及び照明設備の状況 11.最大運転速度 12.逸走防止装置の設置箇所及び構造 13.地下に設置するものにあつては軌道装置と周囲との関係	中欄に掲げる事項が書面により明示できないときは、当該事項に係る平面図、断面図、構造図等の図面

土木工事等で単独に昇降設備として計画する場合を除き、建築工事では足場の付属設備として平面・立面図に記載するので特に作成する必要はないが、様式第 20 号に概要を記載する。

注) 1. 上記 架設通路及び 足場については、設置期間が 60 日以上のものに限る。

2. 上記 型わく支保工及び 足場の工事の計画には、有資格の参画者が必要である。

(2) 建設工事・土石採取計画届(様式第 21 号)

- 安衛法第 88 条第 3 項、安衛則第 90 条、安衛則第 91 条第 2 項、安衛則第 92 条
- 当該工事の開始の日の 14 日前までに様式第 21 号にて届出
- 所轄労働基準監督署長あて

種 別	労働局長の審査対象	届出事項及び添付図面
1. 高さ31mを超える建築物又は工作物(橋梁を除く)の建設、改造、解体又は破壊(以下「建設等」という)の仕事	1. 高さが100m以上の建築物の建設の仕事 2. 堤高が100m以上のダムの建設の仕事	1. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2. 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面 3. 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面 4. 工法の概要を示す書面又は図面 5. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 6. 工程表 7. 圧気工法による作業を行う場合は、圧気工法作業概要書(様式第21号の2)
2. 最大支間50m以上の橋梁の建設等の仕事	3. 最大支間300m以上の橋梁の建設等の仕事	
2-2. 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事(人口が集中している地域内における道路上若しくは道路に隣接した場所又は鉄道の軌道上若しくは軌道に隣接した場所に限る)		
3. ずい道等の建設等の仕事(ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く)	4. 長さが1000m以上のずい道等の建設の仕事	
4. 掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業(掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者がたち入らないものを除く)を行う仕事	5. 掘削する土の量が20万m ³ を超える掘削の作業を行う仕事	
5. 圧気工法による作業を行う仕事	6. ゲージ圧力が0.2MPa以上の圧気工法による作業を行う仕事	
5-2. 耐火建築物、準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事		
5-3. 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。)を行う仕事		

5-4. 廃棄物焼却炉(火格子面積が 2 m ² 以上又は焼却能力が 1 時間当たり 20kg 以上のものに限る)を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物処理炉、集じん機等の設備の解体等の仕事		
6. 掘削の高さ又は深さが 10m 以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事		
7. 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事		
建築物等の解体等の作業に関する周知用看板の掲示が必要である。		
注) 1. 上記 4 から 7 までは、「作業を行う仕事」を定めているので、届出にあたっては、これらの作業に限らず、その関係する仕事全体についての計画を届け出ることが必要である。		
2. 上記 1 から 5 までの仕事については、有資格の参画者が必要である。		

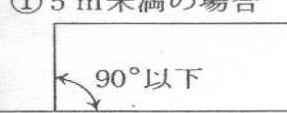
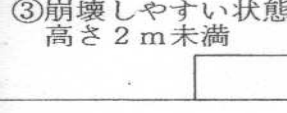
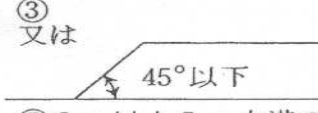
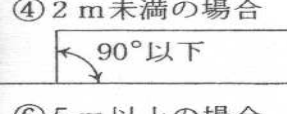
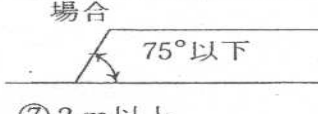
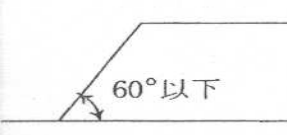
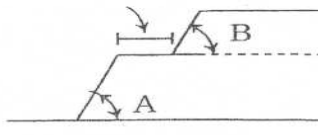
(3) 建設工事・土石採取計画届(様式第 21 号)

- 安衛法第 88 条第 2 項、安衛則第 89 条の 2、安衛則第 91 条第 1 項
- 当該工事の開始の日の 30 日前までに様式第 21 号にて届出
- 厚生労働大臣あて

種 別	届出事項及び添付図面
1. 高さが 300m 以上の塔の建設の仕事	1. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2. 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面 3. 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面 4. 工法の概要を示す書面又は図面 5. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 6. 工程表 7. 圧気工法による作業を行う場合は、圧気工法作業概要書(様式第 21 号の 2)
2. 堤高(基礎地盤から堤頂までの高さをいう。)が 150m 以上のダムの建設の仕事	
3. 最大支間 500m(つり橋にあっては、1000m)以上の橋梁の建設の仕事	
4. 長さが 3000m 以上のずい道等の建設の仕事	
5. 長さが 1000m 以上 3000m 未満のずい道等の建設の仕事で、深さが 50m 以上のたて坑(通路として使用されるものに限る。)の掘削を伴うもの	
6. ゲージ圧力が 0.3MPa 以上の圧気工法による作業を行う仕事	

2 明り掘削の作業

掘削面勾配（手掘り）の基準等（労働安全衛生規則第 356、357、362、363 条）

地山及び対象物	掘削の高さ及び勾配
すかし堀り	全面禁止
岩盤又は堅い粘土からなる地山	高さ 5 m 未満の場合 90° 以下 高さ 5 m 以上の場合 75° 以下
発破等による崩壊しやすい状態	高さ 2m 未満又は 45° 以下
砂からなる地山	高さ 5m 未満又は 35° 以下
その他の地山	高さ 2 m 未満の場合 90° 以下 高さ 2 m 以上 5 m 未満の場合 75° 以下 高さ 5 m 以上の場合 60° 以下
掘削面の上部に水平段が奥行 2 m 以上あるときは別な勾配として計算する。（A と B の勾配）	
勾配等の状況（番号は上表の番号と符合する） ① 5 m 未満の場合  90° 以下 ② 5 m 以上の場合  75° 以下 ③ 崩壊しやすい状態 高さ 2 m 未満  ③ 又は  45° 以下 ④ 2 m 未満の場合  90° 以下 ⑤ 2 m 以上 5 m 未満の場合  75° 以下 ⑥ 5 m 以上の場合  60° 以下 ⑦ 2 m 以上  A B	
明り掘削箇所	対策
埋設物・コンクリート塀、擁壁等の建築物に近接する箇所での明り掘削	当該埋設物等の補強・移設等、危険防止措置後でなければ作業を行ってはならない。 特にガス導管の防護については、作業指揮者の指揮によること。
掘削機械、積込機械、運搬機械によるガス導管、地中電路等地下工作物を損壊させるおそれがある中での明り掘削	掘削機械等の使用禁止

明り掘削とは

「明り掘削（あかりくっさく）」とは、地山の掘削又はこれに伴う土石の運搬等の作業(地山の掘削の作業が行われる箇所及びこれに近接する箇所において行われるものに限る。)をいいます。（労働安全衛生規則第 3 2 2 条）

3 資格を必要とする作業一覧等（労働安全衛生法関係、建設工事関係分抜粋）

（１）「作業主任者」を必要とする作業一覧

安衛則第 16 条 （選任、別表 1）
 法第 14 条、令第 6 条 " 第 17 条 （職務の分担）
 " 第 18 条 （氏名等の周知）

名 称	法 令	作 業 の 内 容	資 格
高 圧 室 内 作 業 主 任 者	法 14 令 6・1 号 高圧則 10	高圧室内作業(潜函工法その他の圧気 工法により、大気圧を超える気圧下の 作業室又はシャフトの内部において 行う作業に限る)	高圧室内 作業主任者免許
コ ン ク リ ー ト 破 碎 器 作 業 主 任 者	法 14 令 6・8 号の 2 安衛則 321 の 3～321 の 4	コンクリート破砕器を用いて行う破 砕の作業	コンクリート破 砕器作業主任者 技能講習修了者
地 山 の 掘 削 作 業 主 任 者	法 14 令 6・9 号 安衛則 359 ～ 360	掘削の高さが 2 m 以上となる地山の 掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘 削を除く) の作業	地山の掘削作業 主任者技能講習 修了者
土 止 め 支 保 工 作 業 主 任 者	法 14 令 6・10 号 安衛則 374 ～ 375	土止め支保工の切りばり又は腹おこ しの取付け又は取はずしの作業	土止め支保工作 業主任者技能講 習修了者
ず い 道 等 の 掘 削 等 作 業 主 任 者	法 14 令 6・10 号の 2 安衛則 383 の 2～383 の 3	ずい道等の掘削の作業又はこれに伴 うずり積み、ずい道支保工の組立て、 ロックボルトの取付若しくはコンク リート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削 等作業主任者技 能講習修了者
ず い 道 等 の 履 行 作 業 主 任 者	法 14 令 6・10 号の 3 安衛則 383 の 4～383 の 5	ずい道等の履行の作業	ずい道等の履行 作業主任者技能 講習修了者
型 わ く 支 保 工 の 組 立 て 等 作 業 主 任 者	法 14 令 6・14 号 安衛則 246 ～ 247	型わく支保工の組立て又は解体の作 業	型わく支保工の 組立て等作業主 任者技能講習修 了者
足 場 の 組 立 て 等 作 業 主 任 者	法 14 令 6・15 号 安衛則 565 ～ 566	つり足場、張出し足場又は高さが 5 m 以上の足場の組立て、解体又は変更の 作業	足場の組立て等 作業主任者技能 講習修了者

名 称	法 令	作 業 の 内 容	資 格
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	法 14 令 6・15 号の 2 安衛則 517 の 4～517 の 5	建築物の骨組みであって、金属製の部材により構成されるもの(高さ 5 m 以上のものに限る)の組立て、解体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者
橋梁架設等作業主任者	法 14 令 6・15 号の 3 安衛則 517 の 8～517 の 9	橋梁の上部構造であって、金属の部材により構成される 5 m 以上の橋梁又は橋梁の支間が 30 m 以上の橋梁の架設又は変更の作業	橋梁架設等作業主任者技能講習修了者
木造建築物の組立て等作業主任者	法 14 令 6・15 号の 4 安衛則 517 の 12～517 の 13	軒の高さが 5 m 以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習修了者
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	法 14 令 6・15 号の 5 安衛則 517 の 17～517 の 18	高さ 5 m 以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了者
コンクリート橋架設等作業主任者	法 14 令 6・15 号の 6 安衛則 517 の 22～517 の 23	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもので高さ 5 m 以上、又は橋梁の支間が 30 m 以上の橋梁の架設又は変更の作業	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者
酸素欠乏危険作業主任者	法 14 令 6・21 号 酸欠則 11	酸素欠乏等危険場所における作業 令別表 6(3)の 3.9.12 を除く)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者または、酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
		上記場所のうち、硫化水素中毒にかかるおそれのある作業 令別表 6(3)の 3.9.12)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
有機溶剤作業主任者	法 14 令 6・22 号 有機則 19～19 の 2	有機溶剤を製造し、又は取扱う業務で省令で定めるものに係る作業	有機溶剤作業主任者技能講習修了者

名 称	法 令	作 業 の 内 容	資 格
鉛 作 業 主 任 者	法 14 令 6・19 号 鉛則 33	令別表 4 第 1 号から第 10 号までに掲げる業務に掲げる作業(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く) 例:橋梁補修工事などにおける含鉛塗料のかき落としの業務	鉛作業主任者技能講習修了者
石 綿 作 業 主 任 者	法 14 令 6・23 号 石綿則 19	石綿等を取扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業	石綿作業主任者技能講習修了者
特 定 化 学 物 質 作 業 主 任 者	法 14 令 6・18 号 特化則 27	特定化学物質を取扱う作業(下記、金属アーク溶接等作業を含む)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者 *エチルベンゼン等特別有機溶剤については、有機溶剤作業主任者技能講習修了者
金 属 ア ー ク 溶 接 等 作 業 主 任 者 限 定 技 能 講 習		特定化学物質の内、 ○金属をアーク溶接する作業 ○アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングをする作業 ○その他、溶接ヒュームを製造し又は取り扱う作業(清掃等)	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習修了者

(2) 安全衛生管理体制

名 称	法 令	選任が必要な建設工事現場	資 格
統括安全衛生責任者	法 15	特定元方事業者（元請）であって 1．常時労働者数 30 人 ○ずい道、橋梁の建設の仕事 （ 人口が集中している地域内における道路上若しくは道路に隣接した場所 鉄道の軌道上若しくは軌道に隣接した場所に限る ） ○圧気工法による作業 2．常時労働者数 50 人 上記以外	事業主が選任したもの （ 統括安全衛生管理に関する教育を受けた者のうちから選任するよう努める ）
元方安全衛生管理者	法 15 の 2 安衛則 18 の 3	統括安全衛生責任者の選任が必要な規模の建設工事現場の特定元方事業者（元請）	安衛則 18 の 4 (学歴+実務経験)
店社安全衛生管理者	法 15 の 3 安衛則 18 の 8	統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を選任していない建設現場の元方事業者(請負契約を締結している事業場ごと) であって、 1．常時労働者数 20 人 ○ずい道、橋梁の建設の仕事 （ 人口が集中している地域内における道路上若しくは道路に隣接した場所 鉄道の軌道上若しくは軌道に隣接した場所に限る ） ○圧気工法による作業 ○主要構造部が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設の仕事 2．常時労働者数 50 人 上記以外	安衛則 18 の 6 (学歴+実務経験)
安全衛生責任者	法 16 安衛則 19	統括安全衛生責任者が選任される建設工事現場の請負人（下請）	職務を十分に行うことができる者 (一定の教育を実施 「 職長・安全衛生責任者教育カリキュラム」(改正平成 18 年 5 月 12 日付け基発第 0512004 号別添))

名 称	法 令	選任が必要な建設工事現場	資 格
職長	法 60 令 19・1 号 安衛則 40	建設業等、特定の業種の事業場ごと (元請・下請)	事業主が選任したもの 「職長・安全衛生責任者教育カリキュラム」(改正平成 18 年 5 月 12 日付け基発第 0512004 号別添))
化 学 物 質 管理者	法 22 安衛則 12 の 5	リスクアセスメント対象物を製造し、 又は取り扱う事業場ごと	講習機関が実施する 化学物質の管理に関する講習終了者(製造する場合に必須)
保 護 具 着 用 管 理 責 任者	法 22 安衛則 12 の 6	化学物質管理者を選任した事業場で、 労働者に保護具を使用させる場合	○保護具の管理に関する教育を受講した者 ○化学物質専門家 ○作業環境管理専門家 ○労働衛生コンサルタント ○第一種衛生管理者 ○衛生工学管理者 ○作業主任者 (特化・鉛・四アルキル・有機) ○安全衛生推進者(講習受講者)

(2) 「就業制限」業務一覧

名 称	法 令	業 務 の 種 類	資 格
発破技士	法 61 令 20・1 号 安衛則 41 別表 3	発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	1 . 発破技士免許 2 . 火薬類取扱保安責任者免状 3 . 保安技術職国家試験の一定のものに合格した者 のいずれかに該当する者
移動式クレーン運転士	法 61 令 20・7 号 安衛則 41 別表 3	つり上げ荷重が 5 t 以上の移動式クレーンの運転(道路交通法の道路上を走行させる運転を除く) の業務	移動式クレーン運転士免許
小型移動式クレーン運転者	法 61 令 20・7 号 安衛則 41 別表 3	つり上げ荷重が 1 t 以上 5 t 未満の移動式クレーンの運転(道路交通法の道路上を走行させる運転を除く) の業務	1 . 移動式クレーン運転士免許 2 . 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
潜水土	法 61 令 20・9 号 安衛則 41 別表 3	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水土免許
ガス溶接作業	法 61 令 20・10 号 安衛則 41 別表 3	可燃性ガス及び酸素を用い行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	1 . ガス溶接作業主任者免許 2 . ガス溶接技能講習修了者 3 . その他厚生労働大臣が定める者
車両系建設機械運転者	法 61 令 20・12 号 安衛則 41 別表 3	機体重量が 3 t 以上の <u>一定の建設機械</u> で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転(道路交通法の道路上を走行させる運転を除く) の業務 1 . 整地、運搬、積込み、掘削用機械 2 . 基礎工事用機械 3 . 解体用機械	1 . 車両系建設機械運転技能講習修了者 2 . 建設業法施行令に規定する建設機械施行技術検定の合格者 3 . 職訓法建設機械運転科の訓練修了者 4 . その他厚生労働大臣が定める者

名 称	法 令	業 務 の 種 類	資 格
不整地運搬車運転者	法 61 令 20・14 号 安衛則 41 別表 3	最大積載荷重 1 t 以上の不整地運搬車の運転の業務	不整地運搬車運転技能講習修了者
高所作業車運転者	法 61 令 20・15 号 安衛則 41 別表 3	作業床の高さが 10 m 以上の高所作業車の運転の業務	高所作業車運転技能講習修了者
玉掛作業者	法 61 令 20・16 号 安衛則 41 別表 3	制限荷重が 1 t 以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	1. 玉掛技能講習修了者 2. 職訓法玉掛け科の訓練修了者 3. その他厚生労働大臣が定める者

建設機械等

1. 車両系建設機械

(1) 整地・運搬・積み込み機械

ブルドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル
ずり積機、スクレーパー、スクレープ・ドーザー

(2) 掘削用機械

パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、
クラムシェル、バケット掘削機、トレンチャー

(3) 基礎工事用機械

くい打機、くい抜機、アース・ドリル、リバース・サーキュレーション・
ドリル、せん孔機、アース・オーガー、ペーパー・ドレーン・マシン

(4) 締固め用機械

ローラー

(5) コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車

(6) 解体用機械

ブレーカ、安衛則第 151 条の 84 で定義するもの（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）

(3) 「特別教育」を必要とする作業等一覧

区 分	法 令	業 務 の 種 類
アーク溶接	法 59・3 項 安衛則 36・3 号	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
電気	法 59・3 項 安衛則 36・4 号	高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務 低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
不整地運搬車	法 59・3 項 安衛則 36・5 号の 3	最大積載量が 1 t 未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務
建設機械等	法 59・3 項 安衛則 36・9 号	機体重量が 3 t 未満の整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用、解体用の建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・9 号の 2	基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・9 号の 3	基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転席における操作を除く）の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・10 号	締固め用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・10 号の 2	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・10 号の 3	ボーリングマシンの運転の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・10 号の 4	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・10 号の 5	作業床の高さが 10 m 未満の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務

名 称	法 令	作 業 の 内 容
巻上機	法 59・3 項 安衛則 36・11 号	動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以上の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く）の運転の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・13 号	動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供される機械（鉄道営業法、鉄道事業法又は軌道法の適用を受けるものを除く）の運転の業務
クレーン 関係	法 59・3 項 安衛則 36・16 号	つり上げ荷重が 1 t 未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・18 号	建設用リフトの運転の業務
玉掛	法 59・3 項 安衛則 36・19 号	つり上げ荷重が 1 t 未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
高気圧	法 59・3 項 安衛則 36・20 号の 2	作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務
	法 59・3 項 安衛則 36・21 号	高気圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
	法 59・3 項 安衛則 36・22 号	気閘室への送気又は気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
	法 59・3 項 安衛則 36・23 号	潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
	法 59・3 項 安衛則 36・24 号	再圧室を操作する業務
	法 59・3 項 安衛則 36・24 号の 2	高圧室内作業に係る業務
ずい道	法 59・3 項 安衛則 36・30 号	ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、履行のコンクリートの打設等の作業（当該ずい道等の内部において行われるものに限る）に係る業務

名 称	法 令	作 業 の 内 容
石綿	法 59・3 項 石綿則 27 条 安衛則 36・37 号	石綿が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の係る作業に係る業務 石綿則第 10 条第 1 項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る業務
足場組立・変更	法 59・3 項 安衛則 36・39 号	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)
ロープ高所作業	法 59・3 項 安衛則 36・40 号	高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業に係る業務
フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う高所作業	法 59・3 項 安衛則 36・41 号	高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)
貨物自動車のテールゲートリフターの操作作業	法 59・3 項 安衛則 36・5 の 4 号	テールゲートリフター(貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフト)の操作の業務(当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。)

「危険有害業務に対する特別教育に準じた教育」を必要とする作業等一覧

区 分	法 令	業 務 の 種 類
刈 払 機 取 扱作業	H3.1.21 基発 39 号 (安全衛生教育 推進要綱)	刈払機を使用する作業
「携 帯 用 丸のこ盤」 取扱作業	H3.1.21 基発 39 号 (安全衛生教育 推進要綱)	「携帯用丸のこ盤」を使用して行う作業

(4) 「作業指揮者」を必要とする作業一覧

名 称	法 令	選 任 す べ き 作 業	資 格
車両系荷役運搬機械等を用いる作業指揮者	法 20 安衛則 151 の4	車両系荷役機械等を用いる作業	事業主が選任したもの
	法 20 安衛則 151 の15	車両系荷役機械等の修理又はアタッチメントの装着若しくは取外しの作業	
不整地運搬車積卸し作業指揮者	法 20 安衛則 151 の48	1つの荷が、100kg以上のものの積卸し作業(ロープ及びシートの掛け外し作業を含む)	事業主が選任したもの
貨物自動車積卸し作業指揮者	法 20 安衛則 151 の70	1つの荷が、100kg以上のものの積卸し作業(ロープ及びシートの掛け外し作業を含む)	事業主が選任したもの
車両系建設機械の修理等の作業指揮者	法 20 安衛則 165	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取り外しの作業	事業主が選任したもの
コンクリートポンプ車の輸送管組立て等の作業指揮者	法 20 安衛則 171 の3	コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て又は解体の作業	事業主が選任したもの
くい打機等の組立て等の作業指揮者	法 20 安衛則 190	くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動の作業	事業主が選任したもの
高所作業車作業指揮者	法 20 安衛則 194 の10	高所作業車を用いての作業	事業主が選任したもの
	法 20 安衛則 194 の18	高所作業車の修理又は作業床の装着若しくは取り外しの作業	
危険物取扱い作業指揮者	法 20 安衛則 257	危険物を製造し、又は取り扱う作業	事業主が選任したもの
化学設備等の改造等作業指揮者	法 20 安衛則 275	化学設備、化学設備の配管又は化学設備の附属設備の改造、修理、清掃等の作業	事業主が選任したもの
発破作業指揮者	法 20 安衛則 319	導火線発破の作業	発破の業務につくことができる者のうちから事業主が選任したもの
	法 20 安衛則 320	電気発破の作業	
電気工事の作業指揮者	法 20 安衛則 350	停電作業、高圧活線作業、高圧活線近接作業、特別高圧活線作業又は特別高圧活線近接作業	事業主が選任したもの

名 称	法 令	選 任 す べ き 作 業	資 格
ガス導管の防護の作業指揮者	法 21 安衛則 362	明かり掘削作業により露出したガス導管に防護を行う作業	事業主が選任したもの
ガス溶接等の作業指揮者	法 21 安衛則 389 の3	ずい道等の建設の作業を行う場合、当該ずい道等の内部で、可燃性ガス及び酸素を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業	危険物取扱い作業指揮者
建築物等の組立て等作業指揮者	法 21 安衛則 529	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業(作業主任者の選任を必要とする作業を除く)	事業主が選任したもの
ロープ高所作業の作業指揮者	法 21 安衛則 539 の6	ロープ高所作業	事業主が選任したもの
クレーンの組立等の作業指揮者	法 20 クレーン則 33	クレーンの組立て又は解体の作業(ケーブルクレーンを含む)	事業主が選任したもの
移動式クレーンのジブの組立て等の作業指揮者	法 20 クレーン則 75 の2	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	事業主が選任したもの
建設用リフトの組立て等の作業指揮者	法 20 クレーン則 191	建設用リフトの組立て又は解体の作業	事業主が選任したもの
特定化学物質等設備等の改造等の作業指揮者	法 22 特化則 22	特化物等を製造し、取扱い、貯蔵する設備又は特化物等を発生させる物を入れたタンク等で当該特化物が滞留するおそれのあるものの改造、修理、清掃等で、これらの設備を分解し、又は内部に立ち入る作業	特定化学物質等による労働者の健康障害の予防について必要な知識を有する者のうちから事業主が選任したもの
	法 22 特化則 22 の2	特化物等を製造し、取扱い、貯蔵する設備(上記の設備を除く)の改造、修理、清掃等で、当該設備を分解し、又は内部に立ち入る作業で溶断、研磨等により特化物等を発生させるおそれのある作業	

名 称	法 令	選 任 す べ き 作 業	資 格
硫化水素関係 設備等の改造 等の作業指揮 者	法 22 酸欠則 25 の2	し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他 腐敗し、若しくは分解しやすい物質 を入れてあり、若しくは入れたこと のあるポンプ若しくは配管等又は これらに附属する設備の改造、修 理、清掃等の作業	硫化水素中毒 の防止につい て必要な知識 を有する者の うちから事業 主が選任した もの

(5) 「誘導者・監視人」を必要とする作業一覧

区 分	法 令	配 置 す べ き 作 業
誘導者	法 20 安衛則 151 の 6	車両系荷役運搬機械等を用いて行う作業での車両系荷役運搬機械の転倒又は転落防止
	法 20 安衛則 151 の 7	車両系荷役運搬機械等を用いて行う作業での車両系荷役運搬機械等又はその荷との接触防止
	法 20 安衛則 157	車両系建設機械を用いて行う作業での車両系建設機械の転倒又は転落防止
	法 20 安衛則 158	車両系建設機械を用いて行う作業での車両系建設機械との接触防止
	法 20 安衛則 194 の 20	高所作業車の作業床（作業床において走行の操作をする構造のものを除く）に労働者を乗せて走行する場合
	法 20 安衛則 224	建設中のずい道の内部において動力車による後押し運転を行うとき
	法 21 安衛則 365	明り掘削の作業において、運搬機械等が労働者の作業箇所に進退して接近するとき、又は転落防止
	法 21 安衛則 388	ずい道の建設の作業において、運搬機械等が労働者の作業箇所に進退して接近するとき
監視人	法 20 安衛則 339	電路を開路して、当該電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業 当該電路に近接する電路若しくはその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業 当該電路に近接する工作物（電路の支持物を除く）の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業
	法 20 安衛則 345	特別高圧の充電電路近接において、電路又はその支持物（特別高圧の充電電路の支持がいしを除く）の点検、修理、塗装、清掃等の作業
	法 20 安衛則 349	架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業
	法 21 安衛則 536	3 m以上の高所から物体を投下するとき
	法 23 安衛則 550	通路と交わる軌道で車両を使用するとき
	法 21 安衛則 554	軌道上又は軌道に近接した場所での作業
	法 22 酸欠則 13	酸素欠乏危険場所における作業

(6) 年少者 (満 1 8 歳未満) に就かせてはならない業務等 (建設業関連のみ抜粋)

(労働基準法第 6 0、6 1 条、年少者労働基準規則第 7、8 条)

労働時間の制限	時間外労働
	休日労働
	深夜 (2 2 時 ~ 翌 5 時) 労働
危険有害業務の 就業制限	クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務
	クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務 (2 人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)
	運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務
	動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
	土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが 5 メートル以上の地穴における業務
	高さが 5 メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務
	足場の組立、解体又は変更の業務 (地上又は床上における補助作業の業務を除く。)

取扱う物の重量制限

年齢	性	重量 (k g)	
		断続作業	継続作業
1 6 歳未満	男	1 5	1 0
	女	1 2	8
1 6 歳 ~ 1 8 歳未満	男	3 0	2 0
	女	2 5	1 5

事 務 連 絡

平成24年3月27日

部 内 各 所 属 長 殿

建設技術企画課長

工事現場における作業主任者の選任の徹底について(通知)

公共工事においては、平素から労働安全衛生法及び関係法令や土木安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱、公共工事の発注における工事安全対策要綱等の遵守により、工事現場における安全衛生管理や第三者への災害の防止の徹底等を図っているところです。

このうち、工事現場における作業主任者の選任については、労働基準監督署が中心となって開催している「公共工事発注機関労働災害防止連絡協議会」における資料を「設計積算資料(富山県土木部)」に掲載し、作業主任者の選任が必要な作業について周知しているところですが、建設工事が必要と考えられる作業主任者について一部記載がされていなかったため、別添のとおり追加します。

貴職におかれましては、事故を未然に防止するため、施工業者に対し、作業主任者の選任の徹底を図るよう改めて指導願います。

(事務担当 技術指導係)

設計積算資料1-7-116,117ページ(その他 労働災害防止関係資料)に掲載されている作業主任者の必要な作業(抜粋版)について、建設工事で必要と考えられる下表の作業主任者を追加する。

名 称	法 令	作業の内容	資 格
ガス溶接作業主任者	法14 令6・2号 安衛則16	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は、加熱の作業	ガス溶接作業主任者免許を受けた者
鉛作業主任者	法14 令6・19号 安衛則16	令別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛作業(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業	鉛作業技能講習会を修了した者

令 別表第四 鉛業務(第六条関係)抜粋

一 鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙焼、焼結、溶鋳又は鉛等若しくは焼結鋳等の取扱いの業務(鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が五〇リットルをこえない作業場における四五〇度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。次号から第七号まで、第十二号及び第十六号において同じ。)

二 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鋳(鉛を三パーセント以上含有する原料を取扱うものに限る。)、当該溶鋳に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。))の取扱いの業務

三 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

四 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務

五 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務

六 鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

七 鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)

八 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳打ち(加熱して行なう鋳打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務

九 鉛装置の内部における業務

十 鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務(前号に掲げる業務を除く。)

労働安全衛生規則（抜粋）

（悪天候時の作業禁止）

第五百二十二条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

（点検）

第五百六十七条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 四 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- 五 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- 六 脚部の沈下及び滑動の状態
- 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- 八 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 九 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

3 事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果
- 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

（つり足場の点検）

第五百六十八条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に

掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

(点検)

第五百七十五条の八 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

- 2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
 - 一 支柱の滑動及び沈下の状態
 - 二 支柱、はり等の損傷の有無
 - 三 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
 - 四 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態
 - 五 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
 - 六 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付け状態及び取りはずしの有無
 - 七 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無
- 3 事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならない。
 - 一 当該点検の結果
 - 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

- 一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。
- 二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。
 - イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
 - ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態

- ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- ニ 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- ホ 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態
- ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態
- チ 建地、布及び腕木の損傷の有無
- リ 突りようとつり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能
- 三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節（第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。）に規定する足場の基準に適合するものとする。
- 2 注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならない。
 - 一 当該点検の結果
 - 二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

（作業構台についての措置）

- 第六百五十五条の二** 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。
- 一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを作業構台の見やすい場所に表示すること。
 - 二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。
 - イ 支柱の滑動及び沈下の状態
 - ロ 支柱、はり等の損傷の有無
 - ハ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
 - ニ 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
 - ホ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
 - ヘ 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

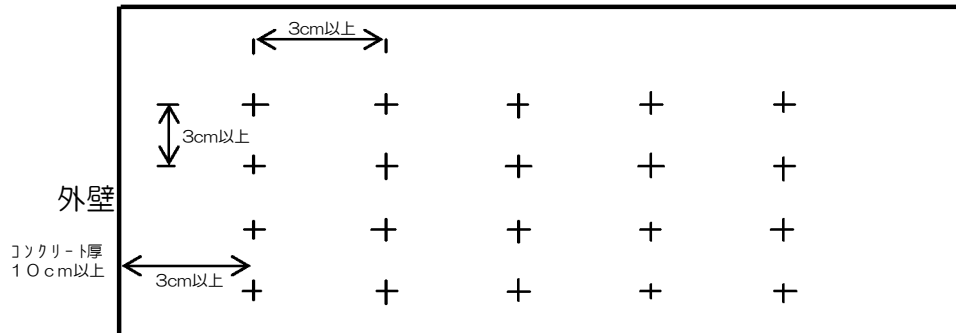
- ト 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無
- 三 前二号に定めるもののほか、第二編第十一章（第五百七十五条の二、第五百七十五条の三及び第五百七十五条の六に限る。）に規定する作業構台の基準に適合するものとしなければならない。
- 2 注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならない。
 - 一 当該点検の結果
 - 二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

テストハンマーによるコンクリート圧縮強度検査

1 測定方法

一回の測定は、互いに3cm以上の間隔をもつ20点について行い、平均をとって基準硬度とする。

ただし、特に反響やくぼみ具合などから判断して、明らかに異常と認められる値、または、その偏差が平均値の±20%以上になる値があれば、それを捨てて平均値を求める。



注1：20点の測定値のうち、その反発強度が平均値に対して±20%以内にあるものが15点以上あれば、その値は有効とする。

注2：測定面は型枠に接していた面で、質が均一、かつ、モルタルにおおわれた平滑な平面部を選定し、凹凸や付着物、上塗りなどは除くこと。

注3：骨材や鉄筋の部分にテストハンマーがあたると大きな測定値が出ることになるので、コンクリート部分のデータをとるよう留意すること。

注4：測定に先立ち、テストハンマーが正常値を出すかチェックしておくこと。その際、テストアンビル（反発強度80）の反発誤差は80±2の範囲内とすること。

2 強度の推定方法

強度の推定は、基準硬度（全測定値の算術平均）に打撃方向、測定部の状態を加味し、材令補正を行い、以下の標準円柱体圧縮強度推定式（日本材料学会）により行うものとする。

$$F = (-18.0 + 1.27 \times R_o) \times d$$

F：標準円柱体圧縮強度（測定強度）

R_o：(R + ΔR)

R＝基準硬度（有効測定値の算術平均）

ΔR＝打撃方向、測定部の状態による補正值

d：材令補正係数

(1) 打撃方向による補正值

R	傾斜角に対する補正值				
	+90	+45	-45	-90	±0
10			+2.5	+3.4	0
20	-5.4	-3.5	+2.4	+3.2	
30	-4.7	-3.1	+2.3	+3.1	
40	-3.9	-2.6	+2.0	+2.7	
50	-3.1	-2.1	+1.6	+2.2	
60	-2.3	-1.6	+1.3	+1.7	
	上向	上向	下向	下向	水平

(2) 測定部の状態による補正值

測定部の状態	補正值
コンクリートの表面が乾燥しているとき	±0
コンクリートの内部が湿っているとき	+3
コンクリートの外部が濡れているとき	+5

(3) 材令補正係数

材令(日)	(7)	10	20	28～
d	(1.9)	1.55	1.12	1.00

()は参考値 原則として、材令10日以上で推定すること。

3 テストハンマーによるコンクリート圧縮強度の推定（記入例）

工 事 名： ○○○○ 事 業 □□□ 工 事

構造物の種類： 重力式コンクリート擁壁

設計基準強度： $\sigma_{ck} = 18 \text{ N/mm}^2$

基 準 硬 度（R） の 結 果 一 覧 表

27	26	20	29	26
25	27	22	27	28
26	25	27	32	25
25	27	26	27	28

$$R = \Sigma R / 20 = 525 / 20 = 26.3$$

$$UCL = 26.3 \times 1.2 = 31.6$$

$$LCL = 26.3 \times 0.8 = 21.0$$

名 称	計 算 式	摘 要
基準硬度 $R = \Sigma R / n$	$= 473 / 18 = 26.3$	傾斜角度 0度 内 部 濡 れ
打撃方向による補正值 ΔR	$= 0$	
測定部の状態による補正值 ΔR	$= +3$	
$R + \Delta R$	計 29.3	材令 20日
材令補正係数 d	1.12	

$$F = (-18.0 + 1.27 \times 29.3) \times 1.12 = 21.5 \text{ N/mm}^2$$

$$\sigma_{ck} \leq F$$

Ⓢ 否

4 合 否 の 判 定 方 法

合否の判定は、同一強度で作られた一連の構造物を単位として、以下の手順により行うものとする。

(1) 品質管理基準による試験・管理を実施していない場合

ア. コンクリートの打設回数が3回以上の箇所

以下の測定を実施し、前記推定式により各圧縮強度を推定する。（測定強度）

検査員が任意に選ぶ複数箇所を測定する。
（測定場所及び箇所数は、コンクリートの体積や材令、色あい等を総合的に判断して選ぶものとする。）

判定1	全測定強度が設計基準強度の85%以上、かつ、この平均が設計基準強度以上の場合は合格とする。
判定2	全測定強度が設計基準強度の85%以上であるが、この平均が設計基準強度を下回る場合は、設計基準強度を下回った箇所の測定位置を変更(同一材令)して再測定する。 再測定強度と当初の設計基準強度以上の箇所の測定強度が、判定1に該当する場合は合格とする。
判定3	設計基準強度の85%を下回る測定強度が存在する場合は、この設計基準強度を下回った箇所ごとに測定位置を変更(同一材令)して、新たに2箇所を再測定する。 再測定強度と当初の設計基準強度の85%以上の箇所の測定強度が、判定1に該当する場合は合格とする。
判定4	判定2、3の再測定においても判定1を満たさない場合には、設計基準強度を下回る測定値が出たすべての箇所において、3本/箇所の供試体を採取する。 採取した供試体を監督員等の立会いのもと、圧縮強度試験を行い、各箇所毎3本の試験結果が設計基準強度の85%以上で、かつ、3本の平均が設計基準強度以上であれば合格とする。

イ. コンクリートの打設回数が2回以下の箇所及び小型構造物

以下の測定を実施し、前記推定式により各圧縮強度を推定する。（測定強度）

検査員が任意に選ぶ1箇所を測定する。

判定1	この測定強度が設計基準強度以上の場合は合格とする。
判定2	この測定強度が設計基準強度を下回る場合は、この設計基準強度を下回った箇所の測定位置を変更(同一材令)して、新たに2箇所を再測定する。 この2箇所の測定強度が設計基準強度の85%以上で、かつ、平均が設計基準強度以上の場合には合格とする。
判定3	判定2を満たさない場合には、検査員が指示する箇所(同一材令)で供試体を2本採取する。 採取した供試体を監督員等の立会いのもと、圧縮強度試験を行い、この2本の試験結果が設計基準強度の85%以上で、かつ、平均が設計基準強度以上であれば合格とする。

(2) 品質管理基準による試験・管理を実施している場合

以下の測定を実施し、前記推定式により各圧縮強度を推定する。（測定強度）

ア. 品質管理基準による測定箇所と同一箇所周辺で1箇所を測定する。

a: 品質管理基準による管理測定値から今回の測定強度を引いた差が $3\text{ (N/mm}^2\text{)}$ を超える場合は、さらに、別の管理測定箇所と同一箇所周辺で1箇所を測定する。

b: 再び、 $3\text{ (N/mm}^2\text{)}$ を超える場合には、(1)「品質管理基準による試験・管理を実施していない場合」にて検査を実施する。

イ. 品質管理基準による管理測定を実施していない箇所で、検査員が任意に選ぶ2箇所を測定する。

判定	判定は、(1)アの判定1～4に同じとする。
----	-----------------------

コア採取による圧縮強度試験は、JIS-A1107によること。